

などを経て現在はジャーナリストとして御活動をしておられます。

北沢栄さんが今日、私、参考人として是非お越しをいただいて御意見を聞かせくださいと申し上げましたのは、私もこの本を読ませていただいて、公益法人というものの在り方、あるいは公益法人という名前の中の様々、行政委託型の公益法人と言われている官製の公益法人がある、その活動はどうかという点について鋭い御指摘をしておられますので、今日、皆様の御了解をいただいております。

ということで、まず、これまで御研究をされて、また御提言をされてこられましたこの官製公益法人という点についての御所見をお伺いをさせていただきますかと思っております。お座りいただいたままで結構でございますが、パネルにお使いいただくようでございますが、皆様の方には資料を配付をさせていただきますが、パネルは少し遠いものですから、パネルのものとお配りいただく資料の中の一番最後のページが同じものということになっておりますが、そちらもごらんいただければというふうに思います。十五分程度お話をいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

○参考人(北沢栄君) ジャーナリストの北沢栄です。当厚生労働委員会で審議中の法律案について述べます。

昨年三月の閣議決定で、検査、検定などの事業についてはどうしても必要やむなき場合はこう定められました。行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正中立な第三者機関による検査、検定の実施とすると。これは非常にいい精神が盛り込まれていると思います。ここから、審議に当たり、三つのチェックポイントが浮かび上がってくると思います。

第一に、検査、検定自体を廃止できないか。規制撤廃して、一体その検査は必要なのか、そもそも

も、という視点から検査、検定自体を廃止できないか。

二番目に、事業者の自己責任で自らチェックできないか。自己認証ですね。自分でやって、自分の責任でやるということが基本ですから、もし必要ならそれができないか。

三番目に、どうしても登録機関が必要ならば、なぜそれが必要なのかという理由、それが必要ですね。登録制とその他の場合はしますけれども、その場合、民間からの参入が公正に無理なく行われるようになるかどうかですね。

つまり、民間各社登録しても、ふたを開けてみれば、登録された実態は、前と変わらない公益法人だったり、あるいはその下請の会社ですね、天下り会社、役人の天下り会社であれば実態は変わらないと。これではいけませんね。ですから、結果的に、従来の指定公益法人、指定法人と言われている公益法人でなければ、それと天下り会社だけが検査機関として選ばれることのないようにしなければいけないかと思っております。登録要件の公正化、規制緩和ということが言えるわけですね。それで、閣議決定の言う行政の裁量の余地のない形で登録され実施されるかというのがポイントになるかと思っております。

本省所管の特殊法人、公益法人について調べてまいりました。私の知る限り、非常に大きな問題を抱えているのはこの旧労働省、旧厚生省でした。例えば、グリーンピア事業に大失敗した旧年金福祉事業団、今の年金資金運用基金ですね。これと、グリーンピアの運営を委託された公益法人の年金保養協会というのがあります。そのほかに地方自治体が行っているわけですが、それと地方自治体の所管の公益法人を通じて運営をやっている。

全国の十三基地のグリーンピアで、これまで土地取得費、建設費合わせて二千億円近くが費やされています。その上、維持管理コストも多額に上ると。今年度予算で見ると、維持費に十億、建物の解体、撤去などに九億円も掛けている。それか

らさらに、来年もこういう解体が続くわけですね。

それで、特殊法人のもう一つの雇用・能力開発機構、雇用促進事業団と言われているところで、けれども、これも大変問題があります。全国三千七十カ所に設けられたリゾート施設、体育館、これを千五百円で、この前新聞にいろいろ出ていましたよね。川越武道館は千五百円で売っている。あるいは一万五百円で売り出して波紋を呼んでいます。

国民の代表である国会議員の先生方は、こういう官業の失敗、税金や年金で賄う国民負担、官僚の飽くなき権限、利権の自己増殖を厳しくチェックしてもらいたいと思っております。とりわけ公益法人は見えない政府の典型ですから、これをまず政府そのものが必要かどうかを含めて根本的に検討してもらいたいと思っております。

次に、原点に立ち返って、公益法人改革の必要性について述べます。

全国に公益法人は二万六千以上で上がりました。いろいろな主務官庁制による設立許可を踏まえて官庁がほとんど乱立した経緯があるわけですね。そして、次のような公益法人が問題になるわけですね。きちんと公益事業をしている法人も数多くあります。ただし、全法人の推定二割、五千法人強が問題法人のカテゴリーに入ると推定されます。問題法人というのは、大体十のカテゴリー、三つありますね、大きく分けて三つあります。

まず、行政の需要に基づいて作られて、事業が行政と結び付いている法人ですね。外郭団体とかいわゆる行政周辺法人と言われるような行政の周りにいる法人。それから二番目に、特定の業界や団体の共通の利益を追求する法人。これは本来公益法人じゃないんですけれども、中間法人という枠の中で数年前にカテゴリーに収められるはずが、その移行規定、手続がないためにそのままになっているということがあります。これは公益法人ですね、今言った二番目は、三番目に、本来なら民間の営利企業が行うべき事業を行っている法人です。

人。これは、民業圧迫というものを起こし得る法人ですね。

これらの法人を類型化すると、次の十種類に分類できると思います。

一番目は、国の一般会計、特別会計から多額の補助金や委託費の交付を受けてそれらを大学や研究機関などに再交付したり、いわゆるトンネル法人ですね、補助金、委託費で自らの収入の大部分を賄っているいわゆる丸抱え法人という、補助金丸抱えの法人ですね。これは明らかに補助金の無駄遣いを招くと。これはこちらの所管では、一部です、一部言いますと、これも未来財団とか、介護労働安定センター、国民健康保険中央会、ヒューマンサイエンス振興財団、産業医学振興財団などがあります。

二番目に、カテゴリーの第二、国の事務、実務を法的根拠によらずに独占事業の形で補助、補完している。これは、国と一体化して最初から国策事業としてやっているような国策法人ですね。これには厚生年金事業振興団、社会保険健康事業財団、労災保険情報センターなどがあります。

三番目に、各省庁の事務に関連して、そのシンクタンクとなっている公益法人があります。

調査研究活動を通じて本省を外部から補佐している。本省は本来やるべき仕事なんだけれどもそれを外部委託しているわけですが、その結果、これは一つの見えない政府のスポンサー的な役割をするわけですね、各省庁の。本来なら各省庁の企画部門が直接行うべき機能でしょう。企画立案というのは非常に重要な官庁の機能であるのに、そこをお任せ定食みたいにしていくわけですね。それは調査研究を定員の関係で外部委託しているというのが見受けられます。これはシンクタンクの調査委託費を委託費の形で国民負担している。それから、関係業界に寄附や会費を求めがちである。これはよくある、もう実際に実例がありますね。

四番目に、特殊法人の事務、実務を補助、補完する。国に代わって、今度は特殊法人という政府

機関、この実務、事務を補助、補完する。これは官業コストの国民負担をしているということが言えますけれども、特殊法人と公益法人の二重構造になるわけで、非常にコスト高になる。しかも、だんだん公益法人に近づくにつれて見えなくなるから、見えない政府を形成するわけです。これには、全国年金住宅融資法人協会、年金融資福祉サービス協会などがこちらの所管にあります。

第五番目に、特殊法人が設けた保養所などの施設の管理運営を行う。これは民業圧迫になりますけれども、中野プラザですとか年金保養協会ですね、先ほどのグリーンピアの。これらは特殊法人が設けた保養所などの管理運営に当たる。

それから六番目に、国家資格の試験や講習に関する事務を国から指定を受けて実施する。これはコスト高になるわけですけれども、医療機器センター、それから日本水道協会、テクノエイド協会などがあります。これは民間参入阻害にもなるわけです。

七番目に、国が定めた基準に適合しているかどうかの検査、検定、認定などを国から指定を受けるなどして行う。これは民間参入阻害、それからコスト高になるわけですけれども、日本ボイラ協会、日本食品衛生協会、日本食品分析センターなどが挙げられます。

八番目に、公益法人の付与する資格を国が認定する。つまり、公益法人が、英検がいい例ですけれども、元々自分で開発したのを後になって例えば文部省が認定するとか、そういうやつですね。お墨付きを与える。これは国の過剰関与であって、資格の権威付け、差別化につながると。当省管内では、健康・体力づくり事業財団が挙げられます。

九番目に、国の職員の互助会、共済会が公益法人となっている。先ほどの中間法人に本来該当しなきゃいけないやつですね。相互補助的な団体で公益法人としても不適当であると。これは、官庁OBが役員をして、子会社の株式を保有していることが問題になりました。

十番目に、これ以外の特権型事業をやっている。これは一番いい例は、旧環境庁の国立公園の規制区域内で国民休暇村を作って官業をやっているとか、公益法人として事業をやっているというところが挙げられます。

さて、こういうふう非常に深刻な見えない政府の問題に対して、私はこういう根本改革案を用意しました。

これは、公益法人制度というのはそもそもあれですね、明治三十一年という日露戦争の前に作られた法律を基にしているんですね。明治三十一年、一八九八年の施行による民法三十四条を基です。それから、もう全然古いんですよ。もうこれは全然古いために公益性という定義がないでしょう、それから主務官庁というものがすべて決めるようになっていくんですね。ですから、どんどん作られたいきさつがあるわけですけれども。

これに対して、私が考えるのは、この公益法人制度そのものをもう否定して、なくて、新しいNPOというそういう概念で作っていく。そのためには、日本版チャリティ委員会なるものを作って、これは内閣に新設する第三者機関ですね。この日本版チャリティ委員会、これが新しいNPOの認定・監督機関に当たるわけですけれども、これが届出を受けてやって、それが届出制ですね。ですから、届けば、ここで認定した場合には、明確な非営利公益事業の定義、基準で認定した場合は、この対象法人は全部、NPOと法人格なきボランティア団体も含むという、これはアメリカ型なんですけれども、法人格を持っていないボランティア団体もいことをやればちゃんと税制優遇措置が得られるという、非常に民間活力を引き出すという仕組みを考えたいわけですけれども、その場合に、旧来の狭義の、狭い意味での公益法人、財団法人、社団法人以外に学校法人、宗教法人、社会福祉法人など広義の公益法人も入れて、一切ここで抜本改革は図れるんじゃないだろうか、そういう案を考えました。

そして、この中には、中間法人というのは、先

ほどこ言いましたけれども、強制的に移行すべきですけれども、その移行規定がないために、本来、公益法人でないのに、これはもうそもそも公益法人としては認められない、新NPOにも認められない、そういう考え方になります。

はい、以上です。ありがとうございます。

○山本孝史君 北沢参考人、ありがとうございます。また私の方からも補足の御質問を後でさせていただきます。

私たち民主党は、二十一世紀の社会でのNPOあるいは新しい公益を行う団体の姿というものは大変重要なことだと思っております。この公益法人改革あるいはNPO法制度の整理等々に力を入れてきたところでございます。

今御指摘いただいたように、この新しい公益法人の改革がどうなっていくのか、そのことが、ほかの今やっております、冒頭申し上げましたようないわゆる官製公益法人の仕事がどうなっていくのかというこの大前提になるんだと思っております。そして、そういう意味で、まず今日は、関係法案の審議に入ります前に、この公益法人改革の議論がどこまで進んでいて、今後どのように進んでいくのかということについて、内閣府の行政改革推進事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。

いろんな論点が整理をされておりますけれども、新しい制度をどういう方向性にするのかという点については、昨年末までにその方向性が出されると聞いておりましたけれども、結局出ませんでしたし、また今年も抜本改革についてはまだ先送りになったと理解をしております。

そこで、まず冒頭伺いをしますが、こうした、今、北沢参考人からも御指摘をいただきましたNPOを含めた公益法人等への例えば課税の在り方ですとか、あるいは公益性の判断、社会貢献性の判断のその基準、こういったものが今どのように議論されていて、どこまで合意ができていて、今後どのような方向性でいつごろまでにそういったものが出てくるのかということについて、

まず御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(小山裕君) お答え申し上げます。公益法人制度の抜本改革につきましては、昨年の三月の閣議決定に基づきまして、民間非営利活動を現在の社会経済システムの中で積極的に位置付けると。それとともに、現在の民法三十四条に規定されております公益法人につきましまして様々指摘されている問題に適切に対処するというところで抜本改革を行うということが決定されたわけでございます。

現在、鋭意作業中でございます。昨年の閣議決定におきましては、平成十七年度末を目途に法制上その他の必要な措置を講ずるということにされているわけでございまして、今後、関係府省、有識者の協力の下に法人制度の検討を進めてまいりたいと考えておりますし、また税制上の措置の在り方、公益性の基準等についても更に検討を進めていくことになっております。

現時点におきましてはまだ決まり切っているわけではございませんが、ただいまお話のありました、例えば公益性なり社会貢献性なり、そういったものをどのように考えるのかということにつきましては、その観点といたしましては、例えば、どのような基準にするのか、どのようにそういった基準を定めるのか、一体どこが判断するのか、それからどのように定められた基準によって、基準と申しますか要件を満たしたものに對してどのような法的効果、言い換えれば税制上その他の優遇措置をどのように考えていくかという点を更に検討を深めていきたいというふうに考えております。

○山本孝史君 今御説明いただきました論点といましようか議論すべき点は、もうずっと頭から、冒頭からその問題が出ていて、どうするのかというのを議論を重ねてきていて、どうですか。更に議論を重ねていくんだと、今はこういう問題点がありますよということをお説明されただけであって、そこがどこまで議論が深まってきていて、どの程度までの合意ができていくのか、そ

して出口はどうなっていくのかということではないと、今、平成十七年度までにできることはやっていきますと、こうおっしゃるわけけれども、全体にそこが整合性の取れた話にならないわけですね。

だから、今は論点を御説明されたことであった、その論点、どこまで深まってどの辺ぐらいでその合意の話になっているのか。社会貢献性の認定ということについて、必要だと、こう思っておられるんでしょうけれども、どうなっているのか。税制という問題が一番引っ掛かっておりますけれども、税制という問題についてどうなっているのか。もう少し補足をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(小山裕君) ただいま申し上げました論点、なかなか難しい点が多々ございます。したがって、まだ今の段階でこういった問題がある、それからそういったものについてこのような考えがある、例えば公益性なりの基準をどのように判断するのといった場合に、アメリカやドイツのように課税庁が判断するのか、あるいはイギリスのように第三者委員会が判断するのか等々の御議論等もありますし、今の段階ではまだ決めたところまで来ておりません。

しかし、いずれにしても、どのような点が検討項目と申しますか重要な論点であり、それについて検討していかなければならないということろまでは見えていくわけでございますが、今の段階で、いつの段階、いつその結論が出るのかということについてはまだお示しできないという状況にあるということでございます。

○山本孝史君　　そういう議論が進んでいる中で、財務当局とはとにかく課税をして収入を上げようと思うものですから、この間来から、例えば遺族年金も課税だ、失業手当も課税だと社会保障制度の中では言っている。また、この今日の公益法人であれば、公益法人も原則課税だということ、こう言っているわけですね。

中で議論があるわけですが、原則公益法人課税をするんだと、営利企業と同様のまず課税をするということについてはどの程度議論が深まっているのか。認識としてそうだと思う人とそうでないと思う人の割合はどのぐらいになっているんですか。

○政府参考人(小山裕君) 税制を直接担当しているわけではございませんので一般論になりますけれども、原則課税という言葉が飛び交っているところがございますが、私ども、法人を、制度をどのように考えていくかというところを担当している者から申し上げますと、先ほど北沢参考人からもお話ございましたように、現在の民法三十四条の公益法人というものは様々な問題を抱えているわけでございます。その中でもやはり大きな問題というのは、その公益性の判断というものと税制上の措置が一体化されておりまして、かつ、それを満たしているものが法人の設立を許可されると申しますか、法人が、設立の許可というものとの公益性の判断が一体化されていると。

したがって、いったん設立を許可され、公益性的であると認定されますと、その後の時代の変化に応じまして、実際はもう公益性がなくなっている、あるいは実態的に営利企業まがいのような現状にあるとか、あるいは共益的なことをやっているというようなものが現在の二万六千の公益法人の中にはかなり入っているのではないかと、しかしながら、公益性の判断というものと法人格というものが一体になっているところから、なかなかその法人の設立を取り消すということには踏み切れないというのが現状であると。

したがいまして、私どもの基本的な考えといたしましては、公益性の判断というものと法人人格の付与というものを切り離すと。法人格については、準則をもって一定の法律の要件をクリアすれば登記で設立できるというふうにしたらどうか、ということを考えているわけでございます。したがいまして、準則であるということから、今の税制上の考え方で行くと、いったんは原則課税

という世界に入るのでないかというふうな議論
 が出されているところでごいまして、そのよう
 なところから出てきたというところではないかと
 思っております。

ただ、原則課税と申しましたが、そこでは公益性の判断はなされていないわけでございますので、当然、その次の段階として、公益性があるものについてはどういふふうに考えるのか、そういう議論になっていくんではないかと、そういうふうに考えております。

○山本孝史君 公益法人の果たしてきた一定の役割があらうというふうに通じておりまして、いずれにしましても、公益法人改革、いろいろ御指摘をいただいている部分についてどう制度設計をしていくのかという議論を早く固めていただかないと、横やりから入れられて早く税をもっと納めろというような議論で混ぜ返されてしまうとますます議論が混迷をしてしまつて出口が見えなくなつてしまふという意味では、極力、力を込めて早くこの公益法人改革のまづ大綱をお作りをいただいで、それを関係者で、あるいは国民を含めて議論するということが大変重要なんだと思つていま

今、主務官庁制度の話もなさいましたけれども、もう一つは、お聞きをしておきたいのは、先ほどの北沢参考人も御指摘をいただきましたように、公益法人の中で、いわゆる社団、財団の狭義の公益法人と、その他、民法三十四条によらないところの学校法人、宗教法人あるいは医療法人等、様々な法人があるわけですね。こういった民法三十四条でない法人についての改革議論というのが組上りのつてくるのか、あるいはもう既にそれは枠外に置かれているものなので今後とも議論をしないというスタンスでおられるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(小山裕君) 特別法に基づきます法人、これも広義の公益法人であることは間違いないわけでございますけれども、これらの法人は特定の事業領域を行うということで特別な政策的な

配慮に基づいて特別法という形を取っているとい
うふうには私どもとしては考えているわけでござい
ます。

今般の改革でございますけれども、今般の改革につきましては、私どもといたしましては、まずは一般法である民法三十四条に基づきます公益法人制度、これに相応する新しい非営利法人制度というものを創設していくと、その制度の仕組みを考えていくというふうに考えているわけでございます。

当然、新たな法人制度が確立した暁には特別な法人に、法律に基づく特別法の法人でございませうが、これについても議論は及んでいくというふうな考えでおりますけれども、その際に改めてそのような法人、これにつきましてはそれぞれ特別の政策目的等もあるわけでございしますから、そういったものにも配慮をしながら議論を深めていくということになるのではないかと、というふうに考えております。

○山本孝史君 想定しているとおりのお答えしか出てこないのので私としては大変不満ですけれども、いずれにしましても、私たちも公益法人のあるべき姿の御提起を申し上げていますし、何回も申し上げましたように、税制の問題にしても横やりを入れられないように早く議論するべきだと思いますし、二十一世紀の社会における望ましい公益法人なりNPO法人の在り方というものについて大いに議論をすべきだと思います。

そういう意味で、極力審議を深めていただきたい、という論点があるのかを国民に分かりやすくお示しをいただく。何か関係者の中だけでこっち側はこれが得だ損だというような話になってきますと、ますます国民の側からすると見えにくい話になってきますので、その意味でも早く審議をしていただきたいと思います。

今回の改革法案は、そういった中で公益法人改革の全体像がないままにほんの一部だけこうして提起をされているわけです。先ほど北沢参考人が、今の公益法人、行政委託型の公益法人、様々

○山本孝史君 スタートにしたいという思いはありになるんですが、申し上げましたように、三段階の中の一、二番簡単に落ち込んでしまったわけですから、これをランクを上げていくということについてはなかなか難しいと私は思っています。

そういう意味で、残念ながら余りにも低いレベルからスタートされておられて、ほぼ改革に値しないのではないかと私は思っておりますので、個別の問題について次にお伺いをさせていただきますと思います。

検査、検定の業務については、先ほど来から申し上げておりますように、行政の裁量の余地のない形で国によって登録された公正中立な第三者機関による検査、検定の実施とするということになったわけですが、残念ながら制度の廃止あるいは自己確認、自主保安への移行はともありません。なぜ、これは一つもないのかということについて当局の方から御答弁ください。

○政府参考人(松嶋朗君) それでは私の方から、所管でございます労働安全衛生法の関係を、これ例に取り上げまして御説明させていただきますと思っております。

労働安全衛生法におきましては、これは労働の現場におきます労働者の安全と健康を守ることからいろいろな規制が設けられております。その中で、御指摘のような検査、検定、こういうものがあるわけでございますけれども、こういったものにつきましては、御案内のように、昨年三月に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を策定するに当たりまして、まず第一番目に本当に社会的に必要性があるのかどうか、それから第二番目として自己確認、自己保安への移行ができるかどうかといったこと、そういったことについて十分検討した結果、その中で登録制度への移行というふうになったわけでございます。

具体的にちょっと申し上げますと、例えば、ボイラーでございますとかクレーンでございますとか

か、そういう特定機械でございます。また、動力プレスでありますとか、また防毒マスクといったような、そういう器具、検査対象の器具等もございます。

こういったものにつきましては、構造上あるいは性能上の要件を欠いたものが市場にいますか社会に流通し、またそれを使用された場合に、労働者の命と健康に非常に大きな影響を与えるというところばかりではなくて、クレーン等の場合におきましては、特に一般国民を巻き込むといったような大きな災害を起こすといったこともあり得るわけでございます。

こういったことから、今申し上げました機械器具等につきましては、労働者を始めとしたしまして、国民全体の安全確保のためにこの検査・検定制が設けられているということでございます。また、制度の廃止でありまして、また生産活動、営業活動上の視点から優先されがちな自己確認でございますとか自主保安、こういったものについては、こういった機械等につきましては適切ではないというふうに考えた結果でございます。

○山本孝史君 水道の問題とかもあるんですが、今日はボイラーの、労安法の問題で例示しながら御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども。

危ない製品をそのまま据え付けるんだ、危ない使われ方、あるいは危ない製品がそのまま使われているんだと、こうおっしゃるんだけれども、まづもって思うんですけれども、元々、メーカーとかは安全性や品質の管理については責任を持っているわけですね。安全なものをまづは納めているはずだ。それを安全に使用してもらえようというに保点検をするのもこれまで私、メーカーの責任だと思っております。その意味で、何かそこに枠を掛けなくても、自主検査、自主保安というもので私は十分じゃないんだらうかと、こう思うんですが、十分じゃないんですか。

○政府参考人(松嶋朗君) 今、ボイラー等のお話ございましたのでボイラーについて申し上げます

と、特に危険な作業となりますボイラー等、こういった機械につきましては、製造者自らが検査いたしまして出荷すること、それが構造要件への適用を確認するという段階におきまして、例えば民間企業でございますと、納期への影響でございますとか製造コストの削減、そういった点がどうしても当該機械等の検査の良否の判断に影響を与えがちであるとか、また、あるいは必要な確認事項の省略につながるおそれが高いといったことから、なかなか公正性あるいは中立性、そういった点から不適切な点があるんじゃないかといった問題点があるんじゃないかと思っております。

また、こういった機械等につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、いったん災害が発生した場合には被害が極めて重大であるといったことがございます。

こういったことから、直ちに事業者の自己確認なり自主保安の制度への移行とすることは適当ではないというふうに考えておまして、現在のところ、中立公正な立場であります第三者機関による検査、検定が不可欠であるというふうに考えている次第でございます。

○山本孝史君 そんな危なっかしいボイラーを納めて、造っている会社というのは市場から私はおのずと淘汰されるものだと思うんですね。

公正中立な第三者で点検しているからいいんだと、こうおっしゃるんですけれども、そもそも今回この、今ボイラーの話で申し上げております労安法の下において指定されている法人でありますところの日本ボイラー協会、ボイラー・クレーン安全協会、日本クレーン協会、産業安全技術協会、これ、そもそも業界団体ですよ。構成メンバー、社団法人で、構成メンバーだかといえれば、ボイラーの製造メーカーであり、またそれを使っておられるユーザーの皆さんが入っております。

そういう意味では、公正な第三者とは言えないのではないらうかと私は思うんですが、これは公正な第三者なんですか。

○政府参考人(松嶋朗君) 今御指摘のボイラー協会、またボイラー・クレーン安全協会、日本クレーン協会、また産業安全技術協会、こういった団体につきましては、これいよいよ業界団体というものではございませんで、今申し上げましたように、ボイラー等の機械によりましてこれは労働災害の防止ということを目的としたしまして、そういった機械等を造っておりますメーカー、それから実際に使いますユーザー、この双方を会員とする団体でございます。そういった団体でございます。この団体が、機械メーカー、それから多数のユーザーが協力し合いながらこれは機械の安全を確保しようといったことを行っているというものでございます。

したがって、このボイラー等の機械は不良品が用いられますと、先ほど申し上げましたように、国民をも巻き込みます非常に重大な災害にもつながりかねないということでございます。ともすれば公正性、中立性を欠くメーカー自らの検査だけではなくて、法律に基づいて一定の、こういった機械等につきましては検査、検定を行うということにつきましては、ユーザーを含めた国民全体の安全を確保のために必要な制度であるというふうに私も考えております。

○山本孝史君 私はそうは思わない。要は、これは造っている人が検査をするというのは当たり前で、言わばブレイヤーとアンパイアがそこに一緒にいるということですから、そんなものは屋上屋を重ねることであって、私は必要ないんじゃないかと思えます。

もう一つ必要ないなと思いましたが、時間の関係で私の方から指摘申し上げますけれども、社団法人の日本ボイラー協会、常勤理事が六人おられますが、六人ともに労働基準局長等を経験をされた労働省のOBの方でいらっしゃる。六人の報酬は一億二千九百九十二万円。社団法人のボイラー・クレーン安全協会、これも常勤理事が四人おられますけれども、三人が三人とも労働基準局

長。三人の報酬は八千六百三十万円。日本クレール協会さんは常勤理事さんが八人おられますけれども、うち五人までが同じように労働基準局長等の労働省OBの方。報酬は一億七十九万円。結局のところ、労働省のOBがその社団法人の理事に全員、あるところでは全員ともに雇われて、そして自分たちの言わば、業界団体ではないとおっしゃいましたけれども、業界の皆さん方、ユーザの皆さん方、その領域の利益を確保するために、この法律は変えちゃいけないよ、私たちのところを指定法人から外さないでねと、こういう私は図式になっていると思うんですね。だから、第三者であるかどうかと言われれば、私は第三者とは言えないのではないかと。そうしたら、こんなものは元々必要ではないんじゃないかと、こう思っています。

じゃ、今度登録制に変えたときにはほかの団体の皆さんが入ってくるのか、あるいは民間企業が入ってくるのかという問題ですけども、質問通告していないけれども、当然の問題だと思って御想定いただいてお答えいただければいいですけれども。公益法人として今後ともに仕事をされるわけですね。片一方で民間企業が参入しようとしてくるわけですね。じゃ、これイコールフットイングなのかという議論は常にあるわけで、なぜならば、公益法人の側は税制で優遇をされているわけですね。民間企業はそうになっていない。しかも、公益法人の側にはある意味では補助金なり委託費が下りてくる。安く検査等々ができるといふことにもなる。

私、もう一つ思っているのは、公益法人が、ユーザが同じように社団のメンバーになっているというの、据え付けた時点でのメーカーさんから、この協会というものがありますからこへ入ってくださいと、入っていただければ検査もスムーズにできますし、あるいはいろいろな情報も行き来するからということで、そこに言わば囲われているわけですね。その囲われているユーザさんを、新たに入ってくる企業さんが検査だけ

ちでやりやすからといって競争できるのかと言われると、私は競争できないんじゃないかと思っいてまして、結局、今回法律が改正されるけれども、それではほかの事業者の参入がこれで担保できているのか。本当にそうやって入ってくるのかというところについて、それだけの自信はありますか。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、今回のいわゆる指定制度から登録制度に変えようというものでございますけれども、これ、今、先生から御指摘のように、一定の能力を有する者、これは公益法人に限らず個人でも結構なんですから、これでも、こういった検査、検定の事業に参入できるということになるわけでございます。

こういったことから、民間活力を生かした検査、検定、それから資格付与、そういった事務事業の活性化が図られるということが考えられるわけでございます。そういったことから、正に新規参入といったことにつきましても、従来の民間の活力を生かされていないというのであれば、今後そういった民間の方の活力を生かした格好での参入というものが一定数あり得るんじゃないかというふうにも考えております。

また、こういった法改正の趣旨でございますので、こういった内容につきまして広く周知徹底を図りたいと考えておりまして、自由な参入によります間口の拡大といったこと、そういったことが図られるよう、私どもも努力していきたいというふうにも考えております。

(委員長退席、理事中島眞人君着席)

○山本孝史君 じゃ、お聞きしますけれども、例えば、今やっておられる、今申し上げましたような四つほど団体があるわけですね。そこでやっていただいている検査あるいは検定の料金というのは、これは各団体とも違うんですか、あるいは一緒なんですか。

○政府参考人(松崎朗君) 今具体的に資料ございませんけれども、各団体とも違うと思っております。

○山本孝史君 違うということですね。済みません、後で結構ですので、違うのかどうかというのを是非見せてください。

ユーザ側からすれば、どの団体を選ぶかというときに、それが適正に行われているかどうか、後でも情報公開ということで御質問しなければいけないんですが、その検査料は妥当なのかどうか。安かろう悪かろうも困るけれども、何もなしに高いのも困るということもあるわけですから、元々、現状においてもし差があるのであれば民間企業が入ってきても競争になり得るだろうけれども、私が御指摘申し上げているのは、民間企業がそもそも公益法人との間にイコールフットィングでないという状態の中では既にハンディを持って参入するわけですが、そういった状況の中で本当に参入が進むと、こうおっしゃったので、私は、進めるべくいろいろな次の手だてを取っていただきたい、こう思います。

それから、資格の廃止という問題についてこれもお伺いをしておきたいと思いますが、講習やあるいは試験をして資格の付与を行うという公益法人については、国家資格が必要かどうかを検証した上で廃止又は独立行政法人に実施をさせると、こうなっております。ところが、出てきました最終的な案は、言語聴覚士等医療関係の九資格のための国家試験については種々の課題があつて現行どおりとされたこと、こう御説明を受けておりますが、種々いかなる課題があつたのかということについて御説明をしてください。

○政府参考人(篠崎英夫君) 先生御指摘のように、言語聴覚士などの九種の医療関連資格につきましては検討がされたわけでございますけれども、まず、ここに掲げられました九職種につきましては、いずれもその業務に身体に危害を及ぼすおそれのある行為が含まれております。医学的知識、技能を有さない者が行った場合にはある意味では取り返しの付かない事態が起こるおそれもございますので、引き続き国が資格を定めて医療従事者の質の確保を図っていく必要がある、という

う結論に至ったものでございます。

また、当該資格に係る試験事務などを独立行政法人によるものにしたかどうかということにつきましては、独立行政法人への移管を例えれば行わなくても、現行の指定法人制度でも今まで特に大きな問題もなく十分問題なく運営されているのではないかと考えておりますし、またさらには、あんまマッサージ指圧師、それからはり師、きゅう師、おきゅうのきゅうですけれども、きゅう師の試験につきましては視覚障害者に対するきめ細かい配慮が必要でございまして、ほかの資格と一括して独立行政法人に移管した場合にそうした配慮に必要な体制やノウハウが確保できないのではないかと、こういうおそれもございまして。

また、他の資格等も含めてでございますけれども、国家試験におきましてプール制の導入、毎回試験問題を委員の人によってもらうというのではなくて、ある程度、もう何万題という数の問題を作っておくという、そういうプール制の導入、それから実技試験の導入の検討など、試験制度全体について見直しを行っている中でございまして、そういう試験の実施体制の改善を伴うことにはなかなか困難が伴うというふうなことから独立行政法人への移管は行わないということにしたところでございます。

○山本孝史君 医療にかかわる部分なので試験がなくともいいとは私も申し上げませんけれども、その試験をする主体が、言わばその業界の団体が試験をするというふうな形になっていきますと、その試験の公平性ですとかその内容についての疑義を持たれかねないわけでして、私は、基本的に医療関係であれば医療関係の試験をする別の組織があつて、そこで試験問題をプールしながら公平な試験をされるのがいいと思う。でないと、その団体がやりますと、ある年によればその試験の可否を動かしてしまうということがあり得るわけですね。

だから、例えば、南野先生おられるのであれですが、看護婦さんの試験を看護協会さんがおやり

になるとすれば、それはやはり国民はだれも納得しないと思うわけで、国家試験として別のところじゃないかと、やらないかと思ひます。

そういう意味で、現行でいけるのであれば、透明化あるいは合理化等のルールを徹底してその試験がきちんとしたものであるということ、それから試験の手数料等々にしてもきちんと合理的に決められているということを説明できるような体制にしたいと思ひます。

それから、資格の付与について、済みません、これも昨日質問通告していませんのでまた怒られるかもしれませんが、職業能力開発促進法という法律があります。その第四十七条に基づいて技能検定試験を行っております。新しいところでいいますと、平成十四年の六月十一日に四つほどその試験資格ができたようで、社団法人の金融財政事情研究会、それから日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、日本ホテル・レストランサービス技能協会、日本ウインドウ・フィルム工業会といったところで新たな試験、技能検定試験というものが出てきて、これを通るとそういう資格をもらえるということになってくるわけですが、これも、今回の改革は、試験については、あるいはそういう講習等については、厚労省が認定しているものではないかと、こうやって職業能力開発促進法という法律に基づいて付与される資格ですよというところは、言ってみれば厚生省が新たに資格を付与したんですという形になって、今の行政改革を進めていくという方向と逆の方向にこれ進んでいるのではないかと、こんなふうにも私は受け止めたんですが、そんなことはないのでしょうか。

（理事中島眞人君退席、委員長着席）
○政府参考人（鈴木直和君） 恐らく今の御指摘は技能審査のことかなと思ひますが、今日、質問通

告ございませんで、担当が来ておりませんので、後で先生の方に事実関係を調査してお答えできるようにしたいと思ひます。

○山本孝史君 昨日言っておけば良かったですね。でも、法律に基づく新たな資格がこうやって増えていく、新たにその職能を広げていただくことには、それは構わないけれども、それを法律に基づいてやっていけば、当然法律の中でやっているんだから厚生省が認めた資格ですよということにならないのかなと思ひましたのでお聞きをしました。後でまた教えてください。

それから、いろいろ見えていますと、いろんな資格があるんだと、こう思ひまして、健康運動指導士養成講習会あるいは健康運動実践指導者養成講習会というのがあります。これまで何人ぐらゐのそれぞれ養成したんですかと聞けば、運動指導士の方が一万五千人、実践指導員が九千人この中で誕生したということでございますが、今度は、この両方の講習会ともにいずれも健康・体力づくり事業財団が行っておりますが、廃止するということになりました。厚生省が認定する資格の中で作り上げてきて、今度やめちゃうよと、民間もやっているからやめちゃうよと、こういう話になったんですが、あわせて、エアロビクスの資格ですとかあるいは独立行政法人の中央災害防止協会でしたか、そこでも同じような運動指導者の養成を行っておられるんですね。この方はどうなるのかなと、こう思ひまして、この部分は今日お越しただいて北沢参考人の御本の中に御指摘があったりするものですか、少し補足をしたいだけと思ひます。

○参考人（北沢栄君） この事業財団、健康・体力づくり事業財団の認定業務を廃止すると、認定を廃止するということですね。ところが、これは二つ公益法人がぶら下がっているんですね。ですから、その認定事業を廃止するならこれも当然廃止しなきゃいけないと思ひますけれども、これはどうなのかなという疑問があります。この公益法

人というのは、日本健康スポーツ連盟とそれから社団の日本エアロビックフィットネス協会という、そういう名前です。

それで、この連盟はこのほかに健康増進施設の認定事業をやっている。それから協会の方ですね、エアロビックフィットネス協会の方は、エアロビックダンスエクササイズインストラクターの講習資格認定をやっている。国がお墨付きを与えている。これも、じゃ当然廃止しなきゃいけないと思ひますけれども、これはどうなっているのでしょうかというところが一つですね。

それから、更に突っ込んでいくと、健康増進施設に温泉プールを使っているような場合はまた別の財団があるんですね。その別の財団、日本健康開発財団がこれを手掛けている。もういろんな資格をもちこちの公益法人がやって、それがこちらの厚生省の管内の所管でやってきたわけですが、これも、これも資格認定は当然廃止すべきなのにそうになっているかどうかですね。

それから、元司法省で現独立行政法人の中央災害防止協会というのがあります。認定付与している運動指導担当者、運動実践担当者という二つの資格認定は、この健康・体力づくり事業財団の二つ二つなわけですね。うり二つなの一つは省がそれを所管して、そうしますと、この独立行政法人の方はどうかという、公益法人の方は資格認定を廃止したのに、こっちも同じことをやっているんですけれども、これは廃止しているのかどうかね、これは非常に重要な点だと思ひます。

それから、同協会は、私が調べたところ、旧労働省OBが役員、三分の二を占めていたことがありますが、数年前。それで、現状の天下り状況とか、あるいは今年度ここに補助金などのぐらゐ突っ込まれているかということを知りたいと思ひました。

以上です。
○山本孝史君 全部を調べ切れなかったんで先ほども教えていただいたんですが、このまず独行政

人の中央災害防止協会のところの、同じような名称であります運動指導担当者というこの資格はどうなりますか。

○政府参考人（松崎朗君） これは、ちょっと手元に資料がございませんけれども、たしかTHPと申しまして、企業内におけるトータル・ヘルス・プロモーション・プランという勤労者の健康増進対策、そういったものを総合的にやっていくために企業内でいろいろ運動等の指導を行う方の話じゃないかと思ひます。

そういったことで、勤労者のこういった企業内における事業主が行います健康増進対策ということに資するものということで、企業災害防止協会、これは民間の、民間法人でございますけれども、ここが自主的にやっているというものと理解しております。

○山本孝史君 それは独立法人がやっているもので、その資格についてはこのまま手つかずということですね。

○政府参考人（松崎朗君） これはまた、ほかの資格といういろんなダブリとか、もっと統合した方がいいということがあればまた検討はさせていただきますけれども、現在のところ、この健康増進対策というものは重要性が高まっている現在でございますので、引き続きしていきたいというふうな考えでおります。

○山本孝史君 企業内でやっている部分の資格は構わないけれども、一般のところ、民間の施設でやっている部分についての資格は要らないだろうと、そういう整理をされておられるのかもしれません、いずれにしても、同じような資格を持っている。

やっぱり、資格を持っていないとその施設に勤めにくいとか、いろいろあってこういうところでやるわけですが、私は始まったものが途中でなくなるといふのも変な話だと思ひます。度、別に厚生省の資格ではなくなる、認定資格ではなくなるわけですから、そういう意味で、もう

ら十七年度まで続けなくても、実はもう今年度でやめていいんですよ。私はそういうふうな理解をしました。十七年度に廃止をされるからそれまで続けなきゃいけないということではなくて、やめていいものは速急にやめた方がいいと思います。

それから、昨日質問しなかったんですが、高齢者就業機会確保事業等の補助金、全国シルバー人材センター事業協会に出ております補助金があります。御質問したいのは、そのワークプラザの整備目標を設定すると措置内容に記されておりますけれども、平成三年度に作られたワークプラザ事業の実績は、十五年三月末で全国で二百三十八市区町村に作られたと、こう聞いておりますけれども、整備目標は一体幾らなのか、幾らまで整備をされたらこの事業は終わるということになるのか、整備目標を教えてください。

○政府参考人(戸利和君) 委員御指摘のとおり、整備目標を立てることにしています。整備目標を立てるべく、現在、シルバー人材センターを設置しております市町村、九百五十七団体あります、それから今御質問のワークプラザを既に設けているところ、二百三十八ありまして、それ以外のところの市町村からの意見を伺ったということとで今検討しているところでありまして、今月内には整備目標を作ろうと、こういうことでやっています。

○山本孝史君 ということは、シルバー人材センターのあるところ、これから作ろうと思っているところには全部ワークプラザを作るための補助金は下りると、こういう理解ですね。

○政府参考人(戸利和君) ワークプラザ自身、これはシルバー人材センターの会員の作業ですとか研修ですとか会議ですとか、そういうことを目的に設置しているものでありまして、そういった意味では一定の必要性のあるところ、それからシルバー人材センターを設置している市町村が必要と感じているところ、その辺りを見ながらということ、今御質問のように九百五十七から

二百三十八を引いた七百十九全部やると、こういうことではないというふうに思っています。

○山本孝史君 整備目標を設定するときに、その基準を是非明確に決めていただきたいと思います。作れば下りてくる、これは一般会計じゃなくして恐らく雇用保険会計です。それから、雇用保険は一般会計と違ってどうも引張り出しやすいお金になっていてみたいで、そういうところのお金であっても、これ国民の税金であることは間違いありませんので、きっちりそこは整備基準というものを明確にまずしていただきたいと思えます。

それから、先ほども出ました丸抱え法人と言われているものへの交付金の廃止、また直接の交付の問題ですけれども、国から交付される補助金が年間収入の三分の二以上を占めるいわゆる丸抱え法人に対しては、交付金の廃止、若しくは対象事業を国又は独立行政法人が実施するというようにされておりました。

なかなか進んでいないのではないかと思っています。その進んでいない理由がやっぱりあるなと思っております。一つには、今も申し上げましたように、一般会計から出てくるものは、一般会計が大変厳しいものですから、この補助金の見直しはかなりドラスチックに進んでいるように思っています。ところが、労働保険会計あるいは労働保険関係から出てくる補助金は、ほとんどメスが入ってこないんじゃないかと思うんですね。

それは極めて問題で、しかも、受けているその法人の方の運営実態を見ますと、典型的なものを挙げてねらい撃ちをしているようで恐縮ですけれども、例えば労働保険情報センターというのがあります。労働災害に関する補償制度及び労災医療に関する調査研究等を行うことが内容になっておりますけれども、補助金の割合は平成十四年度で五三・五％ですが、この理事長さん以下常勤、非常勤の理事のお名前を見ておきますと、十人おられます。役員の中の九人までが同じく労働基準局長。労働基準局長でやると、必ずどっか

の公益法人に席を用意していただけるんですかね。びっくりするぐらいにこの労働基準局長さんのお名前が出てきますが、そうなっております。介護労働安定センターというのがありますけれども、ここは介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料の収集及び提供をするということですが、補助金割合九三・二％ですが、やっぱり理事さんを見ますと、十四人中六人までが同じく労働省OBの方。

労働ケアセンター、労働災害による家庭内における介護を必要とする被災労働者の介護に関する指導及び援助、その他情報の提供等々を担っておりますが、補助金の占める割合、援助事業実施委託費は総予算のうちの八八％。ここの役員さんは、常勤、非常勤含めて十人おられますが、十人が十人とも労働省のOB若しくは人事院のOBでいらっしゃる。

こういうふうに見てきますと、どうも旧労働省の関係の方たちの天下っておられる公益法人に労働会計からお金を下ろして、そういう姿がどうも透けて見えてくるんですね。だから、この補助金が割合が非常に高い。もう民間の資金を導入しなくても、国からお金をもたらえるからそれでやっていると。八割、九割が国から下りてくるお金である。そういう中で、公益法人という名前の下でいろいろな仕事をされる、こういう形で本当にいいんだらうかと思うんです。

全部を見切れませんでしたので今申し上げたような実例をお示ししているだけですけれども、こうした丸抱え法人になっている。事業がたとえ必要であったとしても、そこはやはり十人が十人とも労働省OBがおられると、それは仕事はやめられぬだろうと、こう思いますので、そうしたやり天下りの問題というものは考えなければいけないと思います。

こういう実態について担当者としてどのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。

○政府参考人(鈴木直和君) 補助金依存型法人の改善の問題でございますが、これは、補助金が一般

般会計であれ特別会計であれ、そういった補助金依存型の公益法人の改善をするということになっております。

ただ、その中で、その実態を踏まえて計画的にそれを進めようということになっておまして、例えば補助金依存型の改善の対象となった二十六法人、全体で二十六法人ございまして、これにつきましては、補助金を廃止しているのが二法人、それから七法人については補助金を減らして補助金依存型から脱却する、それから特段の理由があるという場合にはそういった理由を公表しながらその対象外にする、そういった措置を行っております。

現時点でまだ補助金依存型というのは五法人残っておりますが、これは先ほども御指摘ありました、例えば全基連というところで十七年度にそういった補助金が廃止されるというふうなこともありまして、そういったことを踏まえて十七年度までに改善をするというふうな計画にしております。

ただ、いずれにしても、そういった補助金依存型であれ、あるいは役員報酬の問題であれ役員の比率であれ、これは閣議決定等踏まえて今後適正に対処してまいりたいと考えております。

○山本孝史君 閣議決定を踏まえてやられるのは内閣の仕事だからいいと思えますけれども、私、国民の代表としての御指摘を申し上げるとすれば、今お答えの中になかったのもう一度お答えをいただきたいんですが、旧労働省の労働基準局長等々、言わば高官でいらした皆さん方が十人が十人とも理事の、非常勤も常勤理事も含めて十人が十人とも全員旧労働省OBで固めた法人があつて、そこに労働保険会計からお金を持ってきて仕事をします。しかも、そのお金も外でお金を集めてこなくていい、国がちゃんと全部お金を出してあげるからそこで仕事をしなさいと、こういう形でやっているものが、どう説明したってその仕事が必要かという話はそんなものには理解ができませんというのが普通の国民の感覚です。

よ、これ。

だから、本来であるならば、それは私はやっぱり公益法人に天下っていかれる部分はしっかりチェックをすべきだと。この実態があるわけで、私はなぜこんなことになっているのかと。民間法人に知識を持っている方が行かれるということは私はある意味では否定はしませんけれども、しかし、理事長以下十人が十人とも旧労働省のOBの名前がずらっと並ぶと、これは一体何をやってるんだと。こんなところに労働保険会計だったら幾らでもお金が出しやすいくらいからお金を付けてやっつけようじゃないかと、こうおっしゃられると、私はやっぱり労働保険会計をきちっと洗い直していかないとこれを見て思いましたけれども。

大臣、どう思われますか、これ。十人が十人とも旧労働省OBが占めているところに国が補助金を労働保険会計から出すと、仕事をやらせてあげると。これ、何ぼその仕事が良いと、こう言われても、ちょっとにわかには信じ難い。お声が出にくい中絶ですが、ひとつお考えをお聞かせください。

○国務大臣(坂口力君) そこは、もう山本議員の言われるとおりだと、私もそう思います。これは整理するところはいたします。

いづれにいたしましても、内閣全体としても、それが税であれ保険料であれ、とにかく補助金という形で出ているところについては全体としても削減していくという大方針も出ているわけですから、厚生労働省なら厚生労働省の中も、これはもうばつさりとこまめというふうなこれになってくるわけでありまして、その中で必要のないものはもう切っていくべきを得ないわけでありまして、先ほど申しましたように、ここはもうトップダウン式にこれは行う以外にないだろう。

しかし、その中でも、それはどうしても国がやっている守秘義務をどうしても守っていかないことには国民の公平を守れないとか、そうした問

題はそれは中にはあるというふうには思いますし、健康やあるいは命に全くなかわるようしてもここだけはやらなきゃならないという部分はあると思いますから、そこは残していかなくちゃならないだろうと。

しかし、それにいたしましても、十人がずらっと十人ともうちのOBが並んでいるというようにすることはこれは異常なことでありまして、改善してきます。

○山本孝史君 しっかり取組をしていただきたいと思えます。事業内容、何をやっていきますかということを書けば、もっともらしい理由が幾らでも付けられるんですよ。しかし、本当にその事業は必要なのかということが、私はやっぱり考えるべきだと思います。そういう意味で、是非チェックをしていただきたい。

それともう一つ、違う観点から見れば、同じ補助金の名称の中でいろんな団体にその補助金が出ていくんですね。典型的な例が雇用管理改善推進事業等委託費という名称で、一体この名称の中で労働保険特別会計の雇用勘定から幾つもの法人にお金が出ていくんですかとお聞きをしましたら、三十四件、同じ雇用管理改善推進事業等委託費という名称の中で三十四の法人にお金がばらまかれるわけですね。

確かに、理屈上は同じ雇用をしているといつても、それぞれ船員さんとして働いておられたりあるいは製造現場であったり様々に違うからそれぞれの中で同じ雇用管理の改善推進事業をやっているんだか、あるいはいいかげん、こういうことになるんだかと思えますが、しかしやっておられる事業は、その実態について調査をして、研究をして、報告書を作って皆さんにお配りをする、こういう事業なんですか。その事業は、実は毎年やっつけても余り意味のない事業なんじゃないだろうかと思えます。勤労青少年ホームの館長さん、指導員に対するブロック研修会をやるとか、あるいはカウンセラーの派遣を行いますとかと、

こうおっしゃるんですが、勤労青少年ホームそのものの今見直しも進んでいるわけですし、そういう意味では、理屈は幾らでも付くんで、理屈を付けられたらはいそうですと、こういうのじゃなくて、私は理屈が付いてきても、それはしかしこの一つの事業でやったらそれで十分じゃないかと、あるいはもう事業成果が十分出ているじゃないかと。

昨日、決算委員会、会計検査院が平成十二年度の検査特別事項として国が資金を造成させた公益法人というのがたくさんあって、その資金が滞留をしているままになっていますよと、総額一兆円を超える資金が滞留していますよということを平成十二年度の会計検査院の特別検査で指摘をされたんですね。それを受けて、私、昨日の決算委員会でも平成十三年度末どうなっていますかということをお聞きをしましたら、農水省関係のところが多いんですけども、ほとんど資金は動いていない、全部そのままだにたまっているんです。

そのときに、申し上げたいのは、会計検査院がその保留金の問題を指摘したときに、同時に、そもそも事業を始めるときはサンセット方式でやりなさい、やって何年で終わるということをまず決めておきなさい、途中で事業が成果を上げてくるならば、事業は途中でやめてでも、そして持っている手持ちの資金は返しなさい、不勘の見直しをしないとい、これを大前提に置きなさいというのが会計検査院の御指摘だったんです。

私は、本当そのとおりだと思ふので、今後、補助金とかあるいは交付金等の新しい制度をお作りになるときは、やっぱりサンセット方式でこれはいつまでにこれだけの事業成果を上げるんだということをまずは置かれて、それで成果が出ればやめる、成果が出なければその時点でもう一度評価をし直すといったような形で補助金とかあるいは交付金をそれぞれ関係団体に出すということに原則はやっぱりしていくべきだと思うんですが、大臣、そう思われませんか。

○政府参考人(鈴木直和君) 補助金、これはいろんな性格のものがござります。国が直接不特定の企業あるいは団体等に対して支給するもの、あるいは特定の法人に対して支出するもの、いろいろござりますので、それぞれの補助金の性格ごとにこれからいろいろ考えていきたいと、その際にはサンセット方式ということも含めて十分考えていきたいと考えております。

○山本孝史君 やっぱり始めたときには終わることを考えてやらないとずっと動いてしまう。これも多分、なぜこんなことを申し上げているかというと、雇用管理改善推進事業等委託費と申し上げている、三十四の法人がありますよと申し上げたんですが、小さなところで見ても、六五百五十万とか七百五十万とか四百万とかといったようなお金でこの委託をそれぞれされておられるんですね。委託を受けている団体の側からすれば、当然この委託事業の中に、事業をする経費ですから、それにかかわっている人の人件費等々も含まれているわけで、これがなくなるということは当然そこで職員の配置転換等をやらなければいけないという話ですから、恐らくそこにはノンキャリアの労働省OBがおられるんじゃないでしょうか、そういう意味でなかなか動かしづらいという話になっちゃうと思うんです。そうすると、ずっとこの事業は続いていくんです、その団体に対して、これ、補助金が、委託費が出る限りはその団体は実は存続し続けるんです。

そういう意味で、悪循環を起しますので、是非、補助金とか委託費を公益法人に出すときはいつまでだ。基本的に財団法人は、私も財団法人におりましたので分かりますが、基本的に財団法人は自力でいろんな基金を皆さんから募って、それで運営をしていく、その果実でやっていく、果実が少なくてやりませんけれども、それが基本方針であって、もう基本的に国から来るお金をもってやっていくというのは発展性が無い、その事業そのものも国民の側から評価をされない。財団法人の運営をしているときは寄附金が

どれだけ集まるかによってその財団の言わば国民の評価が決まるわけで、その意味では、そういったサンセット方式を是非導入をしていただきたいと思っています。

それから、役員報酬についてもかねてから指摘をされておまして、今日も私、御指摘申し上げましたように、多額の、一人やっばり二千万近く、役員報酬を補助金という形で出しておられるというところが指摘をされました。今回、そういった中で、役員報酬に対する助成は一律に廃止をするということが決められたわけですから、いただいた資料を見ておきますと、先ほど御指摘をいたしました全国労働基準関係団体連合会ですとか介護労働安定センターですとかあるいは産業雇用安定センターは、一律に廃止をされたというにもかかわらず、まだ国の補助金によって役員報酬を支出をしておられる状態があります。なぜこういうふうな、早急にやらなければいけないのに廃止の措置ができなかったのかということについての御説明をいただきたいと思っています。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、役員報酬に対する助成でございますけれども、これも平成十四年、昨年の三月に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画、これによりまして、平成十五年度までに役員報酬に対する助成を廃止することになっておるところでございます。

具体的に三法人について申し上げますと、まず全国労働基準関係団体連合会でございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、政府目標でございます年間総実労働時間千八百時間を達成するという目標にしておりまして、この時短促進の援助事業の交付金、こういった事業を展開してございますので、その円滑な業務執行を維持しつつ、独自財源の確保により役員報酬助成の廃止が可能となるようにということで、平成十四年度に常務理事二名、それから監事一名について助成を廃止し、平成十五年度に専務理事及び交付金事業担当常務理事の二名について助成を廃

止するという計画で今進んでいるところでございます。

また、介護労働安定センターでございますけれども、これは介護労働者の雇用管理改善等の事業を国に代わって実施しているという法人でございますけれども、この円滑な業務執行を維持しつつ、独自財源の確保によりまして役員報酬助成、この廃止が可能となりますよう、まず平成十四年度には常務理事一名、それから理事長について廃止いたしました。平成十五年度には専務理事及び監事についての役員報酬に係る助成を計画的に廃止するというところで現在進めております。

また、三番目の産業雇用安定センターでございますけれども、これにつきましても、これは十三年度に常務理事一名、それから十四年度に監事一名につきまして役員報酬に係る助成をそれぞれ廃止してきたところでございまして、独自財源の確保と併せて、理事長の役員報酬に係ります助成につきましても、当初の計画どおり、十五年度末までに廃止するというところでございます。

いづれにしても、各法人とも平成十五年度末までは役員報酬に対する助成を全廃するというところで現在進めているところでございます。

○山本孝史君 意地悪な質問をして恐縮ですが、この役員報酬に対する国の補助金という形で、明白な形で出すことはやめました。しかしながら、じゃ、そこに人がいるのであれば、その方の報酬はどこかで捻出してこなきゃいけないわけで、むしろ逆のどこから出ている補助金なり会計を操作する中でその方の補助金は、補助金といううか、そのまま報酬は出ているのですかというのにはげすの勘ぐりのようですが、私はそう思うんですね。

国から補助金として役員報酬という名目できちっともらっているからそれはそのまま使えるけれども、しかしそこにもしその人がい続けるのであれば、国の補助金は来ませんから、あなた、あれは、国の給料はなしですよといって、その人たちがそのまます仕事をしてくださると思えな

いので、じゃ、どこかで会計操作してしまおうじゃないかというように私は思うんですが、そんなことはないんですよ。

○政府参考人(松崎朗君) 所管でございます全国労働基準関係団体連合会について申し上げますと、廃止するための、例えばいろいろな賛助会費、そういったものの、企業の方からいただきます賛助会費の値上げでございますとか、さらに事業主を対象といたしますセミナー等の開催数、これを増やすとか、また出版事業、こういったものをもっと積極的にやっていくとかというふうな自己収入の拡大というものを現在努めております。これは直ちにというようにいきませんけれども、順次こういったものを拡大していく、そちらの方の自己収入の方から賄っていくということに現在進めているところでございます。

○山本孝史君 意地悪ついでに申し上げて恐縮ですが、国から役員報酬をもらっていたときは何も事業をしなくていいんだけれども、国から役員報酬が下りてこなくなったので、その収入を上げるために本来やるべき事業を一生懸命やって、そしてその事業収入の中でその役員報酬を出すんですよ、みんな辞めちゃうばいばいなんだ。本来そうやってやるべきなんだよ。だけれども、それが元々国から補助金としてもらえるからそんなことは何もやってこなくて安穩として暮らせていたのが、何とか捻出しなきゃいけないからやり始めた、それも変な話だと私は思います。

同時に、もたえなくなつたから、じゃその人は、あなた高給取りだからもう辞めてよということになったのか、あるいは高給取りでいらつしゃるから、引き続き一生懸命みんな働きますから、その中であなたのために給料出しますよ、こういうことになるのか。でもね、これも聞いていて変なんだよな。役員報酬を捻出するために事業を一生懸命頑張りますという話はおかしいんだよね。事業を一生懸命やってもうかつた事業は、更にその事業を、公益性として還元するために事業を展開していくために使うべきであって、旧労働省OBの方の給料をそのまま何とか捻出するために一生懸命事業を頑張っていくというの、これもまた変なんだよな。

だから、やっぱり、国が補助金として役員報酬の補助金を出すということ自体もおかしかったけれども、それで天下りの官僚をそこに居座らせるというのも変だけれども、これとともに、それを頑張らせるために公益法人の本来の仕事をするという話はやっぱりどう考えてもおかしい。だから、さっきの説明間違つたなとおっしゃっている、多分思っておられるかもしれないけれども、私が聞くとさっきの説明はどう聞いても変だねと思うんですよ。

だから、やっぱり諸悪の根源は、公益法人にお役所の方がおられるから、その方を厚遇しなきゃいけないために何かをやるという話になつていくのも変なんだ、ここはやっぱり、私は全面否定をしているわけではないんだけれども、厚生省なり労働省のOBの方の関連する企業、団体等への再就職という問題についてはやっぱりもっと真剣に議論をしないといけないと思います。何か話が今ひっくり返っていますよ、その話は、と私は思いました。御指摘だけしておきたいと思えます。

情報公開の問題なんですけれども、今申し上げているようなことも含めて情報公開したらいいじゃないかと。今日、附帯決議に、是非情報公開をする、もちろん、事業計画、事業報告、予算、決算、資産、財務の状況をインターネット等で情報公開するのは当然だけれども、役職者の方ですとか、あるいはその役職者の、補助金で報酬を払っているとはなかなか書けないだろうけれども、その辺りも透明性を高めるといふ意味では私は書いた方がいいんじゃないですかと、こう申し上げているのですが、与党の皆さんはそこは駄目だ、こうさっきもおっしゃっておられます。それは後でまた協議しますけれども、情報公開はしないといけないということは決められているわけですね。

それで、ここでお尋ねなんです、今度登録制

になりますよね。指定法人が登録法人になる。当然、指定法人の段階から既にいろいろと情報公開していなければいけないわけけれども、登録をされるというそのことと情報を公開していますというこの時間的な前後関係なんです。

要は、登録をされて事業を始めてから情報公開をすればいいとなかなか本意の意味で情報公開にならない。というのは、なぜかというところ、今、公益法人の情報公開をしないといけないと言われているけれども、事業計画とか予算書を掲載している、ホームページで公開している、国から委託、推薦等を受けている公益法人、三百四十六法人でも、そういう事業計画、予算書掲載法人は九三%にすぎないんですね。一〇〇じゃないんですよ。この法人ですらまだ公開していない。今度制度が変わる中で、情報公開をできるものを持っているければ登録させないというのが普通なんじゃないかと思うんですが、登録させてから情報公開されないのも困るので、その段取りはどんなふうにかえたらいいんでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) まず最初に、今御指摘ありました公益法人、その中でも国から委託、推薦等を受けている公益法人の情報公開、事業計画、予算書等を公開している法人が九三・六というお話ございましたが、これにつきましましては確かに御指摘のとおりでございます。

これは、残った法人、二十三法人でございますので、これはその法人に対する指導、それから厚生労働省として、厚生労働省のホームページでもそれが分かるようにしなければいけないということですので、その法人に対する指導と同時に、厚生労働省として早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

○山本孝史君 早急にそこはやっていただくことが必要だと思っておりますが、こういう陳情もございまして、今、大きな団体として仕事をしておられる、一部の、一つの事業として資格なり講習会なりをやっておられる。今度登録制になるので情報公開をしなければいけない。そうすると、

全部の情報公開をしなければいけないという前提になるわけですね。ある一つの団体の一事業としてやっておられても、そこだけを開ければいいというわけじゃなくて、その団体全体の情報を公開しなければいけないというのが原則になると思っています。

そうすると、なかなか準備が掛かる。帳票類を整理する、あるいはホームページ上のサイトを作る等々があるので、この施行期間、施行期日と情報公開への段取りの部分の問題で、私は御相談いただいた方に、事業全体としておやりになると会計上ややこしくなります、特別会計でこだけ別におやりになるんでしょう、だからこを別の団体としてお作りになるということも考えられますねと、こう申し上げたのと、実際のところ、今日から仕事を始めようと思ってもすぐに情報公開できるといふことになっていない。財務諸表が、そこを利害関係者が来たときには公開しなければいけないということに法定されていますので、公開をするための準備がやっぱり要ると、こういうお話もあって、それもなるほどな。しかし、準備しなきゃいけないようなことをやるなよと、先にちゃんと情報公開いつまでできるよにしておけよと私は思いましたけれども、現実はそのようではないんですよ。

そういう意味で、施行期日上の問題で、どの程度これから余裕はあるというふうにかえたらいいのでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) 施行準備といいますが、ただいま御質問ございましたのを、全体の、この法人全体の情報公開というよりも、正に分割するとか別法人、これは何も法人じゃなくても、今度の登録機関というものは個人でも構わないわけでございますので、場合によっては分けて、その部分だけこじんまりと検査、検定、講習業務を行うといったことも可能だと思います。

また、施行に向けてそういった手続が必要になるといったことについても、前広にPRといたしたものはいきたいというふうにかえてお

ります。

○山本孝史君 私、申し上げた内容については既に御承知だというふうに思っておりますので、しっかり各団体に整理を早くさせて、そして情報の公開を進めていけるように御指導もしていただきたいと思っております。

今日いろいろな公益法人全体についてのお話もさせていただきました。自ら財団法人に勤めておったということもありまして、これからの公益法人の在り方というのは大変興味を持って見詰めております。とりわけ、お役所の仕事をそのまま受けておられる公益法人、幾つかの例でお示しをいたしましたけれども、役所のOBの方が全管理事におられて、そこに補助金一〇〇%で下りてくるような仕事というのは、やっぱりこれは大いに見直しの対象にすべきだと思っておりますし、とりわけ一般会計は申し上げましたように非常に厳しいので支出が削減をされておりますが、雇用保険とかあるいは労災保険の勘定から出てくる補助金というのは少し甘いんじゃないかと思うんですね。これはどちらで使えるかという話ではなくて、多分こっち側の方がお金が多いから、出しやすいから一杯補助金を作ったのかなと思うんですが、一つの事業があるときに一般会計から出すのか、あるいは労働保険あるいは労災保険の雇用勘定から出すのかというときの基準みたいなものはあるんですか。

○政府参考人(戸利和君) 雇用勘定について申し上げますと、一つは、この前も御審議いただきましたが、駐留軍関係離職者の方ですとか、あとは国の施策、前を言いますと、本四架橋の架橋に伴って汽船で旅客をあるいは貨物を運送していた事業者が廃業をせざるを得ない、そこに働いていた労働者の方の雇用の安定を図らぬといかぬと、そういう国の施策によって離職者が出て、そういった方の雇用対策を図る、それから雇用保険の対象にならない、例えば学校を卒業したばかりでまだ雇用保険に入っていないような方、それから事業主で自営業を廃業された方、そういった

方々、そういったところについては基本的に一般会計というふうにかえていきます。

それ以外については雇用勘定で全部やるのかという御質問だろうと思うんですが、雇用勘定でやるのか一般会計でやるのか、そこは制度、政策のウエイトを見ながら、一部というか一定割合を一般会計、一定割合を雇用勘定と、こういったこともやっているということで、基本的な原則は今申し上げたようなことですけれども、具体的な個々の施策の展開に当たってはそのときの政策のウエイトを見、もう少し申し上げると、それぞれの財政事情もある程度勘案しながら、これが正直なところだろうと思います。

○山本孝史君 もう少し申し上げるといふ後の説明の方が非常に納得性、納得できる話だと思うんですよ。前段でおっしゃった新卒者でまだ雇用保険に加入しておられないとか、あるいはその対象者の方には一般会計でやらざるを得ないんだと、こうおっしゃるんですが、確かに見えても、同じような事業をしながら、あるところは一般会計になっていて、あるところは労働保険会計になっているんですね。そのときの事情によって取りやすい方から取ったんだと、こういう話もしれません。ということになると、ますますこれから保険勘定の方が取りやすいからそっちの方にシフトするのかもしれないけれども、何か一定のやっぱり基準があるのかと思うたりもしています。

時の事情というのではなくて、もう少し何というか、やっぱり労働保険の事業の在り方ももっとやっぱり検討しなきゃいけないんだと思いが、余りにも打ち出の小づち的にそこから出てくるのもどうかと思っておりますので、やっぱりひとつ、今の御説明では基準になっていないので、もう少し基準というものを考えただけのようにしていただきたいと思います。

いろいろと御質問させていただきましたが、北沢参考人にいろいろと聞くチャンスがなかったので恐縮でございますが、ほぼ参考人と私と共通認識

を持っておりますのは、公益法人改革が非常に重要であるということ、出てきている法案はほんの一部であってこれで改革とは言えないんじゃないかと、こう思っているわけですけども、今日の厚生労働省の大臣以下の皆さんの御答弁を聞かれて、まだやっぱりここが足りないんじゃないか、あるいは研究してこられて、こういう点にもっと注目をしてほしいということがありましたら、最後にお話しいただければと思います。

○参考人(北沢栄君) 最後に局長さんおっしゃった、特別会計の基準なきと受け取られるような出し方は非常に危険であると。年金特別会計が取り崩される、労働特別会計が取り崩されて、それで一般会計は税収が入らないという事態になる、こういう責任をどう取られるかですね。

これは責任、どうでしょうか。例えば年金で言われているようなことで、さっきのグリーンピアなんかで官僚の責任においてこういうことをやったということはございますか。

○山本孝史君 今、北沢参考人から重要な御指摘をいただきましたけれども、どなたか御担当の方で答えをいただけますか。

○政府参考人(戸利和君) 私の立場から申し上げれば、雇用保険の健全な財政をどう維持するか、それから無駄のない予算の配分、執行をどうするか、これは正直言って私の責任だろうと、これは常日ごろ考えています。

そういう意味で、先日来雇用保険法の御審議いただきました。雇用保険は本体給付、それから三事業それぞれに非常に厳しい状況にあります。こういった中で、国民の方々の理解を得ながら、とにかく無駄のない、それから国民の方々が納得いただけるような運営に引き続き努力していかめといかめだろうと、こういうふうに通じております。

○山本孝史君 繰り返し申し上げておりますが、三事業の在り方についてはやはりもっと広範な議論が必要だと思っておりますので、今後また、雇用国会と言われている国会ですので、いろいろ

議論の場があると思います。御指摘もさせていただきますかと思っております。

今日は北沢参考人、本当にお忙しい中お越しをいただきまして、ありがとうございます。今後とも、一民間人の立場と言つて変ですが、いろいろと御研究されておられる立場から、是非この公益法人改革の流れについて御指摘を引き続きいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

午前の質問時間が来ておりますので、午前はこの程度にさせていただきます。午後、今補助金の不正流用問題が出ております全国精神障害者家族会連合会、いわゆる全家族連のハートピアきつれ川の問題について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長(金田勝年君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩といたします。

午後一時五十六分休憩

午後一時一分開会

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山本孝史君 午前中に引き続きで恐縮でございますが、申し上げましたように、全家族連のハートピアきつれ川にかかわりますところの補助金の不正流用問題について、なぜこの問題を取り上げられるかと申し上げれば、この全家族連、全国精神障害者家族会連合会が厚生省所管の公益法人であるということ、また精神保健福祉法で指定法人になっているということ、あわせて厚生労働省としても補助金を出しておられる対象団体であるということと等々を含めまして、本日法案審議にもかかわっていることでもございます。また、精神障害

者の皆さん、家族の皆さん、大変に心配をしておられる問題でございますので、お取上げをさせていただきますかと思っております。

既に新聞等で御承知だと思います。若干の経緯を御説明申し上げます。この全家族連が栃木県の喜連川町にハートピアきつれ川という精神障害者あるいは一般の方のための保養施設、宿泊施設並びに授産施設を現在持っております。ところが、その補助金の受取の問題、あるいは運営費等々の問題で大変苦しい状態に追い込まれた中で、補助金をもらっておられる特別会計の方からこのお金を返還する一般会計にお金を振り替えて、一般会計は収入があったように見せて、膨れ上がらせただ中でその借金の返済に充てるというような資金操作をされたわけです。そのことが問題である、もちろん不正なことですから指摘をされたわけですが。

今日、御質問し、御指摘を申し上げたいのは、なぜ全家族連がそのような手だてを取らざるを得ない状態になったのか。だれの責任ということではなくて、なぜそういう状態に追い込まれたのかという点について、この施設の設置に至る経緯も含めて若干御質問したい。それと、財団法人という公益法人が運営をする中でなぜこのような運営が見逃されてきたのか、監査の在り方等々について御質問をさせていただきたい。そしてもう一つの問題は、現実としてどのように対応をこれからしていかねばいけないのか。国会の先生方にも是非お力をおかしをいただきたいという思いでお話をさせていただきたいと思っております。

それで、時間が限られておりますので、若干の事実経過だけ御確認をさせていただきたいと思っておりますが、この補助金を不正流用せざるを得なくなったのは、申し上げましたように、ハートピアきつれ川を建設をする、その建設資金、並びに運営をする運営費をどのように工面するかという中で、当然不足をきた、あるいは建設費を返さなければいけないからでございますが、申し上げましたような施設の建設計画はだれが元々発案を

したことなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(上田茂君) お尋ねのハートピアきつれ川の建設につきましては、平成三年、当時の厚生省精神保健課職員が全家族連にその構想を提案しまして、同年の全家族連の理事会において決議がなされ、平成六年に着工されたものと承知しております。

○山本孝史君 今、上田政府参考人からの御説明がありましたように、元々の案は厚生省の当時の精神保健課の方が発案をされて、その中で、全家族連の方もかねてからそういう施設があればいいなと思っていた、そこで意見が一致をしたということですが、やはり基本は、思っているとお金がないとできないわけですから、厚生省の方からそうやって働き掛けをされた中で施設が造られるということになったということなんですが、よく分らないのは、今申し上げましたように、全家族連の喜連川の施設は、精神障害者の方の授産施設と一般の方も泊まれる宿泊施設、宿泊・研修施設がありまして、この授産施設で働いている方たちが今こちらで訓練を受けておられるという形になっているんですが、元々の最初の計画ですね。

なぜそういうふうにお聞きするかというと、全家族連さんのそのハートピアきつれ川のホームページを見ておりましたが、平成四年に授産施設併設に設計が変更されたということが出てくるんですね。申し上げましたように、授産施設と保養施設が併設されている、両方あるんですが、元々の案は何を造ろうとしていたのかというのがよく分からないので、このことについて御説明をしていただきたいと思っております。

○政府参考人(上田茂君) 当初、保養施設ということで進められておりましたが、ただいま委員御指摘の授産施設を、現在授産施設等々が併設されておりますけれども、私ども、そういった設計変更の経過につきましては十分把握していないところでございます。

○山本孝史君　ここが僕は分からないんですね。私も時間がないので、もう少し調べさせていただかないといけないと思っておりますのは、後で資料をいただければと思っておりますが、一つは、平成四年の四月、今御説明にありましたように、発案は平成三年で実際の建設は平成四年からですけれども、この平成四年の四月に、平成三年の厚生科学研究で精神保健、保養、交流センター設立に関する調査研究という厚生科学研究を行っておられるんですね。この厚生科学研究の中にどういうふうな施設が位置付けられていたのか、元々どういう発案をされたのか。そして、その施設を受け入れましょうというか、造りましょうというところで平成四年の五月に全連の理事会で賛成の旨の、趣旨に賛成するという旨の議決をされておられるんですが、この中でどういう施設を造ろうとしていたのか。この部分が何度説明を受けても、今も詳細は分かりませんとこうおっしゃっておられるんですが、元々はその宿泊施設を造ろうとしていて、それで、そこに授産施設を併設をするということを発案をされたように思えるんですね、こう書いてあるものを素直に読んでみると。

そうすると、なぜそう言っているかといいますと、建設費は総額で二十億五千万円弱です。それで、資金の内訳、その二十億をどうやって調達するかということですが、国庫補助金が二十億五千万円のうちで九億二千万円、その他の補助金がありまして、船舶振興会、日本財団ですけれども、から授産施設の建設に対する補助金と栃木県から土地の購入費に対する補助金が出ておりますが、それが二億二千万円なんです。そうすると、国の補助金九億二千万円とその他補助金が二億二千万円と十一億四千万円ですから、約九億四千万円を全連が自ら資金調達しなければいけないという建設計画になっているんです。

こんなことが実際に可能なのかどうかなんです。民間団体に国が補助金を出して施設を建設をさ

せるといったときに、度々申し上げます、私も財団におりましたので、公益、共益からの補助金もいただいておりますのでよく分かりますが、自己資金を用意するにしても、経済界なりいろんな団体からの、例えばもう既に寄附金の収入がある、あるいは寄附の申入れ書等々があつてやれるから国もゴーサインを出す、こうなるのが普通なんです。こんな、自ら最終的には自己資金、借入金になったんですけれども、で対応しなければいけない、そのような状態を作り出した、すなわち厚生省が、この全連に建設費、今申し上げました九億一千万円等々を工面する能力があると判断をされてこの建設計画をゴーされたのかということが私には不思議なんです、この点はどうなんでしょうか。

○政府参考人(上田茂君)　当時、全連が自助努力により建設費を工面することは可能であると判断したというふうに考えております。

○山本孝史君　だから、そう判断をしていると、今から思えばそう言わざるを得ないんだろけれども、当時そんなことが実現可能だと判断をしたという、その根拠は何ですか。

○政府参考人(上田茂君)　全体の事業費のうち約八億六千万円が借入金ということでございますが、全連としましては、当時、寄附金等の確保によりこの資金を確保する、できるというような、そういうことで当時の厚生省担当としてもそのように可能であるというふうに判断したというふうに考えております。

○山本孝史君　今からつじつま合わせをするという話になるんだと思うんだけど、私も全連の幹部の方にもお聞きし、喜連川も実際に現場を拝見していただきましたけれども、その中の私の思いは、今は全連の本部があります、いわゆる患友会館を造る、それもお子さんが精神障害者であった御家族からの御寄附で造られておられる。しかし、その建設をしてまだ借金残って、今も借金残っているんですね。だから、当時の全連に、借金を既に抱えておられるわけで、

それ以上の資金を調達する能力があったらどうか、当時の現状がそうだろうか。しかも、何百万とかいう話じゃなくて億単位の、十億に近いようなお金を全連にいわゆる工面しろということ自体だいたい無理がある。

重ねてお伺いしたいのは、宿泊施設をこれ造るわけですね。どういいうきさつになったか知らない、できました。宿泊施設ですから、当然、あるいは授産施設は補助金がその後あるとしても、宿泊施設は収益事業と位置付けられているんですね、これ。したがって、後、補助金は何も入ってこないんです。そうすると、その借金を返しながら、なおかつ運営費を工面しなければいけない。

その後の状況を見ておきますと、喜連川という場所は必ずしも都心から近いわけではない。いい温泉が出るんだけど、交通の便はいいわけではない。宿泊施設は八十床ほど、ベッドしかありませんから大きいものではない。セミナーをやろうとしても、会議室は六十人ぐらいいしか入らない。せつかく二百人のお客さんを取ってきても、施設は使えない。近くに国民保養センターだとかあるのは国民年金の施設等々があつたりして、かんばんの宿があつたりして、お客さんはみんなそっちに行ってしまう。こっちはそもそも精神障害者の方が訓練をしてやるわけですから、支配人の方のお話でいけば、普通にパートさんを雇って運営した方がはるかに運営経費は安いんだけど、精神障害者の方の訓練を兼ねているので訓練の工賃も出すものだから、結局、人手が掛かって運営上は非常にお金がかかることになっている。そういう中で、もう発足当初から実はほとんどか赤字が続いているわけですね。

そう考えると、運営も非常に難しいだろうという中で、なおかつこちら側に八億円を超える借金を抱えさせているようなその施設建設に国が、しかも収益事業である宿泊施設の部分に十億円近く補助金を出されるという、これも私分からないんですよ。

これも小池議員がここで質問されましたけれども、なぜ、収益事業であるところの言わばホテル事業、宿泊事業にこの補助金を出しになったのか。そう考えると、結論から私は申し上げれば、私のこれは想像ですけども、途中で設計変更がされた、授産施設を併設した元々のコンセプトは、日ごろの生活の中で御苦労をされておられる、お疲れになっておられる精神障害者の方、その家族の方にゆとり休んでいただいて、保養していただいて、次のエネルギーを取り戻していただけるような保養施設として考えられたんだけれども、それでは補助対象にはなりにくいので、そこに授産施設を併設をして、授産施設に補助金を出して、そこをいろんな形で運用していこうと、こう考えられたんだと思うんですが、いかにせん、どこまで行ってもこの宿泊施設は収益事業になっているんですよ。

それで、大臣なんかも御存じのとおり、今、こういった温泉付きの保養施設等を運営するには、お客さんを取ってくるにはやっぱりバスを持ちたいんですね。町内会の方たち、老人会の皆さん方、バスで迎えに行つて、また送つてあげるようなことをしないとお客さんは取れない。実際の丘の向こうの上のかんばんの宿はそうやってやっておられるわけですよ。自分たちもやりたいんだけど、自分たちのホテルは収益事業だから補助金はいらないんですよ。自分たちで工面しろと言われても、そんなことはできない。しかも、申し上げているように、精神障害者が訓練しながら働いておられる施設だから、どう考えても運営費の工面は難しかったはずだ。あるいは、施設を建設させるのなら、後の運営のことまで責任を持つのが私はやっぱり補助金を出した厚生省の責任じゃないかと、こう思うんですよ。

その意味で、その運営費をどうやって工面できると考えていたのか、その後、応援をしなくていいと思っておられたのか、これも当時のことなのでお答えは難しいかもしれませんが、どう今判断しておられるんですか。

○政府参考人(上田茂君) 施設の本来の目的であります精神障害者の自立あるいは社会参加を実現するためには、営業収入により本来的に運営が成り立つべきものというふうな運営の問題については考えたところでございます。また、確かに全家庭も、膨大な初期投資の必要な施設整備の後でありまして、運営については営業収入で賄うということとを前提とされて事業が開始されたというふうな聞いております。したがって、施設の整備についての補助が行われたわけでございますが、ただいま申し上げたように、運営費につきましては今申し上げたようなことから国庫補助を行わないということで整理し、また全家庭の方にもそういった状況について話がされたというふうな伺っているところでございます。

この事業につきましては、当時、精神障害者の社会参加という観点から非常にユニークな試みであり、そしてまた全家庭において自らの事業として決議されたというふうな考えているわけでございますが、しかしながら、景気の悪化等の影響もあって結果的にその運営の見通しについて、全家庭とともに国においても認識が甘かったのではないかと御批判があることも承知しているところでございます。

したがって、確かに現在のハートピアの運営についてのいろいろな課題があるわけでございますが、私も全家庭とも今後の運営についても、引き続きよく相談をして、適正な運営について相談を受けてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○山本孝史君 最後の部分は私も十分にこの後お願いをし続けなければいけないと思っておりますけれども。

やっぱり、国がお金を出す、補助金も、しかも多額のお金を出して施設を造らせるといって、やはりその後の運営の面も、私は、物を作ればそれで終わりではないんですね。生み出した後のやっぱり運営というものが非常に大きいわけで、

実はこの喜連川温泉、いい温泉なんですけれども、非常に塩分が強いんですね、温泉のその水の中に。したがって、ポンプですとかあるいは配管ですとか、水回りの部分の傷みは非常に早い。斬新なデザインになっていて、うちの外にも木がふんだんに使っているんですが、木なので残念ながら雨に当たってきたりすると腐ってくるという意味で、建物の傷みは普通の施設よりも早いだろうと思うんです。ところが、赤字なものですから修繕積立金を持っていないんですね。そんなことになってきたらもうにっちもさっちもいかなくなくなるわけで、運営という部分を真剣に考えなければいけない部分があるんですよ。

何といったっておかしいと思うのは、精神障害者の方が働いて、訓練して、運営していくという中において、普通のホテルじゃないんだからそんなにうまく収益が上がるはずはないわけで、そこを、収益が上がるって黒字になって、八億なりのお金が返していけるという資金計画という運営計画を承認を、私は、もちろん理事会ですとか理事会で財団が決めるんだけれども、その報告を受けた厚生省の担当者が、言わばそれでやれる、オーケー、やりなさい、頑張りなさいというような承認を与えているのと同じなので、そこでやっぱり公益法人の主務官庁制度とか監督責任とかいろいろ言われるところだけれども、やっぱりそれは補助金を出した側としての責任は私は免れないと思うんですね。

恐縮ながら、上田さんは、この一連の建設、計画があって建設があったときの当の栃木県に出向されておられて、栃木県の衛生環境部長さんでいらしたわけ、その意味で、今もお聞きしたら、余り計画のことについては私は存じ上げませんでしたが、こうおっしゃってられるんだけれども、国が大きなお金を持ってきて施設を造る、自分の担当課の中でやってもらえる、その話について御存じなかったというのちょっと解せない話なんだけれども、ある意味では今もそのお立場にある、当ても御存じであつたお立場にある

という意味で二重に責任を感じていただいて、是非この問題、大臣と一緒にしっかりと解決に向かって踏み出していっていただきたいんですね。

解決というときのその前提なんです、不正流用された金額が国なりあるいは補助団体等々で幾らあって、その加算金が掛かって、今、全家庭が返さなければいけないと言われているお金は一体幾らということになるのか、教えてください。

○政府参考人(上田茂君) ただいま委員御指摘の点につきましては、厚生労働省の補助金等、あるいは社会福祉・医療事業団あるいは日本自転車振興協会あるいは日本財団等々ございまして、返還金の額につきましては、加算金も含めましてトータルで五億三千八百万円ということでございます。五億三千八百万でございます。

○山本孝史君 五億三千八百万円を返さなければいけない。それで、ほぼ七億ぐらいでしようか、あるいはもう少しでしたか、喜連川の建設にかかわるところのまだ借金を抱えているわけですね。市中銀行からの借入れと社会福祉・医療事業団からの借入れ等あって、こっち側に返さなきゃいけないお金があるんですね。不正流用したことは悪いとしても、こっち側で返さなきゃいけない、新たに返さなきゃいけないお金として五億四千万近いお金が出てきたわけですね。もうにっちもさっちもこうなるといかなくなってくるんです。

くるんですが、時間がないので指摘だけしますけれども、監査の問題があるねと申し上げたのは、法人監査です。当然内部監査があるんですね。それで、外部監査があって、地方は今、会計法人が、監査法人がちゃんと監査に当たっておられるんですよ。補助金団体の当然監査ありますし、国の監査がありますし、当然その間に理事会という議決機関なりチェック機関、評議員会もあるわけで、いろんなスクリーンが掛かっているにもかかわらず、だれも気が付かなかったんですね、この話。やった人が巧妙だというのが厚生省の御説明なんです。しかし、普通に考えて、そんなにお金を、特別

会計というこちら側の、特別に通帳を作らなければいけない、その中からここに、一般会計に動かしてという、こんな大胆な手口は、しかも、こんな巨額のお金は普通にはそんなことはできないですよ、普通に考えると。それをやってもらったということは、どう考えても私は、これは個人の話ではなくて組織全体の話であって、場合によっては補助金を出しておられた団体の皆さんも御存じだった話なんじゃないのかなと、ぐらいに私には思えるんですね。

そういう意味で、実はこれは全家庭という舞台で新たに何か明らかになった話ではありますけれども、補助金を受けているすべての団体で起こり得る話なんです。我々は性善説でやっていますけれども、しかし、そうはいかないのは団体運営であって、そうするとやっぱりシステムチックな監査の方法というものを考えないと、同じ話がいろんなところで起こってくると思います。

それはそれで考えないといけないとして、残り時間が五分しかありませんので、いろいろと現地を見て、その喜連川町に対して固定資産税も払わなければいけない。不思議ですけども、これ財団法人なんです、この施設が。

私、いろいろ考えて申し上げますけれども、申し上げたことについてお答えをいただくと、どれもできませんとおっしゃるのでお答えは結構なんです。この際、本部の運営は非常にうまくやっておられるんですよ。ここも会員さんがお支えになっておられます。それで、ごらんになった方も多いかと思えますが、きっちりとしたいろんな広報誌なんかもお作りになっているんですね。これも「ぜんかかん」という広報誌ですけれども、これも実は競輪の補助事業としてやっておられて、今回の事件で競輪の補助事業、これなくなるんですけれども、それでもこの本は非常に重要なので出し続けたい、そのための自己努力はしますと、こうおっしゃっておられるんです。しかし、こんなこともやっておられる中で、本体はいけるので喜連川の施設を切り離すことはで

きないんですかと、こう申し上げたんです。例えば、国立の施設にしてくれと言うと、国から民への話の中で今更、運営しているものを国が買い上げるわけにはいかぬと、こうおっしゃると思うんですが、国立の施設にするとか、あるいは財団法人の運営から社会福祉法人に切り替えれば、社会福祉法人としては固定資産税を払わなくてもいいという立場になるはずなので、喜連川町には御迷惑掛けますが、その分だけ支出は減るんじゃないかと、あるいはほかのいろんな補助金が考えられないのかと、こう思うんですよ。

いろいろとあちこち当たってみても、問題のある財団だからもう手助けはできませんと、こうおっしゃるんですよ。しかし、理事の皆さんは責任取って全員替わられたわけで、新しい執行部になって新しい体制でやっているとされておられるわけだから、競輪の補助事業も中断されるのは分かるんだけど、願わくばその事業を評価していただいて、引き続き出していただきたいと思うんです。こういった公営競技団体の補助金は、厚生省というか担当者が、役所の方がオーケーしませんと、これは裏書されないと出てこないで、是非そういう意味でも出していただきたいなと、こう思っています。

様々な手だてが考えられるんだと思いますが、全家連がやっぱりやってこられているお仕事、あるいは全国の中の障害者の皆さん、家族の皆さんが集まっての全国組織として運営をされておられて、非常にいい仕事をしておられる部分で、悪いことは悪いけれども、やっていただかなければいけないという部分、是非切り離して考えていただきたいと思っています。

具体的にこうしますというお話はただけないということは承知しておりますし、聞くと一挙に全部やばくなりますのであれですが、是非、坂口大臣、全家連の皆さん方のこれまでの御活動をよく御存じだと思います。とりわけ、自民党の皆さん方もよく御存じだと思います。その中で是非この問題を、だれかの責任とかじゃなくて、どこ

かに押し付けるといふのではなくて、是非、国も、それからここにおられる委員の先生方、国会も含めて、悪いことは悪いことだけれども、何とかしなければいけないということについて、是非大臣に、先頭に立ってくださいたいと思っております。お言葉をいただければ大変にうれしく思います。

○国務大臣(坂口力君) 山本議員のお話をずっと聞いておりまして、なかなか説得力のあるお話で、つい引き込まれそうになるわけでございますが、確かに、今日に至りますまでの間、様々な行き違い、多分それはあったんだろうと思うんですね。問題はこれからどうしていくかということな

らなろうと思うんです。全家連というのは一生懸命おやりになっているし、これから地域における精神障害者の対策をしつかりやっていかなきゃならないという時期でございまして、これからいよいよ本格的にこれは力を発揮していただかなければならない団体でもありますし、いろんなことをお願いをしなきゃならない団体でもございまして。さりとて、ここがそんなにお金のある団体ではないこともよく承知をいたしております。しかし片や、今、部長からの答弁ありましたとおり、五億円からの借財が残っている、それを何とかしていかなきゃならないということでございます。

その初めの運営計画なりそうしたもののが一体どうだったのかということもよく分かりませんけれども、できました借財はこれはどうしても返していかなければならないわけでございますが、一方の、全家連がこれから一生懸命おやりいただきますことについて、どういう方面でどういうお手伝いができるかということではないか。そして、全体としてこの決着を付けていくということではないかという気がいたします。

いよいよこれから本格的に、しかも全国レベルでそれぞれの入院しておみえになる患者の皆さん

方を地域で見えていただく、そういうことをやらなければならぬときを迎えているわけでございます。そして、そういう中でこの全家連の御活躍、これから是非ともお願いをしなければならぬわけでございますので、そうした中で、あわせてこのようにこの皆さん方をバックアップをしていくかということもひとつ検討したいというふうに思っております。

今日までできてしまったそのことに對して、もう棒引きにしますよとはなかなかこれは言えないわけでございますが、しかしお手伝いすることはお手伝いをしていきたいというふうに思っている次第でございます。

○山本孝史君 全家連の仕事への評価、そしてお手伝いをしていかなければいけないことをしていきましようというお言葉でしたので、是非我々も知恵をお互い出合っていきたいと思っております。

確かに、おっしゃるようには借金棒引きというのはなかなかほかの補助団体等の絡みもあって難しいと思いますが、借金を凍結することぐらいはできるかなと、こう思ったりもいたしております。多少超法規的なことも含めて是非御検討をいただいて、そのことについて、私たちはそれが厚生省主導で、そして全家連の皆さん方と一緒にやっておやりになるということであれば大いに賛成をさせていただきますというふうに思っております。そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(金田勝年君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案の審査のため、本日の委員会に厚生労働省保険局長真野章君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。今日、公益法人の問題を議論をしたいんですが、天下りの問題あるいはその退職金、役員報酬の問題も後ほど議論をしたいと思うんですが、最初に公益法人と政治家、政党とかかわりの問題から議論をさせていただきたいというふうに思っています。

そもそも、大臣に最初にお伺いしたいんですが、公益法人というのは不特定多数の利益の実現を目的とする事業、いわゆる公益事業を行う、そして営利を目的としない法人であると。ところが、その公益法人やその関係団体が特定の政党、政治家に政治献金を行い政治をゆがめているのではないかと、こういう問題が指摘をされております。KSD事件以来、いろいろ出てきております。

最初に大臣にお伺いしたいんですが、公益法人が特定の政党、政治家に政治献金を行う、これは不特定多数の利益の実現という公益法人の目的と照らして私は反することになるのではないかと、思いますが、大臣の見解を最初にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今お話がありましたように、KSDのときでございましたが、確かにこの公益法人と、そして政党、政治家に対する献金のお話が多分出たというふうに記憶をいたしております。そのときにも、これはたしか片山大臣からであったというふうに記憶いたしておりますが、公益法人といえども献金することは禁止されていないというお話があったというふうに記憶をいたしておりますし、公益法人も中身はいろいろでございまして、公益法人といえども献金することは許される範囲の中に入っているというふうに思っております。

ただし、それはいいものですもの、公益法人の中におきましても、午前中から議論のありましたとおり、国からの多くの補助金等によって賄われているというような公益法人もあるわけでございますから、ほとんどが国からの出資によって行

われているというようなところにつきましては、それはやはりその公益法人といたしましてもよく自覚をして行動をしなければいけないというふう

じゃないですか。
○副大臣(木村義雄君) 公益法人も一つの社会的存在であります以上、その政治活動につきましては政治献金も含めまして一切禁止されるものではないと一般的に解されていると承知をしているところでございます。

○小池晃君 そういう不特定多数の利益を実現する組織だからこそ、献金をする場合には多くは政治団体を作った献金をしていくわけでありまして、そこで、ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、資料配付をお願いしたいんですけども、(資料配付) 木村副大臣の資金管理団体である国際政経研究会、それから同じく大臣が代表を務める自民党香川県第二選挙区支部の収支報告書を拝見させていただきます。

もちろん、公益法人の政治活動について様々な議論があることは承知をしているところでございまして、いずれにせよ、公益法人の業務運営に当たりましては、設立目的に沿った適正な運営がなされるべきものと考えているところでござい

それによりまして、まず資金管理団体、国際政経研究会の政治資金収支報告見ますと、厚労省認可の日本医薬品卸業連合会から、これ、九八年、九九年にそれぞれ五十万円ずつ献金をされております。これは政治団体ではなくて公益法人そのものから献金をされております。それから、副大臣が代表を務めておられる自民党香川県第二選挙区支部の収支報告書を見ると、二〇〇〇年六月十三日、総選挙公示の日であります。この日に、同じく日本医薬品卸業連合会から百万円の献金が行われている。それから投票日直前の二十三日、六月二十三日に、やはり公益法人である日本医療法人協会から二十万円の献金が行われております。

○小池晃君 それは、公益法人の側の問題としてはそれはあると思うんです。私がお聞きしているのは、副大臣は正に自民党の厚生労働関係の重責にこの時期あったわけですね。そういう時期に公益法人そのものから直接献金を受け取ったということについて問題を感じていらっしゃるのかと。大臣が受け取ったことについての私は政治家としての問題があるのかないのかという副大臣の御認識をお聞きしているんです。お答えいただきたい。

○副大臣(木村義雄君) 今御答弁をさせていただいたわけでございますけれども、公益法人も一つの社会的な存在であるわけでございます。その政治活動につきましては、政治献金も含めまして一切禁止されるものではないと一般的にも解されておりますし、そのように承知をしているところでございまして、もちろんその公益法人の政治活動につきまして、それは今、先生がおっしゃったような様々な議論があるということは承知をしているところでございまして、それでもって、献金を受けたからとか受けないからとか、そういうことでもっていろいろな様々な政策が変更されるものでもないわけでございますので、そこはこれから私も私自身もそういうことがないようにしっかりとこれから踏まえてまいりたいと。

○副大臣(木村義雄君) 衆議院の委員会の答弁でも申し上げたわけでございますけれども、先生も今おっしゃっていただきましたけれども、正に身に覚えのないところでございまして、陳情があるかどうか書類等も調べましたところ、そういう陳情を受けた書類もありませんでした。正に身に覚えのないことでござい

○小池晃君 ところが、木村副大臣と厚生省との九七年十月のやり取りを明らかにした文書、これが九日の衆議院厚生労働委員会です。このように、大臣は、衆議院の委員会でも、当時の担当者、これ原さんですか、に会って聞いたが、こうしたペーパーを書いたり持っていた事実はない、厚生労働省の正式の文書の中には全くなかったと御答弁をされています。

大臣にお伺いしたいんですが、書類を作っていない、書類を持っていないということはお述べになられているんですが、私がお聞きしたいのは、旧厚生省の担当者が木村議員にこの件について説明したという事実があったのかどうか、この件についてはいかがですか、担当者に確認されましたか。

○国務大臣(坂口力君) そのことも併せてお聞きをいたしておりますけれども、そういう事実は記憶にない、覚えがない、こういうことでございまして、そう申し上げる以外にありません。

○小池晃君 それは記憶がないということなんです、文書がないということじゃなくて、大臣は衆議院の委員会でも何度も原さんに丁寧に問い直したというふうにおっしゃっている。私はこれ、木村副大臣、当時からこれは厚生労働行政にはやはり大きな影響力があったと思うんですよ。そういう方から働き掛けがあったとすれば、これは覚えていないでは済まされないと。私は、この問題については当時の担当者に、大臣、何度も何度も問いたださなければいけません。結局、記憶にないと、そういうことなんです。

○国務大臣(坂口力君) 何度もたまたましたけれども、そういうことはなかったというふうに本人は言っております。

これは、その当時はどういうことであったかというのを聞きましたところ、これはいわゆる柔道整復師の皆さん方との間の保険上の取扱いの問題であって、そして協会との間で一生懸命これは

ちゃんとした行動を取ってまいりたい、このように思っておるような次第でございます。

○小池晃君 同じことしかお答えにならないんですが、引き続きちょっと別の問題もお聞きしたいんですが、副大臣に対する公益法人からの献金については、ほかにも疑惑があるわけですね。衆議院で大変問題になっている柔道整復師の団体からの圧力の問題です。

これ九七年、柔道整復師の団体から副大臣が要望を受けて、旧厚生省に圧力を掛けて保険請求適正化の行政指導を見送らせたといい疑惑が衆議院の厚生労働委員会でも取り上げられています。この謝礼として、直後に香川県接骨師会の政治団体から五十万円の献金、さらに、二〇〇〇年の選挙の最中、これまた六月二十日ですから正に総選挙の真っただ中、日本柔道整復師政治連盟から三百万円の献金、同じく九六年の選挙のときに三百万円の献金、私の資料に載せてあるのとあります。

○小池晃君 と、これは記憶がないということなんです、文書がないということじゃなくて、大臣は衆議院の委員会でも何度も原さんに丁寧に問い直したというふうにおっしゃっている。私はこれ、木村副大臣、当時からこれは厚生労働行政にはやはり大きな影響力があったとすれば、これは覚えていないでは済まされないと。私は、この問題については当時の担当者に、大臣、何度も何度も問いたださなければいけません。結局、記憶にないと、そういうことなんです。

○国務大臣(坂口力君) 何度もたまたましたけれども、そういうことはなかったというふうに本人は言っております。

これは、その当時はどういうことであったかというのを聞きましたところ、これはいわゆる柔道整復師の皆さん方との間の保険上の取扱いの問題であって、そして協会との間で一生懸命これは

議論をして詰めた、そしてその結果を得た後、それをこういふふうにしますというようなことを全体に、与党の方にも話をしたということはあったかもしれない、しかし個々にそういうふうな皆さん歩いてどうこうというとはなかった、そういう筋合いのものではなかったと、こういうふうに言っているわけではございません、その原さんのそういう発言を私は尊重したいと、こういうふう

○小池晃君 もう一つ、今朝の毎日新聞で報道されているんですが、昨年十二月、厚生省の担当課の会議で木村副大臣から圧力があったというふう

に説明されたんだという報道がされております。この件について、大臣、事実関係はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 本日報道されました記事につきまして、医療課内の会議だということございまして、医療課長に確認をいたしました。が、この会議自身は昨年の十二月十八日に行いましたけれども、柔道整復師の療養費につきまして負傷原因を記載させる通知が見送られたという問題が話題になったり、その件が特定の議員の影響で変更されたというようなことが話題になったという記憶はないということでございます。

○小池晃君 これ、すべて記憶がないということでごまかされようとしているようなんですが、これ大変、文書のもう提出はされているわけですし、こうした疑惑をこのまま放置することは私許されたいと思います。

これは大臣にお伺いしますが、これだけの疑惑が起こってきているわけですから、大臣がただお聞きになった、記憶がないと、それで済まされる問題では私はないと思うんです。当然、省を挙げてこれは徹底的な調査を行うべき問題ではないですか。その点について今後どのように取り組まれるおつもりか、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 私は疑惑があったとは思っておりません。そういう経緯があったという

ことが、だれの手からかは分かりませんが、私も、マスコミに流れる、あるいはまた野党の皆さんの方に流れる。そして、どれほど調べましても、私を始めとして厚生労働省の関係者にはそうしたものは一切出てこない。この体質を一体どうするかということ私が私にとりましては大きな問題でございます。

これ自体は私は疑惑と言われるような内容のものではないというふうになっておりますが、こういう事態が続くということになりますと、中で真剣に議論もなかなかできない。議論をしたことしなかったことが、あたかもしたかのごとくマスコミや外に流されるというような事態になってくれば、やはり私は一つの省としての体を成さないと思っているわけではございません。その点私は、省に對しまして厳しく私は今言っているところでございまして、こうしたことが一体どういうことで起こるのかということを含めて詰めているところでございます。

○小池晃君 今の御発言は、とにかく情報が漏れたことが問題なのであって、そもそも木村副大臣の問題について議論になっていること自体疑惑ではないと。私、驚くべき認識だと思えます。これだけ新聞でも大変な問題になり、国民の関心も集めている。それでしかも、これがもし便宜を図った見返りにお金を受け取ったとすれば受託収賄の疑いもあるわけですよ。極めて重大な問題じゃないですか。

そういう点でいえば、これは省を挙げて、もし、じゃないというのであれば、全くないんだということこそを省を挙げて徹底的に証明する、調査をするというのは当然の責任じゃないですか。それを疑惑でないんだと言い放って調査もしようという。私は、これを疑惑でないと言ふ大臣の姿勢が大変重大な疑問を持たざるを得ないと思えます。

引き続き、こういう問題もあるんです。この木村副大臣の献金、中身を調べておきますと、国の公共事業を請け負った企業からの献金もあるんです。

す。香川県高松市の大一電気工業株式会社、この建設会社は二〇〇〇年の総選挙の時期に国の公共事業を請け負っています。国土交通省に事実確認しております。一つは、国土交通省四国地方整備局発注の九九年光ケーブル工事、四千九十五万円、工期は二〇〇〇年の二月から七月。それからもう一つは、建設省四国地方建設局の普通管管内照明工事、七千七百七十万円、工期は同じく二〇〇〇年三月から八月。

これ、総選挙の投票日は、二〇〇〇年五月十八日に与党党首会談で正式合意された。木村副大臣は、五月二十七日、これ解散の六日前です、この大一電気工業から二百万円の献金を受けております。しかも、選挙の前三年間も、選挙の翌年も、この企業からは献金、一切受けていないんです。これはどう見たって、選挙に際して突出した献金を受けているとしか見えません。

この大一電気工業からこの時期献金を受けたという事実については、事前に質問通告でこのことはお伝えしてあるはずですよ。確認されましたか。

○副大臣(木村義雄君) 大一電気工業からの最近の献金といたしましては、平成十二年五月に二百万円の献金をいただいたところでございます。

○小池晃君 公職選挙法では、国からの請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者は選挙に関する寄附をしてはならないと定められているんです。これ長崎県知事選挙をめぐる疑惑で大変問題になったわけですね。これ自民党長崎県連の前幹事長の問題があったわけですよ。これ、政治献金の名目で木村副大臣のように政治資金収支報告に届出をしても、実質的に選挙に関する寄附であれば、これは違法になるということなわけですよ。

大一電気工業は、これは九七年、九八年、九九年は献金なしで、九六年、今おっしゃったとおり、二百万円献金を受けている。総選挙の年だけに公共事業の受注を受けた企業から突出して献金を受けている。副大臣、こんなこと許されるんですか。

○副大臣(木村義雄君) この平成十二年五月の献金は通常の献金であると、このように認識をしているところでございます。公共事業受注企業からの政治献金を禁止することを含めた法案を野党四党が提出されていることは承知をしております。各党会派において十分議論がなされていくべき問題と認識をしているところでござい

す。

○小池晃君 そんな第三者的なことで逃げられる問題じゃないんですよ。

閣僚はみんな、こういう問題が明らかになった人はみんな返しているんですよ。あの大島農水大臣も、この問題が予算委員会を取り上げられて、同様のケースです。最初は返さないと言っていた。今、返すと言っているんですよ。これ重大な問題なんです。政治的、道義的問題ですよ。法律にたとえ違反でなくても重大な問題ですよ。

これしかも、木村副大臣のこの問題は、疑惑については、既に二月の衆議院の予算委員会我が党の志位和夫委員長が資料配付という形で、もう既にこの問題については資料として出しているんですよ。ところが、いまだに何の対応もしない、返却してないんですよ。

これ、副大臣、今まで閣僚は、みんなこういうケースは、後で分かれれば返却しているんですよ。当然、返却すべきじゃないですか。いかがですか。

○副大臣(木村義雄君) 大勢の閣僚の皆さんが全員返却しているという事実は、本月初めて聞かせていただきました。

○小池晃君 本心に信じ難いですね。これ当然返却すべき献金だというふうに副大臣は認識されたいんですよ。

私は、これは正にあの自民党長崎県連の問題で摘発されたような性質の献金ですよ。これだけの献金であれば返却するのは当然じゃないですか。それを、今まで知らなかった、こういう問題があるんだということを知らなかったということですか。

○副大臣(木村義雄君) 先ほどから申し上げておりますように、一般の、通常の献金というふうには、私はこのように認識している次第でございます。

○小池晃君 これ、重大な問題だと思います。

それから、副大臣はほかにも公益法人関係の政治団体から多額の献金を受けています。この表を見ていただくと一目瞭然なんです。九八年八月に副大臣は衆議院の厚生委員会委員長に就任しています。九六年、九七年、九八年になって以降、急速に医療関係団体からの献金、それからパーティー収入が急激に増えているんです。

資金管理団体の分で見ますと、九六年は二百四十万円、九七年は六百九十万円。それが九八年には千六百七十五万円、九九年には二千五百五十万円、二〇〇〇年、三千三百八十万円、そして二〇〇一年、三千万円です。もう九八年を境に、もう木村副大臣の株はうんと上がっているわけですね。もう献金額がけた違いに増えているわけですよ。(日本の株は下がっていると呼ぶ者あり)

そして、日本の株は下がったということですね。それで、一方、副大臣が代表を務めている自民党香川県第二選挙区支部を見ますと、正にこれは選挙のときだけ動いていると。選挙のときだけ動いていてあとは休眠状態ですが、九六年には四百三十万円が二〇〇〇年には千五百三十万円です。

この流れを見ますと、正に私は、これはほとんど医療関係の業界団体、公益法人が作った政治団体です。こうしたところからこれだけの献金を受けている。六年間で一億三千五百万円です。派閥の長でもない、大臣経験者でもない、失礼ですが、議員としては本当に破格の集金能力だと私は思うんです。それがほとんどこういう医療関係団体――笑い事じゃないですよ。私は、このような医療関係団体からの多額の献金が、国民から見れば、これだけの献金を受けている人が副大臣やっているのであれば厚生労働行政がゆがめられるんじゃないか、そういう心配が起るの私は私当然だと思ふんです。

副大臣がこのような、大臣、これぐらいになっていただいて、これだけの献金を業界団体、正に医療関係の業界団体だけですけれども、受けていることについて、坂口大臣は適正なものというふうにお考えなんですか、お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 公選法の規定ののっとってそれぞれの政治家は政治資金を受けているわけであり。その範囲の中でありますれば、どういふふうに政治資金を受けるかということは、それぞれの政治家が決定、それ以上のことはそれぞれの政治家が私は決定すべきことだというふうに思っております。

私は私の考え方がありますし、小池議員は小池議員としてのお考えがございましょう。木村副大臣は木村副大臣としてのお考えで政治資金をお受けになっている。そのことがいいかどうか、それは選挙で国民の皆さん方からそれぞれの選挙区において評価をされるわけですから、一つの法のおきての中で、法の範囲内であれば、私はそれは許されることではないかと。それは、その後それぞれの政治家がどのように、その受けたことに対して、それはそれとしながらも、しかし国民の皆さん方から見て中立公平な政治をやるという決意があるかどうかということだろうというふうに私は思っております。

○小池晃君 これだけの献金を受けているということ。これを国民に明らかにすれば、国民から見れば、中立的な行政やれる、そんなふうには思えないです。しかも、大臣おっしゃったのは、選挙で言いますけれども、私は議員の資格がどうこうと言っているんじゃないんです。副大臣としての、厚生労働副大臣としての職責に照らして、このような献金が適正なものかか聞いているんです。

しかも、坂口大臣、木村副大臣の前任者がなぜお辞めになったのか、まさか忘れたわけじゃないと思います。口利き疑惑で辞任されたわけですよ。その後を継いだのが木村副大臣じゃないです。

か。政治と金の問題であれだけ問題になって、疑惑を持たれて辞めた副大臣の後の副大臣が、これだけの業界団体との関係、金の問題がある。それだけじゃありません。公共事業受注企業からの献金の問題もある、公益法人からの献金の問題もある。もう本当にいろんなタイプの、今まで問題になったような政治と金の問題を抱えている、そういう副大臣ですよ。

木村副大臣、あなた、これだけの政治献金を受けているということが、御自身の副大臣としての職責に照らして、国民からこんな献金を受けて疑問を持たれないというふうにお思いですか。私は当然疑問を持たれるというふうに思います。どうですか。

○副大臣(木村義雄君) 政治献金は政治家の活動として法律上認められているものでございます。そして、私は政治資金規正法に基づき適正に処理をしているところでございます。

今、先生から御指摘の点、私は厚生労働副大臣といたしまして、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範に基づきまして、国民全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行しており、政治献金の有無にかかわりませず、一部の利益のために影響力を行使することは断じてなく、今後ともあり得ない、このように思っているような次第でございます。

○小池晃君 それでは副大臣、お聞きしますが、副大臣在任中は厚労省関係団体からの献金は一切受けないということなんでしょうか。

○副大臣(木村義雄君) 今お話をいたしましたように、政治献金は政治家の活動として法律上認められているところでございまして、私は政治資金規正法に基づき適正に処理をしておりますところでございまして、国務大臣、副大臣、大臣政務官規範ののっとって行動を取っております次第でございます。

○小池晃君 もう全く、すべて開き直りですよ。もう公共事業受注企業からの献金、それから医療関係団体からの献金がこれだけ露骨に増えている

ということもお認めになる、しかも副大臣在任中の献金も否定をしないと。私は、法律に違反しているかどうかという問題じゃないですよ、これは。あなたが答えになっていないのは、政治資金規正法に照らして適正に処理していると、そのことだけを言っているだけじゃないですか。そんなことは、だって政治資金収支報告から引っ張ってきたもので今日議論しているんですから、当然のことなんです。

私が言っているのはそういう問題じゃない。政治家としての政治的、道義的責任、それから副大臣としての職責に照らして、国民から見れば重大な疑惑を招くことになるんじゃないですかというふうに聞いているが、一切お答えにならない。私は、公益法人からのこういった献金というのが続く限り、本当に公益法人に対する国民の疑念というのは深まる、国民が願う厚生労働行政が実現できるとは到底考えられない。

この問題、ちょっと今日一部ということでやらせていただきましたが、明日、衆議院では集中審議もやるというふうに聞いております。私、この問題について徹底的に解明する、このことが公益法人問題も議論していく前提になるんだと思ふ。

原勝則現国民健康保険課長、当時の柔道整復師からの圧力問題での担当者だった原勝則さん、参事人として当委員会に招致することを要求いたします。

それから、この問題、木村副大臣にかかわる、柔道整復師の問題も含めた疑惑についての集中審議を当委員会で行うことも要求いたします。

○委員長(金田勝年君) ただいまの件については、後刻理事会で協議させていただきます。

○小池晃君 引き続き、公益法人の在り方について、天下りの問題についてお伺いしたいと思います。

厚生労働省の所管する公益法人の数と役員数、それから、そのうち国家公務員出身の役員、その比率についてお示し願いたいと思います。

○政府参考人(鈴木直和君) 平成十四年十月一日現在でございますが、厚生労働省所管の公益法人数は千二百五十八法人でございます。その法人の役員数は二万四千五百九十七人、そのうち国家公務員出身の役員数は千三十一人でありまして、全体の四・二％となっております。

○小池晃君 これを常勤役員に置き換えるようになりますか。常勤役員の数それから常勤役員に占める国家公務員出身者の数、それから国家公務員出身者というときのその条件も簡単に説明していただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木直和君) 同じく平成十四年十月一日現在でございますが、所管の公益法人の常勤役員数は千八百六十四人、そのうち国家公務員出身の常勤役員数は二百九十八人でありまして、常勤役員数全体の一六％となっております。

それから、国家公務員出身者とは何かということでございますが、これは公益法人に関する概況調査においてその範囲が定められておりますが、その中では、本省庁課長相当職以上の経験をして、それから退職後十年未満の間に当該公益法人の役員等に就任した者を指しております。

○小池晃君 本庁課長職経験した役人が三百人近く公益法人に天下りをしている。しかも、今説明あったように、退職して十年以上たつた人とか課長補佐で退職した人はカウントされていませんから、実質的に公益法人の運営をしているのはほとんど課長補佐で辞めた方だと思っております。だから、もう厚労省出身の天下りというのは、これは実態としてはもっとも多いはずなんです。正に公益法人が天下りの受皿になっている、公益法人改革というのであればここにメスを入れる必要があると思っております。

さらに、個別のタイプ別にちょっと議論したいんですが、まず特殊法人が箱物を作るわけですね。この箱物を運営委託されている公益法人、これをちょっと取り上げたいと思っておりますが、年金保養協会について、主要な業務内容を簡単に御説明願いたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 財団法人の年金保養協会は、主として年金資金運用基金の委託を受けてまして、大規模年金保養基地グリーンピアのうち、北海道の大沼基地、それから新潟県の津南基地、それから兵庫県三木基地の運営業務を行っております。

○小池晃君 要するに、特殊法人である年金資金運用基金がグリーンピアを作って、箱物をつくらば、その運営を年金保養協会という公益法人に下請させて業務をやっている。

この公益法人の歴代理事長と最終官職をお示し願いたいと思います。

○政府参考人(吉武民樹君) 財団法人の年金保養協会は昭和四十八年に設立をされております。それで、最初の理事長は花村仁八郎氏でございます。民間の出身の方でございますが、その後の歴代理事長の氏名と、それから最終官職を申し上げますと、山本正淑氏、厚生事務次官、実本博次氏、厚生省援護局長、河野義男氏、厚生省援護局長、熊崎正夫氏、厚生事務次官、加藤威二氏、厚生事務次官、加地夏雄氏、行政官理事務次官、山崎圭氏、環境事務次官となっております。

○小池晃君 二代目以降すべて天下りなんです。特殊法人が天下りを引き受け、さらにその特殊法人の下請の公益法人がまた天下りを受け入れるという天下りの下請みたいな構造があると。

さらに、同じような性格の公益法人勤労者福祉振興財団の主要な事業内容を説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(戸利和君) 勤労者福祉振興財団であります。これは雇用・能力開発機構が設置しております全国勤労青少年会館、中野サンブラザと呼んでおりますが、その運営、それからそこに設けております職業あるいは生活上の相談室、その運営、そういったところが主たる業務であります。

○小池晃君 要するに、これも特殊法人である雇用・能力開発機構が造った中野サンブラザ、これ、箱物をつ造ったものを運営するだけの法人だということになる。

この法人の歴代理事長と最終官職はいかがでしょうか。

○政府参考人(戸利和君) 昭和六十三年の七月からでございますが、初代が藤縄正勝、それから二代目が細野正、それから三代目が谷口隆志、以上の三人はいずれも労働事務次官が最終官職であります。それから、現在の理事長、四代目でありまして、これは中村正でございます。大臣官房の総務審議官が最終官職であります。

○小池晃君 これまたすべて旧労働省の天下りです。年金保養協会と全く同じ構造になっている。

こうした法人は、特殊法人から箱物の運営を委託されながら、グリーンピアにも中野サンブラザにも賃料を払っていないんですね。それにもかかわらず、経営もなかなか苦戦しているようです。そんなに順調とは言えないと。これ、賃料払っていませんから、特殊法人には収入が入らない、その分、その特殊法人に対して税金投入されることになりまして、結局国民負担はどんどん増えていくという構造なんですよ。

私、これ天下りの受皿作りのために作っていると思えない公益法人ですね。特殊法人の下請、ちょっと言葉は悪いですけども、寄生虫みたいなこれは公益法人ですよ。

大臣に伺いたいんですが、こういう特殊法人が造った箱物を運用するだけの、特殊法人の下請だけのこんな公益法人なんて要らないじゃないですか。こんなの、なぜ必要なのか。

しかも、それは別に、このグリーンピアと中野サンブラザについて言えば、これはもう二〇〇五年年度までの廃止決まっているわけですから、これについては少なくとも、今方針示されていないんですけども、少なくともこの二法人は当然速やかに廃止されるべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 総論的なことを言えば、今日、山本議員にも申し上げたとおりでありまして、特殊法人なり何なりに旧労働省あるいは旧厚生

生省の役人が役員として全部そこに占めていているのは、これは異例なことであって、ここは改善をしないといけない、改革しないといけない、私もそう思っております。

それから、今お話のございました、施設の譲渡に伴って施設の運営を目的として設立されたものだから、その後はもう要らないではないかというお話でございますが、それはそのとおりだろうというふうにも思っております。一つは年金保養協会でございますが、それからもう一つは勤労者福祉振興財団、こうしたものは目的とする業務が終了いたしましたらそれは解散事由に該当すると、こういうふうにも思っております。

○小池晃君 私は、ほかにもこういう特殊法人の下請型みたいな公益法人、たくさんあるんじゃないだろうか。こういったところにも本当にメス入れる必要があるというふうにも思っております。

それから、別のタイプについても論じたいんですが、補助金のトンネル型と言えるような公益法人です。そこで、ヒューマンサイエンス振興財団について、これも主要な事業内容を簡単に御説明願いたいと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君) ヒューマンサイエンス振興財団の主要事業につきましてでございますが、まず、先端的、基盤的技術の研究開発について、官民共同研究を行う創業などのヒューマンサイエンス研究というのがございます。それから、エイズに対する有用な医薬品などの開発を目的とする、これも官民を中心とするエイズ医薬品などの開発研究がございます。それから、適正な手続を経て提供されたヒト組織の保管、増殖、そしてそれを研究者へ提供を行う研究資源の供給事業というのをやっております。それから、賛助会員が主体となっておりますけれども、ヒューマンサイエンス分野における研究開発の振興を目的とした調査協力あるいは規制や基準に関する提言などのいわゆる一般事業をしております。それからまた、これは本年度からでございますけれども、厚生労働省所管の国立試験研究機関などが保有す

の特許権、特許などにつきまして、民間事業者への技術移転を行う業務を今年度から始めた、このようなことが主要事業でございます。

○小池晃君 この法人の常勤理事、歴代常勤理事、お一人だけ民間の方のようなんですが、あとは国家公務員だということにお聞きしていますので、その国家公務員出身の方の最終官職のみお示し願いたいと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君) この法人、昭和六十一年にできましたけれども、二代続けて理事長は民間の方でございましたが、平成七年の八月から平成九年四月までが石丸隆治という者でございまして、最終官職は厚生省の医務局長でございまして、それから、平成九年五月から現在まででございますが、竹中浩治で、最終官職は厚生省の健康政策局長となっております。

それから、あと、常勤理事という御指摘でございますので、専務理事というのがおりますけれども、これも昭和六十一年四月から、七月までが石丸隆治で、先ほど申し上げました。平成七年八月から九年七月までは海老原格という者でございまして、事務局の安全課長でございまして、それから、平成九年八月から十二年三月までが事務局の藤井基之さんでございまして、事務局麻薬課長でございまして、平成十二年九月から十四年の八月までが生活衛生局の食品化学課長で、内田康策さんという方でございます。それから、十四年九月から現在までが池谷壮一氏でございまして、医薬局審査管理課長となっております。

○小池晃君 この公益法人の収支、見させていたいただきましたけれども、収入の八割以上が補助金なんです。その支出のほとんどが研究事業費として研究機関に配分されているんです。要するに、結局、国から補助金を受けて、それをそのまま中で配分をして、その研究機関に配分するだけの組織だということに言っても差し支えないと思うんですね。私は、こんな公益法人、何で必要なんだろうか。

大臣にお伺いしたいんですが、こんなことをす

るんだったら国が直接必要な研究に補助金を配分すればいいじゃないですか。結局、これも天下り受け入れるものなんじゃないかと。こういった公益法人の改革については、改革の方向性として今言われているのは、補助金の年収比率を三分の二まで引き下げるということだけなんです。こんなことではないのかと。こんなふうにとただただその補助金を配分するためだけだったら、国がやればいいじゃないですか。補助金比率を下げるということじゃなくて、こんな公益法人そのものをなくするということを私、真剣に考えるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) ヒューマンサイエンスは、たしかエイズ等の研究もやっているというふうな記憶いたしておりますが、こうした研究をやっているうちに、もちろん国からの補助というのも必要でございますし、しかし、それだけではなくて、民間からも資金を集めて、そして産官学共同して研究を行っていくという性格のものだというふうな思っております。

したがいます、そうしたことを行いますときには、国自身が行うというのではなくて、やはりそこはそうした産官学とめていくという一つの場所が必要でございまして、産官学をまとめて、しかもまた民間からも御協力をいただいてというふうないたしましたときに、一つの、国そのものではなくて、やはりそうした機構が必要であるということを私は、それは必要ではないかというふうな思っておりますが、ただ、だからといって、そこへ全部、天下り先のそれが場になっているというところは、それは改善をしなければいけないと私は率直にそう思っているところでございます。

○小池晃君 さらに、今回の法案で見直し対象になっているのは、いわゆる免許とか認可を行う公益法人です。こうしたものも、わざわざ公益法人を作らなくたって、民間にできるものは民間がやればいいし、国がやっぱ責任持つべきものは国がやればいいというものはわかりであります。今回の法案での見直し対象というのはわずかに六分野だ

と。私は、その見直しの対象というのは、もうまだ本当にたくさんあるだろうし、今回の見直しの対象なんというのは本当にごく一部だし、肝心のその天下りあるいは利権の構造にはほとんど全くと言っていいほど手が付いていないんじゃないだろうかというふうな思わざるを得ないんです。

しかも、大きな公益法人というのは、かなり厚生労働省、トップ、上り詰めた方、事務次官あるいは社会保険庁の長官を退職した官僚によって占められています。

現時点でもあるいは本年三月まで公益法人の理事長を務めている方の中で代表的な人、黒木武弘さん、北郷勲夫さん、吉原健二さん、この三人について経歴をお示し願いたいと思う。

○政府参考人(鈴木直和君) 御指摘の三人につきましては、黒木武弘氏は平成五年六月に厚生事務次官を最後に、それから北郷勲夫氏は平成四年七月に社会保険庁長官を最後に、吉原健二氏は平成二年六月に厚生事務次官を最後にそれぞれ退職しております。

その後の、国家公務員退職後につきましては、現在私どもが把握している限りで申し上げます、黒木武弘氏は平成五年十月から平成十三年一月までは社会福祉・医療事業団理事長に、平成十三年四月から社団法人全国国民年金福祉協会連合会理事長に、平成十四年十月から平成十五年三月まで社団法人全国社会保険協会連合会理事長に、それから北郷勲夫氏は平成四年八月から平成八年八月まで社会保険診療報酬支払基金理事長に、平成八年十月から社団法人国民健康保険中央会理事長に、吉原健二氏は平成二年十一月から平成十一年二月まで厚生年金基金連合会理事長に、平成十一年二月から財団法人厚生年金事業振興団理事長にそれぞれ再就職しております。

○小池晃君 これら三氏の旧厚生省の退職金と、それから天下り後の役員報酬、それから退職金は幾らになるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) 今、御指摘のありました国家公務員としての退職手当の額等につきましては、個人のプライバシー保護の観点もありまして、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○小池晃君 今のは退職金の問題ですか。公益法人、特殊法人の報酬、退職金の問題はどうなんですか。

○政府参考人(鈴木直和君) その両方でございまして。

○小池晃君 私は、これはプライバシーという問題ではないと思うんですね。やはり官僚トップにあった人の退職金額、あるいはその後天下りをして公益法人、特殊法人、先ほど経歴を聞くと渡り鳥のように渡っている。ここで幾ら受け取っているのかというのは、これは国民に対して説明する責任あると。すべてこれ、厚生労働省監督の特殊法人、公益法人ですから、当然これは公表する責任ある。こういったことも情報開示しないで、私は、一体どこが、これが公益法人改革かというふうになると思えますよ。

大臣、このくらい当然開示すべきじゃないですか、いかがですか。こういったこともプライバシーというところで示さないということ、果たして国民の納得が得られるのか。公益法人の改革の名に値すると大臣お考えですか。

○政府参考人(鈴木直和君) 退職手当の額等について個別にお答えするというのは、これはプライバシーの問題があるというふうな考えております。

したがいます、個別に答弁することは差し控えていただきたと考えておりますが、例えば、仮に勤続期間が三十七年あり、五十九歳で厚生労働事務次官を勤続退職した場合、現在の国家公務員退職手当法に照らして額を計算すれば、約八千七百万円となります。また、仮に勤続期間が三十七年ありまして、五十九歳で社会保険庁長官を勤続退職した場合、これについては、同様に額を計算しますと、約七千七百万円でございます。

それから、退官後の特殊法人、公益法人等でも行政委託型等につきましては、特に国との関係が深いということで報酬規程等は公表するようにというところになっております。ただ、いずれにしても、個別に答弁するのは差し控えていただきたいと思います。御指摘の三人が再就職したそれぞれの法人の現在の役員報酬規程、退職手当支給規程等によれば、理事長の報酬月額は大抵百万から百三十万円程度、それから退職手当はおおむね退職日の報酬月額掛ける〇・二八掛ける在職月数と定められておるものと承知しております。

○小池晃君 こういったことを個別に開示できないというのは、私、改革の名に値しないと思います。どれほどの退職金、役員報酬出ているのか、今示された基準に照らして計算してみました。それから、厚労省の退職金については調査してみました。

黒木武弘氏は、退職金が八千三百四十七万円です。それから、三法人の理事長の退職金が合わせて三千四百万円です。それから、退職金額合計で一億二千七百万円、これにボーナスを含めた役員報酬一億九千万円、合計で三億七百万円です。

北郷勲夫氏について言えば、厚生省退職金が七千七百三十八万円です。それから、二法人の退職金、現規程で計算すると四千二百万円、退職金の合計で一億一千九百万円です。ボーナスを含めた役員報酬が二億四千万円ですから総額で三億五千九百万円です。

吉原健二氏は、厚生省退職金が七千五百四十四万円です。二法人の退職金が四千七百万円、退職金総額で一億二千二百万円です。ボーナスを含めた役員報酬が二億六千五百万円ですから総額三億八千七百万円です。

これは、直近の数字で計算しましたので、以前の数字だともっと高くなる。実際にもっているのはもっと多いかもしれません。厚生省退官時にかなり高額な退職金を受けているわけです。その

上、各法人渡り歩いたに退職金が支給されている。しかも、この退職金の計算は在任の月数で計算するというところになっている。

これ、大臣、お聞きしたいんですが、私も試算、今お示しました。こうした役員報酬、退職金、余りにも高過ぎるんじゃないですか。こういったところを次々と渡り歩いて退職金、報酬を受け取っていくと、こういう在任の方は大問題ではないですか。きっぱりやるべきだと思いますが、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣 坂口力君 私は、この退職金というのは仕事の成果によって、仕事の実力の発揮した程度によって私は決まってくるものだというふうには思っております。公務員はそんなわけにはいかないかもしれませんけれども、二度の勤め以降は何もしなかったら何もない、大きな仕事をすればそれだけの評価がされるということがあって私はしかるべきだというふうには思っております。

したがって、今後の退職金の在任方につきましては、仕事をしてもしなくても一律というふうなやり方は、これは良くない。もっと仕事、大きな仕事をすればそれを評価をする、しなければそれは評価をしない、そうしたことをやはり導入をしていくべきだと、私はそう思っております。

○小池晃君 これはもう仕事をしなくても関係ないんです、月数で単純に計算して退職金ばんばん出しているんですから。

私は、この問題について、関係閣僚会議の申合せでも民間の水準に比べて不当に高くないというところを言っているわけですから、この問題については本当に徹底的なメス入れる必要があると。で、やはり天下りはきっぱり禁止するというところに足を踏み出すべきだということを申し上げておきたいと思っております。やはり、その公益法人の改革というのであれば、正にこうしたことにメス入れることこそ求められているんだと思うんです。

それから、今回薬事法の改正もあるんだけれど併せてお聞きしたいんですが、抗がん剤イレ

サの副作用の問題について、当委員会では承認過程の再検証を約束されました。その取組状況について簡単に御報告したいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) 御指摘のイレッサ錠の問題でございますが、本年五月二日に第二回のゲフィチニブ安全性問題検討会を開いて開催をいたしました。安全性の進捗状況、有効性、安全性に関する報告、イレッサ錠の承認に関する事項等について御議論をいただいたところでございます。

この検討会では、イレッサ錠に批判的な考え方を持つ専門家も参考人として出席をいただいていたところでございます。イレッサ錠に批判的な考え方を専門家は、イレッサ錠の承認を取り消し、販売及び使用を中止し、今、現に市場に出ているイレッサ錠を回収させるということなどの意見が出されましたが、検討会をいたしましたのは、前にマスコミで取り上げられました動物実験の報告遅れ等の問題も議論をいたしまして、そういう問題が審査に直接、審査結果に影響するものではないということ、イレッサ錠につきま

しては、承認を取り消すということではなく、臨床現場で慎重に使用していくべきとの意見が大勢であったと考えております。

なお、基本的にはこの承認時の経過判断の問題は、事態の推移に応じまして常に検証されていくべきものと考えております。今後このイレッサ錠につきましても、アストラゼネカ社が市販後の臨床試験、あるいはまた三千例を取り上げましたプロスペクティブ調査、あるいは作用機序を説明するための試験研究等をこれから行うこととしておりまして、これらの進捗状況を踏まえまして適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○小池晃君 この問題については、引き続き十分な検証を求めたいと思います。

それから最後に、過去に深刻な薬害被害を引き起こしたサリドマイドのことをちょっとお伺いし

たいんですが、これは多発性骨髄腫とかがんの治療用に大量に個人輸入されて使用が広がっています。これは服用中止や患者死亡後の薬の管理が個人任せになっていて、未使用の薬が第三者に渡っているという実態が出てきています。これは私、大変な問題だと思うんです。再びこのままでは薬害が起りかねないという問題もあります。これは禁止をするとかそういう意味ではなくて、やはりその適切な使用ということの観点で厚生労働省として責任ある規制措置を取るべきではないだろうかというふうに思っています。

アメリカでは、医師、薬剤師の登録とか、あるいはその取扱いに関する厳しい規定を定めて管理しているというふう聞いておりますので、やはりこういったものを参考にしながらこのサリドマイドの使用についての必要な対策を直ちに取るべきではないかというふうに考えるんですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) サリドマイドについてはございますが、この薬は我が国におきまして昭和四十年代に既に承認が整理されております。現在、製造、輸入とも承認薬としては行われておりません。しかしながら、医師が個人的に輸入して患者に使用しているというものにつきま

しては、個人的な輸入というものが行われているわけでございます。このような実態に対しまして、サリドマイドの患者団体や慢性・多発性骨髄腫の患者団体などから、サリドマイドによる新たな副作用被害の防止、あるいは適正使用を図る観点から様々な要望が私どもの方にも出されております。

厚生労働省といたしましては、これらの状況を踏まえまして、平成十四年度の厚生科学研究で、サリドマイドの輸入、販売、管理及び使用の実態に関する調査及び適正使用のための方策に関する研究を実施いたしております。この研究調査結果が取りまとめられた段階でその結果を公表するとともに、私どもといたしまして、先生御指摘のような副作用の発現を防止するためにも、どのよう

な対策が必要か検討して、実効ある手段を考えてまいりたいというふうに考えております。

○小池晃君 二〇一一年度には十五万六千錠を個人輸入されているということでありました。昨年度はもっと増大しているというふうにも言われています。大変重大な問題だというふうに思っていますので、できるだけ速やかに適正な使用のための対策を取ることを求めて、質問を終わります。

○森ゆう子君 国連（自由党・無所属の会）の森ゆう子でございます。よろしくお願いいたします。

今回のこの法案による見直しの対象、今ほどお話ありましたけれども、いろいろ多数あります公益法人の事務事業のうちのほんの一握りではないかというところだと思います。この名前だけでも聞きますと、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案、いかにもこれが成立いたしますと公益法人に係る改革がどんどん進むというふうに錯覚するわけですが、法案のこの名称にうたう公益法人に係る改革の推進に本当に結び付くと言えるのでしょうか。

本法案について、厚生労働省としての法案の位置付けについてはどのように評価していらっしゃるでしょうか、大臣にまず伺います。

○国務大臣（坂口力君） 今お話をしますように、この今回の改革、行政改革、とりわけ公益法人に対する改革の第一歩になることだけは間違いないというふうに思っております。したがって、今後、これで終わりというわけではなくて、いよいよこれから本格的な改革をまた進めていかれるであろうというふうに思います。

（委員長退席、理事中島眞人君着席）

特に、この補助金等について現在の状況がいかにどうかということが次に大きな課題になってきているわけでありまして、これらの問題も含めまして更に進んでいくことは間違いないというふうに思っているところでございます。

○森ゆう子君 はい、ありがとうございます。次に、局長に伺いたいんですけれども、この指定機関から登録機関への規制を緩和ということなんでしょうけれども、具体的にどのようなことになるのか、国民にとってどういうメリットがあるのか、今回の制度改正によって今後どれくらいの新規参入があると見込んでいるのか、お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人（松崎朗君） まず、指定機関でございますけれども、指定機関と申しますのは、この法律などで基準とか要件を決めてございまして、そういった基準、要件に適合しているということをお国が認めて、かつ国が指定した機関ということになるわけでございます。

今回の改正法案におきまして、これはこの指定機関を登録機関による実施とするというものでございまして、この登録機関というやり方につきましても、この法律上に要件が書いてあるところまでは共通でございまして、国は、その申請してきた者がこの法律に書いてございます要件に合致しているといえますか、要件を満たしておれば登録しなければならぬということ、言わば行政の裁量の余地は全くなく、国民に開かれた透明な運営が図られるというメリットがあるかと思っております。

また、この法律に定められております一定のその要件に合致するという能力を有する方につきましては、自由にかような検査、検定、研修等の事業に参入することが可能になるわけでございますので、言わばその民間活力を生かした検査、検定、資格付与等のケア、講習、そういった事務事業などの活性化が図られることによりまして利用者にも資するということになるかと思っております。

また、どのくらい新規参入が予想されるかというところでございまして、この現在の指定制度におきましても、例えば労働安全衛生法に基づきます講習などでは、現在の指定制度におきましても毎年三千近くの新規参入といったものもある

わけでございますので、こういったところはもっと増えるんじゃないかと思っておりますけれども、又はほかの制度におきましては、現在のところこういった、いろいろPRしておりますけれども、問い合わせがないものもございまして、すべてについて増えるかということは、ちょっと今の段階では分かりかねるという状況でございまして。

○森ゆう子君 今度は登録機関ということになるというところで、不必要に過剰な基準というものは私には必要はないと思っておりますが、基本的なしっかりとした基準というものについては整備しなければならぬと考えますが、この点についてはどのようなことになるのか、お答えいただきたいと思っております。

○政府参考人（松崎朗君） 登録でございすけれども、これはそれぞれ各法律にこの要件と基準というものが書かれているわけでございますけれども、共通的に申し上げますと、この各法律の中身でございすけれども、当該法律などに違反して、まず罰金以上の刑に処せられて二年を経過していない方、こういった方とか、そういった方が実際にその事務を運営する役員としていらっしゃるというところについては駄目だというような欠格事項でございすとか、また、研修とか検査、そういったものの実施に必要な一定の知識経験を有する者がきちんといるとか、また検査に当たっては、適正な実施に必要な施設設備がきちんといるといった要件、こういったきちんとした登録要件を各法律で定めておるというのがまず第一点でございます。

こういった要件につきましては、一番最初の登録時はもちろんでございすけれども、これのみならず、一定期間ごとに登録の更新というのを行いますけれども、その更新の際にも、この登録の要件に適合しているかどうか、そういったものをきちんと審査する仕組みになっておりますので、各機関の登録というものは適切に行われていくものというふうに考えております。

○森ゆう子君 今回のこの法案にしましては、公益法人に係る改革のまず第一歩である、ほんの入口にしかすぎないということだと思います。本当の改革をするためには、既に必要のなくなった制度、規制を見直して、そしてそれを廃止していかねばならない、そういう仕組みこそが必要だと思っております。

こういう意味において、厚生労働省全体として、最後は公益法人が、一つ規制がありますと、結局現場で、政府から委託されたり、様々な補助金をもらって現場に一番近いところでその政策を実施していく、規制をしていく部分だと思っておりますが、その制度全体を見直して、最後は公益法人も廃止すると、そういうことも含めた規制緩和ということを厚生労働省全体としてどのような段階取り、そしてスケジュールを進めていかれるのか、いわゆる工程表というものがあればお示しをいただきたいと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人（松崎朗君） この件につきましては、冒頭、大臣からもお答え申し上げたところでございすけれども、昨年三月に決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画というものがございす。これに従って、まず第一歩ということで、検査、検定、研修等について今回の改正法案を御提出しているところでございすけれども、これにとどまらず、今後、この計画に基づきまして、補助金の問題でございすとか事業の見直し、そういったものもきちんとこの計画どおり進めていくということにしているところでございす。

○森ゆう子君 その計画に関しては数値目標というのがありますでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 今お話をしましたように、公益法人制度の抜本的な在り方の問題は今後の問題として、当面、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画、これは閣議決定をされております。これにつきましては、この法案で問題になっている検査、検定等の登録の問題と

並んで、補助金依存型の解消とかあるいは役員報酬の問題とか、そういう問題が何点かございます。これについては、現在も進めておりますが、一応十七年度までにはその計画をすべて実施するというところで、現在作業を進めている段階でございます。

○森ゆう子君 鈴木審議官には後ほどその数についてお聞きしようと思ったんですけども、先日、日産のカルロス・ゴーンがテレビに出演して、いまして、改革が進んだ理由ということいろいろなお話があったと思うんですけども、やっぱりビジョンを示し、数値目標を示し、そして結果を出していくということだという話があったんですけども、後ほどもう一回、数をお聞きしたいと思うんですけども。

やはり、公益法人の数はこれぐらいに減らす、自由党的に言いますと原則廃止、特殊法人等は原則廃止、民間事業に関する規制はいったんすべて廃止するという基本的な考えを持っておりますけれども、きちんとした数値目標なり、本当に具体的に進むスケジュール表、工程表が必要と考えますが、大臣、この点についていかが考えでしうか。

○国務大臣(坂口力君) よく言われますように、サンセット方式という言葉がありまして、とにかく一遍全部やめて、そしてまた必要なものだけ拾い上げて、こういうことがあるわけでございますが、そうするにいたしても、それじゃ拾い上げるのが幾つになるかという話になってくるわけ、なかなかこれ数字、いわく言い難いところがございます。

その数字も私は大事だというふうに思いますけれども、それよりも、どういふものを残し、どういふものは全部廃止をするかというその基本の考え方をやはりはっきりさせて、そしてそれに合わないものは全部やめていくという。やめていくときには、何年までに、現在ありますものの中で大体そういう基準について振り分けると大体幾つになる、それを何年までに年間にどのぐらいのス

ピードでやめていくということを明確にやはりすべきだという。何を残し何をやるかということの基準のところを、いまだ少し明確ではありませんから、そこをはっきりと早くさせなければいけないというふうに私は思っているところでございます。

○森ゆう子君 大臣に次の質問へつなぎをしていただいたような感じがすけれども。

(理事中島眞人君退席、委員長着席)

今、製造物責任法、PL法があります。これは、製品の欠陥によって人の生命、身体、財産に被害を受けた場合、製品を製造又は加工したメーカーなどに損害賠償を求めることができるという法律でございしますが、このPL法の考え方を私はもっと応用すべきではないかというふうに思っています。事前行政から自己責任型の行政に転換していくということが重要で、今ほど大臣が御答弁になりました、どのような考え方でという、どのような考え方に基いて整理していくのかということろに繋がるとは思いません。

要するに、もう必要性が薄れた検査・研修制度、厚生労働省としてやっている施策について、これをもうやはり大胆にすべて見直してはどうかと。不要なものには廃止していく。その結果、公益法人は削減されるでしょうし、もちろん新しい時代の問題に必要なものは新たにできるのかもしれないけれども、取りあえず、今までずっとあったものでもう既に役割の終えているものはないかということについて、このような考え方でやられるのはいかがかと思うんですけども、大臣に御所見を伺います。

○国務大臣(坂口力君) もう役割を終えたものについて、あるいはまた、もう半分終えて間もなく終えるであろうと思われるようなものについての公益法人につきましては、これはもうやはりやめていくというのが原理原則だというふうに思っています。

前半のPLにかかわりますお話で、とにかく結果責任だから後でその責任を取らせばいいではない

いかということもございすけれども、物によってはなかなかそうもいかないところが正直言っているというふうに私は思っております。

といいますのは、例えば医療器具なら医療器具で、そして人工呼吸なら人工呼吸にかかわりますような機械器具を作っていきますときに、その機械としてはそれで完成されてそれでいいんですけども、幾つかの機械を組み合わせて使うという、そういう病院側のごとでございまして、これは東京女子医大にも起こったことでございまして、組み合わせる使用ということになってきますと、そうするとそこがうまくいかなかったというように例がありまして、そういうことがあるものですか、一つ一つのことはそれで結果責任がもしもありませんけれども、組み合わせたらうまくいかなかったというように例もあって、人命にかかわったというようにも起こっておりますので、やはりそれは物によりけりであるというふうにそこは私は思っております。

したがって、そうしたやはり人命にかかわるようなところのことは、事前でチェックすべきところはチェックをするということがどうしても大事になってくるというふうに、そこはそんなふうにして分けて考えている次第でございす。

○森ゆう子君 基本的に、本当に必要な事前規制をやめろと言っているわけではないんですね。

どういふんでしょうか、SARSでスーパースプレッダーというのがありまして、一人の患者で大変多くの人たちに伝染させていくという、そういう人が発見されたということがありましたけれども、官僚組織というのは、一つ根拠となる法律ができますと、それに基づいて、スーパースプレッダーというんでしょうか、お一人お一人の官僚の皆さんというのは大変に優秀で国家のために考えていると私は思っておりますけれども、結果、組織としてどんどん増殖を続けていく、際限なく増殖を続けていくのではないかと。その結果、先ほど指摘がありました様々な問題が起きるんじゃないかと思っております。

ですから、もちろん必要な規制はあると思えます。しかし、やはり今、自己責任型の社会、今まで何でもお上に頼っていた、お上がきちんと全部事前に検査して規制してなるべく責任を追及されないようにと、手取り足取りというところから本当の自己責任型の社会、行政に転回、移行していくように思っておりますが、このことに関しては、やはり国民の意識の改革を私たち政治家が特に先頭に立ってやらなければいけないと思っておりますし、これを官僚の皆さんにお願いしてやめると言っても、その規制というものは官僚の皆さんのよって立つところですから難しいと思えます。究極的には行政をやめるという決断を政治家が行わなければならない、そしてそのことを国民に説明して納得してもらうという本当の、これが本当の解決への道ではないかと私は思っております。

このことについて大臣に見解を伺いたいです。それが本当はそうであるべきなのに、一方では、先日、本会議でも指摘させていただきましたが、けれども、官僚の新たな権限を増やすことに政治家が汗を流しているんじゃないかという指摘をさせていただいたんです。今回のこの公益法人、業界団体とのつながりもあり、お話に上がっていったと思います。木村副大臣の問題についても正しくこの典型ではないかと思うんですが、このことについてどのように受け止めているか、併せて大臣に見解を伺いたいです。

○国務大臣(坂口力君) これからどういふふうにご改革を進めていくかということにつきましては、これは正しく政治の大きな責任だというふうに思っております。

最近よく言われますように、私たちは、例えば行政改革なら行政改革についてどういふふうに考えます、そしてそれは何年で実現いたします、そのためにはどういふことが必要ですから、そのことについて財政的にはどうします、あるいはそこから派生するこれこれの問題についてはどういふふうにいたしますと、それぞれの政党や政治家が

そうしたことを明確にして選挙戦で戦うといったようなことになってくれば、それはそれをやらない、やらなければそれは国民を欺いたことになるわけでありますから、そうしたトータルな一つの設計図をそれぞれ示すという、そういう行き方にならなければ自然とそれを実現しなければならぬ、そしてその政党が政府を取ればそれはもうそれをやらなければならないわけでありますから、そういうことになれば私は政治主導で事は大きく動いていくのではないかと、そういう時期にいきよ来ていくというふうには思っておりますので、恐らく次の総選挙辺りからはそういうことになってくるのではないかと、そういうふうに思っている次第でございます。

木村副大臣のことにしましては先ほどからも答弁をいたしましたけれども、政治資金を受けるという点につきましては、これは法律で定められた範囲においてそれぞれが、受けるあるいは受けないということはそれぞれの政治家に、法律の範囲内におきましてはそれぞれの政治家が判断すべき課題であるというふうには私は思っております。

私は私として、やはりこうした責任を持たされております以上、李下に冠を正さずということが一番大事であると私自身はそう思っている次第でございます。

それぞれこれは人によって考え方は違うわけであります。最終的な結論とすれば、それはやはり国民の皆さん方の預かっている政治あるいは行政、そうしたものに對して中立に、いかに公平に對処するかという点でありまして、そういうことを中心に考えてどういう態度を取るかということがそれぞれの政治家に課せられていると私は思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

やはり政治、本当の意味での政治が今ここにあるかどうかということが今問われているんだらうと思います。大臣のおっしゃる通りに、私どもは次期総選挙におきましては政権交代ができるよう

に、またそれぞれ頑張っていきたいと思っておりますけれども。

最後に、総括審議官にちよっと数字等を伺いたいんですが、厚生労働省の所管する公益法人のまじ数を教えていただきたいと思っております。そこで從事しているのは何人でしょうか。それぞれの制度で指定している公益法人の役員総数、そしてそのうち現職の国会議員と厚生労働省出身の天下り役員がどのくらいいるのか、さらに常勤役員に限って見るとどうなのかというところをお願いしたいと思っております。

○政府参考人(鈴木直和君) 全体の公益法人の数等についてお答えしたいと思います。全体の公益法人総数は千二百五十八法人で、役員総数が二万四千五百九十七、従業員総数が八万五千四百一十七人となっております。

○森ゆうこ君 もうちょっと、国会議員の。

○政府参考人(松崎朗君) 今、全体でございますけれども、現在の審議の対象となっておりますいわゆる厚生労働省関係で、検査、検定、研修等、こういった事務事業につきまして指定しておりますいわゆる指定法人でございますけれども、こういった公益法人につきましては現在百五十二ございます。その中の役員総数は四千四百五十人というところでございますけれども、そのうち現職の国会議員が役員である法人はございません。

また、今申し上げました現在指定されております公益法人のうちでございすけれども、この役員総数のうち厚生労働省出身の役員の割合は約一%、六十一人でございますけれども、さらに常勤役員について限定いたしますと、厚生労働省出身の役員は約一五%、四十三人という状況でございます。

○森ゆうこ君 現職の国会議員の役員については、今回のこの法案はほんの一部ということですから、しかも余り、何か出してきてもそう紛糾しないような部門というふうに感じておりますので、そうではなくて、先ほどお答えいただいた千二百八十法人の中で、国会議員等、天下りの役員

ということをもう一度お答えいただきたいと思いますが、ただその千二百八十法人で、私これは二万数千人、約二万人の役員というのはいかかきと多いんじゃないかなというふうに感じております。

今回の法改正が実現すると天下りの役員ということも減少すると考えてよろしいんでしょうか。その辺も含めてお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(松崎朗君) 今回の改正の趣旨については先ほど御説明させていただきましたとおりでございますけれども、今回の改正によりましてやはり登録機関になるわけがございますので、機関相互の競争、こういったものが出てまいりまして、そういった競争を通じてサービスが向上して民間検査ビジネスというものが活性化するというところになるかと思っております。

それで、現在のところ、これ指定機関でやっておるわけでございますけれども、この指定機関の役員に占める、これはいわゆるOBといえますか元公務員の数でございすけれども、これが今後どうなるかということでございますけれども、現状を申し上げますと、それぞれ、いろいろ検査、検定、研修、そういったそれぞれの業務の分野にわたる専門知識、経験、そういったものが評価されて、それぞれそういったことを行っております法人から求められた結果として役員に就任しているということでございますので、そういったことを考えますと、これが一概にこれどうなるか、減るか増えるかといったことはちょっと申し上げにくいというのが正直なところでございます。

○森ゆうこ君 時間ですので、また別な機会に質問させていただきますけれども。今回のこの公益法人に係る改革を推進するため厚生労働省関係法律の整備に関する法律案、これにつきましては、私どもは、このタイトルに値しない、残念ながら、ただ指定機関から登録機関への変更というこの程度のことでは改革というタイトルを付けるに値しないという、そういう意味

で反対でございます。質問の最後に申し上げておきたいと思っております。

厚生労働省だけでも千二百八十の公益法人、厚生労働省所管で千二百八十法人あるんです。政府全体ではもっともとあります。非常に多い。見えない政府、巨大な見えない政府、これを根本的に改革するというのを早急に取り組まなければならないことを申し上げまして、質問を終わります。

○大脇雅子君 公益法人は、民法の第三十四条に基づいて設立される社団法人又は財団法人として、いわゆる不特定多数の利益の実現を図る事業、いわゆる公益事業、あるいは営利を目的としないもの、いわゆる非営利法人であるとされております。

今回の整備は、確かにほんの一握りの改革にすぎませんが、平成十四年三月二十九日の閣議決定、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画というのを踏まえての第一歩だということであろうかと思いますが、公益法人に対するこれまでの行政の関与というものが、公益法人に対して何が一番大きな問題と認識されているのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(坂口力君) 公益法人に対する行政の関与におきまして何が最も大きな問題かというお尋ねでございますが、これはいろいろの見方があるというふうには思いますが、私はやはり、効率性を失って組織が肥大化する傾向がある、もう一つは民間の競争力が阻害される、この二つがやはり大きいというふうには思っている次第でございます。

したがって、何が大きな問題かということになりますと、これはいわゆる利用者にとっての利便性と申しますか、そうしたものが損なわれてはいないか。そして、民間に替われば民間の創造性というものが、もっとこれが大きくなっていくのではないかと、そうした期待感というものも私はある。そうした創造性が抑制されて、そして国民にとって利便性が抑制されてはいないか

というところがやはり問題点として私は非常に大きいというふうにいる次第でございます。

○大脇雅子君 これまでの主務官庁の許可が必要とされてきたことにしまして、これまで国と公益法人の関与の仕方についての問題点として指摘がされてきたところであります。法律で義務付けられている検査等独占的実施という点に對する不合理性、そのことが確かに大臣の言われる組織の肥大を生み、民間の競争活力をそいできたというふうに言えると思いますが、この検査等の独占的実施の不合理性について、今般は一部登録制度になったわけですが、民間の参入の自由化等について、これからの検討方向というのは一体どういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) まず、現状でございませうけれども、御指摘のように、各法律によりましてこの検査等が義務付けられているわけでございませうけれども、こういった事業につきましては、こういった検査、検定等を適切に実施するために必要な条件を満たすものを指定してということとで、指定方式ということで行ってきるところでございます。

こういった検査等、検査、検定等の事務事業でございませうけれども、これは各法律において公益法人の要件というものを決めておるものは非常にまれでございまして、ほとんどその公益法人の要件というものはないわけでございませうけれども、実際には、結果として公益法人の割合、占める割合というものが高くなっているというものもあるわけでございます。

これは、やはり考えますと、限られた分野での専門性が求められているといった点でございませうとか、またこういった事業を専門に行つて収益がきちんと見込まれるものであるかどうかといった点、そういったことについて民間企業、そういった方々がやはり独自の判断を行つた結果ではないかというふうに考えています。

ただ、今回の改正によりまして、これは公益法人に限らずに、要件、法律に定められました要件

を満たすものであればきちんと申請すれば登録されるというところになるわけでございまして、こういった検査、検定等の事務事業に参入できるといことが法律上明確になるわけでございませう。

したがって、こういったことから、私ども厚生労働省といたしましては、こういった新しい制度でございませうので、こういった制度の周知等を図りまして、この改正の趣旨というものを徹底してまいりたいというふうにお考えしております。

○大脇雅子君 本件の法案にかかつてその検査等がいわゆる登録制度になっていくわけですが、その後またさらに参入の自由化について検討されておられるのでしょうか。そういうおつもりがあるのでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) これは先生も御指摘のように、昨年三月の閣議決定に基づきますこの計画の第一歩として行っているものでございまして、こういったことを実施して、その結果によりましてまた検討すべきものがあれば検討していくんじゃないかというふうにお考えしております。

○大脇雅子君 是非鋭意行つていただきたいと思います。

それから、国からの委託事業の実態については様々な批判がございませう。

まず第一に、補助金による事業を自分で行わず、すべてに外注するいわゆる丸投げ問題についてはどのような検討をしておられるのでしょうか。實際上、見直しのプログラム、そして進捗状況、そしてその結果、そして改革の展望についてお尋ねします。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の話は、平成十四年三月二十九日の閣議決定の中で第三者分配型補助金の交付された補助金すべてというお話でございませうが、この交付先の公益法人においてその補助金の半分以上、五〇%以上を第三者に分配・交付する、そういった第三者型、第三者分配型補助金、これの解消を図るということでございませう。

これについては、その計画に従いまして既に相

当程度補助金等の廃止等の改善措置を講じておるところでありまして、今後とも計画期間でありまして十七年度までには措置を講じていきたいと考えております。

これについては、このほかにいろいろ計画の中で指摘されているものもございませうので、そういったものを含めて十七年度までに改善をしてまいりたいというふうにお考えしております。

○大脇雅子君 事業収入についてはほとんどなく、補助金によって経営がなされているいわゆる補助金依存型、いわゆる丸抱えのものに關してはどのようなプロセスでどのように検討をされておられるのでしょうか。そして、改革の展望というものはどんなものでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) 補助金依存型でございませうが、この補助金依存型の公益法人につきましては、これも第三者型と同様に、十七年度までに改善をしていきたいというふうにお考えしております。

現段階で申し上げますと、具体的に各法人ごとに進んできてはおりますが、現段階でまだ補助金依存型に該当するものは五法人ございませう。これにつきましては、それぞれ計画がありますので、十七年度までには補助金依存型の解消を図ってきたいというふうにお考えしております。

○大脇雅子君 平成十七年度までにその見直しをしていくということですが、現実には、要するに第三者分配型とそれから補助金の依存型については、原則としては大半を解消するとか、そういうような展望というものはあるのでしょうか。どういう方針と基準で見直されているのでしょうか。

そして、タイムラグとか、タイムスケジューリングみたいなものはどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) この第三者分配型それから補助金依存型ともに、各そういった補助金につきまして、それぞれいつまでにどうするという計画がされております。

その内容としては、例えばそういった補助金を廃止する、それから第三者分配型あるいは補助金

依存型について特段の理由があるという場合には、そういった理由をホームページ等で公開、公表するということになっております。

例えば廃止するもの、あるいは分配の割合を五〇%以下にする、あるいは補助金依存型を三分の二以下にする、これはそれぞれ現在進めておりまして、現段階で、第三者分配型として平成十五年度予算段階でもそういった型に該当するものは二補助金、それから補助金依存型に該当するものは五法人という形になっております。これについては十七年度までにいずれも解消する予定でございませう。

○大脇雅子君 二百七十五の法人数が国から補助金の交付を受けている法人という御報告を受けているわけですが、二と五ということじゃ、はるか何か道遠しい感じがいたしますので、その点、鋭意進んでいくことが望ましいと思ひます。

第三に、天下り役員の報酬に補助金を使用されているという指摘について、今まで様々な方々が御批判がございませう。私の方が、その公益法人の役員についての天下りというか、常勤役員のうちの国家公務員出身の役員数の数字をいただきたが、所轄公益法人全体で見ますと、役員総数に占める国家公務員出身役員数というのは一六%なのに、国から補助金等の交付を受けている法人については、役員総数に占める国家公務員出身役員数、それも常勤に關しては二八・七%と三割に迫っております、非常にその比率が高いというわけでありませう。

社民党の保坂衆議院議員の質問主意書によりまして、年金や医療に關連する六十二法人に對して、理事とか常務理事ということと、とりわけ退職時の退職金が非常に多いという結果が報告されております。特に、天下り先として、全国の社会保険病院の運営に當たる全国社会保険協会連合会とか、旧厚生事務次官が理事長を務めた、幹部が常務理事や総務部長を務めているという具体的な

な天下りと退職金、それから役員報酬の補助金の支出についての見直しというのはどういう形で進んでいるのでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) 公益法人の役員報酬につきましては、これもこの閣議決定の実施計画の中で助成を廃止することになっております。したがって、役員報酬に対して助成を行っている補助金等は当該計画に従いまして十七年度までにすべて廃止することになっております。現時点の状況どうかということでございますが、その計画の対象になっている補助金等十九ございますが、すべて廃止すること、十五年度予算においてはまだ四補助金残っておりますので、これについて計画に従って十七年度までに廃止予定にしております。

○大脇雅子君 丸投げや丸抱えの第三者型分配型とか依存型については、その事業とかかわりがありまから漸次進んでいく必要がありますけれども、天下り役員の報酬や退職金の補助金というのはすぐ助成を廃止するというのが筋だということに思いますが、何で平成十七年までのんべんとやっているのかなという気が、これは国民感情だと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) この問題も、これまでの議論の中でいろいろな事業のお話ございましたが、例えばいろいろな法律で定められている補助金等の終期の問題等もございまして、そういったのを踏まえながら、できるだけ早期に解消するという中で、十七年度までにこれを全部達成するという形で今計画し、進めているものでございます。

○大脇雅子君 その計画、措置として、やはり高額過ぎるというのが国民からの批判があるわけでございますが、言ってみれば、先ほどの木村副大臣の公益法人からの献金などというの一種のたかりみたいな感じが私はするわけですが、そういう天下りの役員の報酬についても、やっぱり一般の民間役員あるいは公務員の一般と比べて余りにも高額過ぎると、業務に見合わないというふうに思っていますが、そういう点での検討という

うのはなされているのでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) 役員の報酬につきましては、国の補助金からは一切支出を認めないという形でこれから進めようと思っております。

また、数字につきましても、国と特に密接な関係を持つ公益法人等につきましても、国家公務員の給与、退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するということになっておりますので、これについてはこういったものに沿って指導してまいりたいと思っております。

また同時に、そういった公益法人につきましても、報酬それから退職金、そういったものの規程を整備してこれを公開するようにということも指摘されておりますので、これについてもそういった形で指導してまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 役員報酬あるいは天下りについて、なかなか氏名などが公表されていない。プライベートだということもあろうかと思いますが、これはやはり公的な部分ですから、やはりその改革の過程の中で、人をきちんと特定をして、その人の取っている言ってみれば報酬や退職金、そして、システムみたいなことになっている天下りの現状というものをやっぱりディスクロージャーしていただくべきだと思います。それが正に行政改革の神髄になろうかというふうに思いますので、その点を申し述べておきたいと思

います。また、次に法整備の内容についてでございますが、指定機関による実施から登録機関に変更するということになりませんが、登録機関というものになった場合にやはり公益をより保護するということが最大のポイントだと考えますが、そうした公平性、公益性を確保する登録要件というものはどのようにして担保されるのでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) まず、登録に当たってでございますけれども、登録の要件は各法律にそれらは具体的に規定してございます。共通的なことを申し上げますと、登録に当たりましては、当該法律等に違反して罰金以上の刑を受けて二年以上経過していない方、そういった方

でありますとか、またそういった方が役員をしていられるといった団体につきましては、これは欠格事項ということで登録申請できないということになっておりますし、また登録要件の中身でございますけれども、研修等の実施に必要な能力をきちんと有する者がいること、それからいろいろな設備がきちんと整っているといった要件、そういったものが具体的に定められております。また、そういった点につきましてチェックいたしますと同時に、これは登録時のみならず一定期間ごとに登録の更新というところを行ってまいりますけれども、その更新の際にもこの登録要件に適合しているかどうかというものをきちんとか審査するということとしております。

また、登録後でございますけれども、この登録機関、こういったものが登録要件を満たさなくなった場合には登録要件に適合するように大臣が命ずるといって、命令を発するということもございまして、また登録機関が適正な方法により研修等を行う義務等に違反した場合、こういった場合には業務の改善命令を出すといったことがございまして、登録の取消しとか業務停止命令といったことを行うことによりまして、登録機関におきまして業務が適正に運営されるよう担保していくということとされております。

○大脇雅子君 薬事法及び採血及び供血のあつせん業取締法の改正では、低リスクの医療機器の認証について認定認証機関からの実施から登録認証機関による実施に移ったわけですが、薬剤の安全性、そして市民からの信頼性と質の確保という点からどのような担保を考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 医療機器につきましては、昨年の通常国会の薬事法改正によりまして、低リスクの医療機器につきまして第三者認証制度が導入されたわけでございます。今回の薬事法改正は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づきまして、認

証機関が満たすべき要件をより一層明確化し、第三者認証機関に対する行政庁の裁量の余地をなくす観点から、今まで認定機関に対しては薬事法では認定でありましたものを登録へと変更するというところでございます。

登録のまず基準でございますが、これにつきましては同種の制度を持ちます経済産業省ともよく相談をいたしまして、第三者認証機関の要件としては、国際標準化機構及び国際電気標準会議の定める製品の基準適合性の審査機関、製造所の品質管理方法等の審査機関の基準に適合することを法律上明確化してまいります。この基準は世界に通用する基準でございまして、適正な基準であると考えているわけでございます。

また、この第三者認証機関の活動を担保するためには、第三者認証機関の登録後も定期的な監査を行いまして、第三者認証機関が適合すべき要件に違反したときには先ほど御説明もされましたような適合命令、改善命令あるいは登録取消しの措置というのでもできることとしておりまして、改正後におきましても引き続き認証機関の質及び信頼性が確保されるものと考えておるわけでございます。

○大脇雅子君 関連いたしましたして、資格要件を厳しくするということは基本的には一般的には国民の利益になると思われれますが、例えば、医療機器の製造事業者が自分の製造した製品点検の、修理にかかわるのは当然として、同種類の医療機器の点検、修理については、こうした資格の取扱いはどのようなものなのでしょうか。改めて修理事業者の資格を取得する必要があるのでしょうか。何らかの、製造業者にかかわるもので技術、設備について問題があるとお考えなのではないでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 医療機器の製造におきましては、製造業者が品目ごとに定める製造管理及び品質管理の方法によって製造工程を一貫して管理することによって医療機器の安全性を確保しているわけでございます。その自らが製造する品目につきましては、その機器を修理すると

先生の御指摘の場合には、自らが製造していない品目の医療機器に対する修理はどうかということとでございますが、自らの製造管理及び品質管理とは異なる方法で製造されたということにつきましては、やはり自分で自ら管理、品質管理なり製造管理を行った場合のと違ひまして、安全性が確保するためには様々な配慮が必要だというふうに考えているわけでございます。

まず、修理業としての工程管理や品質管理に関するマニュアルというものがやはり必要であろうかというふうに思いますし、また、製造と修理につきましてもは技術あるいはノウハウという観点から人的な配慮もしなくてはならないというふうなことを考えているわけでございまして、やはり修理業というものは一つの業事法上のカテゴリーとして考慮すべきものではないかというふうに現在のところは考えているわけでございます。

○大膽雅子君　登録研修機関についてまとめてお尋ねをいたしますが、今回の改正に係る、各法律で規定されている登録研修機関については様々な要件や罰則が規定されております。こうした資格を取得している団体が教習に関する部分を別法人、例えばNPO法人や中間法人に移行するということは可能と考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(松嶋朗君) 現在のいろんな指定制度の下で指定されており、また指定法人が当該事業を行っており、また部分を独立させて別の法人にするとか、また事業の組織形態を変更して営利法人等に移管するといったようなものが考えられるわけでございますけれども、当然、その事業を移管された法人なり組織体、そういったものがこの新しい法律により、また登録要件等にきちんと合致しておれば当然登録を受けられるということになるわけでございます。

○大脇雅子君 適合命令と改善命令が出されてそれに罰則が付いているわけですが、この各法律に共通するこれらの発動条件についてはどのような

○政府参考人(松嶋朗君) これは先ほどもちよつと御説明させていただきましたけれども、登録機関が事業を実施しているときに登録要件を満たさなくなつたといった場合には適合命令を発するわけでございますし、また、登録機関が研修等を行う場合にこの法律で定められた義務に違反しているといった場合には改善命令を発するというところで、こういったものを発することによりましてまず改善させる、改善させたり適合させるといったことを第一の目的としております。

また、こういった命令に違反してどうしても直らない場合には、最終的には登録の取消しといったことを行いましてこの業務の適正な実施というものを担保していくというふうに、最終的な手段も含めて厳正に対応していくというふうにしていくこととしております。

○大脇雅子君 最後に、大臣にお尋ねしたいんですが、今回の法整備を円滑に進めるためにどのような御決意なのでしょうか。平成十七年末というのは遅過ぎないかと思いますが、先ほど、大臣は政治的な責任の問題だというふうに言われましたけれども、でき得る限り行政の関与とセルフガバナンスの関係というもののルール作りが急がれると思うのですが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(坂口力君) 民間に委託をすると申しますか、民間が登録をいたしまして、そこにいろいろなものをお任せをするというふうにしますと、きに、またこういうふうにしなければならぬ、ああいうふうにしなればならないといつていろいろな条件を付けるといふことになりますと、せっかく民間が自由な発想の下に事をしようと思ひましてもなかなかできにくいといふことになつてまいりますから、これからせっかく民間に委託をし、民間が登録をして競争の中に入ってくるわけでありますので、その民間の自由な発想が得られるように、そして国民の利便性がそこで高まるようにやはり注意をしていかなければならないといふふうな思つております。

全体のスピードといたしまして、十七年、遅過ぎるではないかというふうに御指摘いただきましたけれども、それは、それまでに更にまた第二弾、第三弾と特殊法人あるいは公益法人の改革というものは打ち出されると思いますし、引き続きましてこの改革が行われるものというふうに私はぜひ自覚をいたしております。

○西川きよし君　どうぞよろしくお願い申し上げます。

午前中より諸先生方がいろんな角度から御質問をなさいまして、私は、本日は絞って御質問をさせていただきたいと思うわけですけれども、水道法の一部改正につきましてお伺いをしたいと思うわけですが、今回の六法案は、これまで公益法人が実施していた検査や研修などについて一定の基準を満たせばそれ以外の機関でも実施できるようにするというものなんですけれども、これは一体どういう考え方から生まれたのか。

まず最初に、この六法案を含めまして公益法人改革関連法案が、提出するまでの背景をまず政府参考人にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(松崎朗君) また、六法案全体の話でございますけれども、これは御案内のように、現在、一定の条件を満たす機関、そういったものを国が指定いたしまして、その指定機関が検査、研修、そういったものを実施するいわゆる指定制度というものが多く見られるわけでございます。こういった指定制度につきましては、やはり指定の対象が公益法人に限定する場合も、数は少ないわけですが、あるわけでございまして、こういった仕事が公益法人に独占されているんじゃないかといった点、またさらに、指定機関の選定に当たっては国が裁量的に行っておりまして、行政と公益法人との関係が国民にとって分かりにくくなっているんじゃないかといったような問題点が指摘されてきたことがございます。

このため、政府といたしましては、国から公益法人が委託等を受けて行っております検査、検定、それから資格付与の研修等、そういった事務

事業につきまして官民の役割分担、そういった観点から見直しまして、この法律にきちんと一定の要件を書きまして、その要件を備え、かつ行政の裁量の余地のない格好で国が登録するという方法によりまして登録されました公正中立な第三者機関、俗に言う登録機関でございますけれども、こういった登録機関によります実施ということを内容といたしました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画というものを、繰り返しでございませうけれども、昨年三月の二十九日に閣議決定したという経緯がございます。

今般 この閣議決定を踏まえまして、厚生労働省関係の六法律につきまして、この趣旨に沿った格好での改正法律案を提出したということでございますが、こういった改正によりまして、まず一つは、一定の能力、そういったものを有する者、これは個人でも団体でもそうでございますけれども、そういった方は自由にこういった検査、検定、研修等の事業に参入することが可能になるといふことから、民間の自由な発想を生かしましたた事業、検定、資格付与の研修等、そういった事務事業、こういったものの活性化が図られまして、利用者、広く言えば国民の利便にも資することになるんじゃないかという点。

それから二番目といたしまして、国の事務事業として実施してまいりました検査、検定、研修等につきまして、民間の事業として実施することによりまして官民の適切な役割分担というものが図られるのではないかと。

それからさらに、三点目といたしまして、法律等にきちんと要件は書くわけでございますので、そういった要件を満たせば国は登録しなければならぬというふうな規定しているわけでございまして、こういったことによりまして行政の裁量の余地というものが排除されまして、国民に開かれた透明な行政への転換ということが図られるといった効果が期待されるのではないかというふうな私どもも考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

一から六まである中で、私は二番の水に絞って本日はお伺いしたいと思います、また諸先生方からもいろいろ御質問がございましたが、大臣の方からも、千里の道も一歩からというふうな私も気持ちですけれども、助成金等々も含めてこれで終わるわけではない、今後、これからもうほとんど先に進めていかねばならないという御答弁をお伺いさせていただいたわけですから、まず水道法のこの一部改正についてお尋ねをしたいと思っています。

まずは、今回のこの水道法の一部改正の内容についてお願いいたします。

○政府参考人(高原亮治君) 本法案におきます水道法の改正点は二つございまして、大きく分けまして、水道事業者等の行う水質検査を受託して実施する検査機関、それからもう一つはマンシヨンの貯水槽等の簡易専用水道の管理の検査を行う機関につきまして、従来の指定制度から登録制度に変更するものであります。登録に当たりましては、欠格要件及び登録基準を規定しておりまして、これらの要件すべてに適合している場合には厚生労働大臣は登録をしなければならぬこととしております。また、登録機関に対して検査の実施義務を課すとともに、厚生労働大臣は登録基準への適合命令、実施義務違反に対する改善命令、登録の取消しや業務停止命令をすることができると、所要の規定を整備することとしております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

先日、関西の方で第三回世界水フォーラムが開催されたわけですが、これは三年に一度というわけですが、これも、新聞等々でも命の一滴なんていうような表現で、本当に人間の体も六〇％から七〇％はほとんど水であるというふうにも言われておりますし、大変大切な、日々の生活でも大変な水の問題でありますけれども、国連が水の日と定めた三月二十二日を中心として世界の国や機関、集まりまして、民間団体の人たちはもとよりですが、世界の水問題の解

決を目指す。ある新聞を読みますと、将来、これからもし戦争が起こった場合、いろいろ、世界じゅうでいるんなことあるわけですから、その中で将来に向かっては水と食糧ではないかなというふうにも言われております。

そんな中で、世界の水問題の解決を目指すというところで、今回も水不足の問題、そして安全な水を利用できるようにどう協力すればいいのかという話合いが行われたわけですが、健康に暮らすに当って安全な水というのは不可欠である。これはもう本当に、我々こうして委員会でも係の方にこうしてお水をいただいて、本当に安全にこうして委員会も進んでいるわけですから、この日本でも、昔では考えられなかったことですが、今では水を飲むと、違和感がなく、中では料理にミネラルウォーターを使う方までたくさんいらっしゃるというところで、昨年の八月、読売新聞が行った全国世論調査によりますと、水道水をそのまま飲む人は全国で四五％ということになります。ということは、半数を切っているということになります。

水道水の品質に不安を感じる人が少なくないということが証明されているわけですが、今回の法案では登録機関になるための要件を満たせば民間の機関も水質検査を実施できるようになる。この要件というのは、これまで検査を実施してきた指定機関になるための要件と比べて安全性が保たれるかどうか、その辺りを是非お伺いしたいんですが、午前中の答弁では大臣は民間で十分だということに答弁をなさったんですが、これは政府参考人で結構ですからお願いいたします。

○政府参考人(高原亮治君) 登録機関としての要件と現行の指定制度における要件の比較でございますが、今回の登録制度への移行に伴い、これを緩和することは考えておりません。むしろ、水道水の安全性を担保するための信頼性保証の確保の

ための要件を明確化するとともに、更新制度、登録基準への適合命令、登録取消しなど、その登録を受けた後の監督の措置についても新たな、盛り込んでおまして、この意味からは現行に比して充実したものとなっていると考えております。

○西川きよし君 次に、水質検査を指定機関から登録機関へ移行することにしまして、この安全性に問題はないということでございますけれども、現在では検査基準をクリアしても本当にそれがきちんと検査されたものか検査をした機関の検査結果を信じるしかこれはございません。

しかし、水の安全性を最終的に確認するための水質検査にしまして、厚生労働省が平成十四年度に、水道水質検査を実施している主な機関を対象にいたしまして、水道水質検査の精度管理に係る調査という検査制度の現状調査をいたしました。その結果、現状の検査体制のままで水道水質検査で十分に納得のいく検査が出せない可能性があるという調査結果も速報では出ております。その調査結果の内容をこの機会に是非教えてください。

○政府参考人(高原亮治君) 御指摘の調査につきましては、厚生労働省におきまして平成十二年度より実施してきたものでございまして、平成十四年度には、指定検査機関に加え、水道事業者等の検査機関を加え、三百余の検査機関を対象として実施いたしました。その結果、指定検査機関及び水道事業者の検査機関のいずれにつきましても、統計的な手法による評価を用いますと検査機関のうち約二〇％は必ずしも満足できる結果とはなっておりません。

厚生労働省といたしましては、この調査結果を基に、確かな水質検査が実施されるよう個別に検査機関の指導を進めておりますし、水質検査の質の確保のため水質検査機関の在り方について更に検討を進めてまいりたいと考えております。

○西川きよし君 そして、現在のシステムはでございますが、検査の信頼性の保証が必ずしも十分だとの指摘もございまして、この検査の信頼性の

保証が十分だというのは本当に不安なんですけれども。

信頼性の保証についてですけれども、例えば医薬品の分野でございましたら、既に検査の信頼性を確保するために、皆さんもよく御存じですけれども、GLP、つまり検査実施適正基準と、こういう体制ができておるわけですが、信頼性保証システムが導入をされております。将来的に、GLP体制に限らず、水質検査機関にこうした、検査にかかわらない独立した機関が検査の質を保証するといった検査の信頼性を保証するシステムを導入することについてはどのように考えていただけるのか、これは副大臣には是非見解をお伺いしたいと思うのですが。

○副大臣(木村義雄君) 西川委員の御質問にお答えを申し上げます。

安全で良質な水道水を供給するため、水道水の水質検査は極めて重要でございます。十分高い検査の質が確保される必要があると、このように思っております。

このため、水質検査につきましては、医薬品や食品など他分野における信頼性確保の仕組み、すなわち委員御指摘のGLPの考え方も踏まえ、本年四月に厚生科学審議会より水質検査の質を確保するための信頼性保証制度の導入につき提言をいただいたところでございます。

厚生労働省におきましては、この提言を踏まえまして、登録検査機関の登録要件の充実を含め、水道水質検査を行う機関の質の向上に向け適切に施策を講じたいと、このように考えているところでございます。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いいたします。

本当にこの大切な水、そしてこの水質検査に関連をいたしまして、次には、是非お伺いしたいのは浄水場の問題でありますけれども、水質検査におきまして検査の対象とされる農薬の問題でございまして、是非お伺いをいたしたいと思っております。

現在、日本におきまして検査の対象とされている農業は全部で四十五種類でございます。しかし、これは全国一律に十年も前の実情に合わせて決められたものでありまして、現在では実際に使用している農業が検査の対象となっていないケースもございます。その辺りの現状を是非お伺いしたいと思うのですが、政府参考人、よろしくお願いたします。

○政府参考人(高原亮治君) 現在、西川委員御指摘のように、水道法に基づきます水道水質基準、それから行政通知に基づく監視項目、それからゴルフ場使用農業に係る水道水の暫定水質目標といったしまして、計四十五項目の農業が定められております。

しかしながら、御指摘にもございましたが、これら四十五項目につきましても検出されない農業も多く存在いたします。一方、これら以外の農業が水道原水から検出されるという報告もございまして、したがって、このようなことから、今般、厚生科学審議会におきまして、国内推定出荷量が五十トン以上である農業など水道原水で検出されるおそれがある百一種類の農業をリストアップしていただき、水道水質管理の徹底を図っていくことを提言いただいたところでございます。また、このリストにつきましても、定期的な見直しを行うべきとされております。

厚生労働省といたしましては、今後、審議会の御提言を踏まえまして、消費者等に情報公開を積極的に進めるなど、水道水中の農業について適切な管理施策を推進してまいりたいと考えております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いたします。

先日でございますけれども、NHKで放送している番組を見させていただきました。これは、福岡県のお話であります。荒木浄水場というところでございます。この付近で使用されている農業を独自にお調べになったわけですが、その農業が検出されるかどうか、これを検査したわけ

ですが、いずれも基準値には達しなかったものの、検査の対象となっていた数種類の農業が検出をされております。こうした結果を受けまして、この浄水場では独自に検査対象とする農業の種類を増やしまして、安全性を高めるために監視体制を強化をされたという放送でございました。農業は年度ごと、そしてまた季節ごと、土地ごとで使用される種類が異なるそうでございますし、全国必ずしも一律ではなく、それぞれの実情に合った農業を検査の対象に加えるということだそうでございます。こういうことが必要になってくるのではないかとと思われるわけですが、それにつきましても、それは是非お聞きしたいと思います。

○政府参考人(高原亮治君) 農業は季節や土地ごとに使用状況が異なります。したがって、全国一律ではなく、それぞれの実情に応じて各水道事業者等が検査対象とする農業を適切に選定することが重要であると考えております。

このため、今般、厚生科学審議会におきまして、各水道事業者等は、水道水源地域における農業の使用実態などを関係機関の協力を得つつ的確に把握し、その上で検査対象農業を選定するよう提言いただきましたところでございます。

厚生労働省といたしましては、提言の御趣旨を踏まえまして、各水道事業者等が適切に農業に係る検査を行うよう指導等を行ってまいりたいと考えております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願を申し上げます。

それでは次に進ませていただきますが、次は総農薬方式については是非お伺いをいたしたいと思います。

これまでは、検査の対象になっている農業に対しては、個々に濃度を測りまして、それぞれが規制値以下であれば問題はないとされてきました。しかし、一つ一つが微量であっても、検出をされた農業の毒性をいくりにいたしまして、それが規制値を超えれば、それは果たして健康に問題は

ないのかという不安の声も多々ございます。

外国の話ですが、EU諸国では数年前から総農薬方式という、検出されたすべての農業の総濃度に規制値を設けまして、それを超えないように管理をしているというお話をお伺いいたしました。このようなことから、現在、我が国におきましても、この総農薬方式の導入に向けて厚生科学審議会の部会の中で具体的検討が行われているというお話も伺っております。

この導入について、現状、課題等々についてお伺いします。

○政府参考人(高原亮治君) 農業につきましても、厚生科学審議会におきまして、他の物質等と同様に、水道法に基づき水質基準の設定について検討が行われたところでございます。しかしながら、水道水中での検出状況などから、基準値の設定に至らないと判断された農業であっても、水道水中の農業に対する水道利用者の関心は極めて高いことから、利用者が安心して利用できるように、必要な情報を提供していくことが重要であると考えております。

本年四月の厚生科学審議会の提言におきましては、水質目標と関連情報を公開し、関係者の注意を喚起すべき項目として、適切な浄水処理のための管理指標という観点から、いわゆるお話のございました総農薬方式による農業が掲げられておりますが、これは個別の農業の種類にとらわれず、水道水中に含まれる農業全体の量について把握し、浄水管理に万全を期そうとするものでございます。

厚生労働省といたしましては、関係機関の協力を得つつ、各水道事業者において総農薬方式による浄水管理を実施するよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

本日に毎日の生活で安全に食べ物、そして安心した水とすることが一番ではないかなというふうに思っておりますけれども、途上国の病気の八割はやっぱり水が汚いということで、子供

が今世界じゅうでは八秒に一人死んでいるそうでございます。最悪の場合は、今世紀半ばで六十カ国の七十億人が水不足に直面をする、それで将来、水の戦争が、食糧の戦争が起るんじゃないかなというふうに言われているわけですが、でも、正しく日本にとっても水問題は人ごとではないというふうに思います。食糧の六割を輸入に頼っている我が国で、輸入農産物に消費される水の量は日本が使う生活用水の三倍に匹敵するわけでございます。水危機が進み輸入が脅かされると深刻な事態になるのは、これはもう本当に我々は心配なことでございます。決して忘れてはいけません。

そこで、最後に坂口大臣にお伺いをいたします。

水の安全性を確保するに当たりまして、どのような大臣として、責任者として対応を考えておられるのか、大臣の基本的な御認識をお伺いをいたしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

○国務大臣(坂口力君) ありがとうございます。

今回のこの水の基準の見直しは、先ほどからお話でございますように、厚生科学審議会の中の生活環境水道部会、あるいはまた水質管理専門委員会、こうしたところで審議をされてまいりました。この四月に一応結論を得てもらったところでございます。

幾つかございますが、その中で、やはり今までは全国的な問題でなければ法律に決めていなかったわけでありまして、地域的な問題につきましても法律で決めていこうと。今までは地域的な問題は、これは行政指導にしておりましたけれども、そうではなくて法律事項にしていこう、こういうことでございます。それから、水質検査の基準も全面的に見直しを行って、今まで四十六項目ございましたけれども、九項目削って十三項目増やしまして、全体として五十項目にするということで、少し増やしたところでございます。

それから、病原微生物対策というのも、これも取り入れておりまして、現在の塩素だけでは十分でない、これでは死なないものがありますから、それに対する対策も取り上げるというようなことが今回の審議会の中で取り上げられたところでございます。

こうして、水道水を今まで以上に安全性の高いものにしていくことにしたわけでございしますが、まだ今御指摘いただきましたように農業の問題等、全部片付いたわけではないと私も思っております。これから鋭意検討しなければならぬというふうに思いますし、それから、先ほどお話しいただきましたように、飲み水としては水道水とも匹敵するほど、ミネラルウォーターというんですかね、これがだんだん、先ほど二五％とおっしゃったでしょうか。

○西川きよし君 二九。

○国務大臣(坂口力君) 二九％とおっしゃったんですか、随分これ増えてきております。

前回、昨年でございましたか、水道関係の法案のときにも御審議いただきましたけれども、水道水の検査項目よりもミネラルウォーターの検査項目は大部分少ないですね。果たしてそれで大丈夫かというお話いただいたところでございまして、だんだんとミネラルウォーターの方が増えてまいりますので、こちらの方の水質検査というのももう少し今後見直していかないことには、いわゆる一つのブームでございまして、自然に流れているわき水だからこれはいんだというところでの宣伝でございすけれども、その周辺にはやはり田畑があったりもいたしますので、農業の関係が全くゼロかといえはそうもなかなか言えないというところがある、これらのことも十分に検討して、そして国民の皆さん方の水に対する期待というものにおこたえをしなければならぬというふうに思っております。

ただ、水道水の方は水道法の中でございすけれども、ミネラルウォーターの方は、これは食品衛生法だそうございまして、課が違いますので

今回の中に入っております。縦割り行政でございすけれども、両方ともしつかりやっていきたいと思っております。

○西川きよし君 済みません、まだ二分ほど残っておりますので、今ミネラルウォーターのお話が出ましたので、申し訳ないんですけども、まさしく大臣がおっしゃるとおりだと思えます。

これは委員会でも僕も質問させていただこうかな、どうしようかなと悩んだんですけども、ある放送局でもやっぱり、ミネラルウォーターの特集というんですけれども、比較してやってもらえましたが、やっぱりミネラルウォーターからも八十倍ぐらいの発がん性のものがあるというふうな放送もございましたので、それも含めて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(金田勝年君) 他に御発言もないようです。

これから、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上美代君 私は、日本共産党を代表して、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案について反対討論を行います。

本法案は、指定制度や認可制度などを登録制度に移行させるだけであり、公益法人の天下り人事や財政、予算の実態について、国民が求める抜本改革になっていません。

内閣府に設置された行政改革推進事務局が二〇〇一年七月に提出した「公益法人制度についての問題意識」では、公務員の再就職先として安易に用いられているのではないかと、また、その在り方につき見直すべきではないかと提起されております。

しかし、今回の改革では、例えば年金保養協会、勤労者福祉振興財団などの天下りの温床となつていて公益法人には全くメスが入っていません。上級官僚の特殊法人、公益法人の渡り歩きと

高額の退職金、役員報酬の改革も不十分です。

また、今回の改革の出発点は、公益法人が政官業癒着と汚職の温床となったKSD政界汚職事件ですが、改正案では、この癒着の問題は棚上げされ、公益法人の政治献金問題は不問に付されております。

このように、今回の改正案は、天下り、癒着の問題を放置し、国民の求める抜本的な公益法人改革とはほど遠いと言わざるを得ません。

以上の反対理由を述べ、国民の願う真の公益法人改革を求めて、私の反対討論を終わります。

○委員長(金田勝年君) 他に御意見もないようです。

これから、討論は終局したものと認めます。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本君から発言を求められておりますので、これを許します。山本孝史君。

○山本孝史君 私は、ただいま可決されました公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の各派並びに各派に属しない議員西川きよし君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、公益法人が国から委託、推薦等を受けて実施している検査・認定・資格付与等の事務・事業を、登録機関による実施に改める際に

は、その登録要件を広く国民に明らかにするとともに、登録手続がスムーズに行われるよう体制の整備を図ること。

二、登録機関による実施に移行した後も、検査・認定・資格付与等の事務・事業の一層の整理・合理化に努めるとともに、その必要性について定期的に検証を行い、必要性が認められない制度については廃止すること。

三、平成十四年三月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づいて講じられた具体的措置内容を逐次公表するとともに、同計画の対象となつていない事務・事業等についても検証を行い、必要な見直しを行うこと。

四、すべての公益法人において、役員名簿への公務員出身者の最終官職の付記が行われるよう指導を強化するとともに、財務諸表を含め所管する法人に係る情報を簡易な方法で入手できるよう努めること。

五、公益法人制度の抜本的改革については、できるだけ速やかに、制度の基本的枠組み、改革スケジュール、税制の在り方等の取りまとめを行い、これに従って改革の具体化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(金田勝年君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(金田勝年君) 全会一致と認めます。

よつて、山本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを

許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいる所存でございます。

ありがとうございます。

○委員長(金田勝年君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、食品衛生法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、BSEの発生など食品に関する様々な問題が生じており、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっていることを踏まえて、提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、法の目的を改正し、国民の健康の保護を図る旨を規定し、国、地方公共団体及び食品等事業者の責務を明確化するとともに、国及び地方公共団体の施策の実施に際し、国民から意見を聴取しなければならない旨の規定を設けることとしております。

第二に、規格・基準等について、残留基準が設定されていない農薬等を一定量以上含む食品の流

通等の禁止、安全性に問題がある既存添加物の使用禁止、特殊な方法により摂取した食品等の暫定流通禁止措置を導入します。

第三に、監視・検査体制の強化として、国による輸入食品監視指導計画や都道府県等による食品衛生監視指導計画の策定、検査機関の登録制の導入、国等が行う検査の登録検査機関への委託規定の創設、命令検査対象品目の政令指定の廃止、総合衛生管理製造過程の承認に係る更新制の導入等を行います。

第四に、大規模・広域な食中毒の発生時の、国から都道府県等に対する調査・報告等の要請など、飲食に起因する事故への対応の強化を行います。

第五に、表示義務違反等について罰金の額を引き上げるなど、罰則の見直しを行います。

第六に、と畜場法等の関連の法律について、法の目的に、国民の健康の保護を図る旨を規定するとともに、厚生労働大臣と農林水産大臣の連携に関する規定の創設等を行います。

次に、健康増進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

健康の保持増進に役立つものとして販売されている食品について、国民の健康の保持増進を図る観点から、必要な取組が求められております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、虚偽又は誇大な広告等の表示を禁止することとしております。

第二に、特別用途表示に必要な試験の実施を独立行政法人国立健康・栄養研究所以外にも認めることとしております。

最後に、これらの法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して三か月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上、両法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(金田勝年君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

午後四時八分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一七四二号)(第一七四三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一七四四号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第一七四五号)

第一七四二号 平成十五年四月二十五日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町大和七ノ一〇

浅井弘樹外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七四二号 平成十五年四月二十五日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡夜須町大字中牟田一

五六ノ一〇 浦丈二外五千七百七十

六名

紹介議員 松山 政司君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七四三号 平成十五年四月二十五日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 大阪府泉南郡熊取町大久保北二ノ一九ノ一二 山瀬多恵外四千六百八十一名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七四四号 平成十五年四月二十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県古川市小泉字大小五一七

寺嶋則好外千十三名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二三六七号と同じである。

第一七四五号 平成十五年四月二十八日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 福岡市南区清水一ノ二ノ九 石

田克己外二万五千五百六十七名

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品衛生法等の一部を改正する法律案

一、健康増進法の一部を改正する法律案

食品衛生法等の一部を改正する法律案

食品衛生法等の一部を改正する法律案

(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 食品添加物公定書」を「第四章の二 食品添加物公定書」に改め

第四章の三 監視指導指針及び計画」に改める。

第一条中「法律は」の下に、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより」を加え、「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」を「もって国民

の健康の保護を図るに改める。

第一条の次に次の二条を加える。

第一条の二 国、都道府県、地域保健法昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じて食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第一条の三 食品等事業者(食品若しくは添加物、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販

売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等起因する食品衛生上の危害の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他の必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第四条の二「そこなう」を「損なう」に、「きいて、それを聴いて、それらの」に改め、同条に次の四項を加える。

厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に關し利害關係を有する者の申請に基づき、又は必要に應じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第四条の三「第一項中「告示をもつて」を削り、同条第二項中「処分」を「禁止」に改め、同条第三項中「第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は」を「厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において」、「当該処分」を「当該禁止」に改め、「告示をもつて」を削り、同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第七条の二「残留する農薬」を「残留する農薬取締法(昭和二十三年法律第八十一号)第一条の二第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項に規定する飼料添加物又は薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの(以下この条において「農薬等」という。))に、「農薬の成分」を「農薬等の成分」に改める。

第九条の二「第一項中「告示をもつて」を削り、同条第二項中「処分」を「禁止」に改め、同条第三項中「第四項の三第三項の」を「第四項の三第三項及び第四項の」に、「処分」を「禁止」に、「第四項の三第三項中」を「同条第三項中」に改める。第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 監視指導指針及び計画
第十三条の二 厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導(以下「監視指導」という。)の実施に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 監視指導の実施に関する基本的な方向
二 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

三 監視指導の実施体制に関する事項
四 その他監視指導の実施に関する重要事項

厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条の三 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画(以下「輸入食品監視指導計画」という。)を定めるものとする。

輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

三 その他監視指導の実施のために必要な事項

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

第十三条の四 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画(以下「都道府県等食品衛

生監視指導計画」という。)を定めなければならない。

都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項

四 その他監視指導の実施のために必要な事項

都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

第十四条第一項中「又は都道府県知事若しくは若しくは都道府県知事又は」に改める。

第十五条第一項中「政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて次を次の各号に改め、」に該当するものを削り、同条第二項中「政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて」及び「に該当するものを削り、同条第三項中「政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて」を削り、」ものを食品、添加物、器具又は容器包装に改める。

第十七条第一項中「、都道府県知事、地域保健

健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市をいう。))の市長又は特別区の区長」を「又は都道府県知事等に、」営業を行う者を「営業者に改め、同条第二項中「携帯させ」の下に「かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させ」を加え、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条第三項中「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「都道府県等に改め、」これを削る。

第十九条第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を「都道府県知事等に、」都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区を「都道府県等に改め、同条第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を、都道府県知事等に、」政令の「を」政令で「に、監視又は指導」を「監視指導」に改め、同条第三項中「これを削る。

第十九条の十六第二項中「第十七条第二項の下に及び第三項」を加える。

第十九条の十七第一項ただし書中「第七条の第三項の承認に係る施設及び」を削り、同条第三項中「基く」を「基づく」に、「処分の」を「処分に係る」に改め、同条第四項第四号中「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

食品衛生管理者は、前項に定めるもののほか、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をすることともに、営業者に対し必要な意見を述べなければならない。

営業者は、その施設に食品衛生管理者を置いたときは、前項の規定による食品衛生管理者の意見を尊重しなければならない。

第二十三条中「規定に違反した場合」の下に「、第四条の二第一項から第三項までを加え、同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。))が第四条、第五条第二項、第六条、第七条第二項、第九条、第十条第二項、第十五条第四項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合又は第四条の二第一項から第三項まで、第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

第二十七条第一項中「その疑のある者」を「その疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。))に、「最寄」を「最寄り」に改め、同条第二項中「とき」の下に「その他食中毒患者等が発生している」と認めるときを加え、「政令の」を「速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で」に改め、「且つ、都道府県知事に報告し」を削り、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等に、」政令の「を」政令で「に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

保健所長は、第二項の規定による調査を行ったときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。

第二十八条第一項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を「都道府県知事等に改め、同条第二項中「虞」を「おそれ」に改める。

第二十八条の二第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区を「都道府県等に、」飲食店営業者その他継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者(以下この条において「飲食店営業者等」という。))を「食品等事業者」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「都道府県等に、」飲食店営業者等を「食品等事業者」に改め、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 厚生労働大臣は、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は食中毒患者等が広域にわたり発生し、若しくは発生するおそれがある場合であつて、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するときは、都道府県知事等に対し、期限を定め、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

第二十九条第一項中「第二十七条及び第二十八条を及び第二十七条から第二十八条の二まで」に改め、同条第三項中「寄宿舎、学校、病院等」を「学校、病院その他に改める。

第二十九条の二の二中「の規定及び前条」を「及び第二十九条の二の規定」に改め、同条を第二十九条の二の四とし、第二十九条の二の次に次の二条を加える。

第二十九条の二の二 厚生労働大臣は、第四条第二号ただし書(第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))に規定する人の健康を害する虞がない場合を定めようとするとき、第四条の二第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第六条に規定する人の健

康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第七條第一項(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。若しくは第十條第一項(第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。))の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一條第一項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。))の規定により基準を定めようとするとき、第十三條の二第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第十三條の三第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第十九條の十八第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

都道府県知事等は、第十三條の四第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めなければならない。

厚生労働大臣は、第一項ただし書の場合において、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

第二十九條の二の三 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

第二十九條の五第一項中「監視又は指導」を「監視指導」に改め、同條第二項中「第二十七條第一項及び第二項を」を「第二十七條」に、並びに「及び」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五條第一項又は第六條(第二十九條第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者
- 二 第四條の二第一項から第三項までの規定による禁止に違反した者
- 三 第二十二條の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事(第二十九條の二の四の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長)の命令に従わない営業者(第二十九條第三項に規定する食品を供与する者を含む。又は第二十三條(第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。))の規定による処分に違反して営業を行った者

第三十條の二第一項中「第三項において準用する場合を含む。」の下に、「第十一條第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項において準用する場合を含む。」を加え、「二年を」を「二年」に、「百万円を」を「百万円」に改める。

第三十條の三を削る。

第三十一條中「六月を一年に」、「三十万円」を「百万円」に改め、同條第一号中「第十一條第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。)、第十二條第二十九條第一項において準用する場合を含む。」を削り、同條第四号中「第二十二條若しくは」を削り、「第二十九條の二の二を」を「第二十九條の二の四」に改め、「第二十三條(第二十九條第一項及び第三項において準用する場合を含む。若しくは)」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二 第十九條の十三の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に

処する。

第三十二條中「三十万円を」を「五十万円」に改め、同條第三号中「第十九條の十七第六項を」を「第十九條の十七第八項に改める。」

第三十二條の二中「三十万円を」を「五十万円」に改める。

第三十二條の三中、「第三十條の二又は第三十一條を」から「第三十一條まで」に改める。

第三十三條中「第三十條、第三十條の二、第三十一條又は第三十二條を」を「次の各号に掲げる規定に」、「外を」を「はかに」、「又は人に対して」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同條に次の各号を加える。

- 一 第三十條又は第三十條の二(第七條第二項(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第十一條第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。))及び第十二條(第二十九條第一項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。一億円以下の罰金刑
- 二 第三十條の二(第七條第二項(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。))及び第二十一條(第二十九條第一項において準用する場合を含む。))及び第二十二條(第二十九條第一項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。一億円以下の罰金刑

第二條 食品衛生法の一部を次のように改正する。

「第四章の二 食品添加物公定書

第四章の三 監視指導指針及び計画

第五章 検査

第五章の二 指定検査機関

第六章 営業

第七章 罰則

第八章 雑則

第九章 罰則

「第五章 食品添加物公定書

第六章 監視指導指針及び計画

第七章 検査

第八章 登録検査機関

第九章 営業

第十章 雑則

第十一章 罰則

附則を次のように改める。

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から施行する。

第二條 次に掲げる法令は、廃止する。

- 一 飲食物その他の物品取締に関する法律(明治三十三年法律第十五号)
- 二 飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に関する件(昭和二十二年厚生省令第十号)
- 三 飲食物営業取締規則(昭和二十二年厚生省令第十五号)
- 四 牛乳営業取締規則(昭和八年内務省令第三十七号)
- 五 清涼飲料水営業取締規則(明治三十三年内務省令第三十号)
- 六 氷雪営業取締規則(明治三十三年内務省令第三十七号)
- 七 人工甘味質取締規則(明治三十四年内務省令第三十一号)
- 八 メチールアルコール(木精)取締規則(明治四十五年内務省令第八号)
- 九 有害性着色料取締規則(明治三十三年内務省令第十七号)
- 十 飲食物防腐剤、漂白剤取締規則(昭和三年内務省令第二十二号)
- 十一 飲食物用器具取締規則(明治三十三年内務省令第五十号)

第三條 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の飲食物その他の物品取締に関する法律に基づく命令の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業が第五十二條第一項の規定により許可を必

要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

第五十二条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第三十三条第一号中「第三十条又は第三十条の二(第七條第二項)を「第七十一条又は第七十二条(第十一條第二項)に、「第二十九条第一項」を「第六十一条第二項」に、「第十一條第二項」を「第十九條第二項」に、「第十二條を「第二十条」に改め、同条第二号中「第三十条の二(第七條第二項)を「第七十二条(第十一條第二項)に、「第二十九条第一項」を「第六十一条第二項」に、「第十二條を「第二十条」に、「第三十一条又は第三十二条を「第七十三条又は第七十五条」に改め、第九章中同条を第七十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十九条 第三十九条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万圓以下の過料に処する。

第三十二条の三中「第十九條の十七第三項」を「第四十八條第三項」に、「第三十条から第三十一条を「第七十一条から第七十三條」に改め、同条を第七十七條とする。

第三十二条の二中「指定検査機関を「登録検査機関」に改め、同条第一号中「第十九條の七」を「第三十八條」に改め、同条第二号中「第十九條の十四」を「第四十四條」に改め、同条第三号及び第四号中「第十九條の十六第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条を第七十六條とする。

第三十二条第一号及び第二号中「第十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条第三号中「第十六條又は第十九條の十七第八項」を「第二十七條又は第四十八條第八項」に、「第二十九條第一項」を「第六十一条第一項」に改め、

同条に次の一号を加える。

四 第四十六條第二項の規定による命令に違反した者

第三十二条を第七十五條とする。

第三十一条の二中「第十九條の十三」を「第四十三條」に、「指定検査機関を「登録検査機関」に改め、同条を第七十四條とする。

第三十一条第一号中「第五條第二項、第十條第二項」を「第九條第二項、第十八條第二項」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第十四條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第十五條第四項」を「第二十六條第四項」に、「第二十七條第一項」を「第五十八條第一項」に改め、同条第二号中「第四條第三項」を「第八條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第九條の二第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第四号中「第二十四條」を「第五十六條」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第二十九條の二の四」を「第六十六條」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「第二十條」を「第五十一條」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第二十一条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十条第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第三十一条を第七十三條とする。

第三十条の二第一項中「第七條第二項」を「第十一条第二項」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第九條」を「第十六條」に、「第十一条第二項」を「第十九條第二項」に、「第十二條」を「第二十条」に、「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第七十二条とする。

第三十条第一項第一号中「第四條」を「第六條」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第五條第一項又は第六條」を「第九條第一項又は第十條」に改め、同条第二号中「第四條の

「第二項」を「第七條第一項」に改め、同項第三号中「第二十二條」を「第五十四條」に、「第二十九條の二の四」を「第六十六條」に、「第二十九條第三項」を「第六十二条第三項」に、「第二十三條」を「第五十五條」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第九章を第十一章とする。

第八章中「第二十九條の六」を「第七十條」とする。
第二十九條の五第一項中「第十四條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「第十五條第一項」を「第六十六條第一項」に、「第十七條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第十九條第二項」を「第三十條第二項」に、「第二十條」を「第五十一条」に、「第二十二條」を「第五十四條」に、「第二十七條」を「第五十八條」に、「第二十八條第一項」を「第五十九條第一項」に改め、同条第二項中「第十七條第一項、第十九條第二項、第二十二條、第二十七條、第二十九條第一項」を「第二十八條第一項、第三十條第二項、第五十四條、第五十八條、第六十二条第一項」に、「第二十八條第二項」を「第五十九條第一項」に改め、同条を第六十九條とし、第二十九條の四を第六十八條とし、第二十九條の三を第六十七條とする。

第二十九條の二の四中「第十九條の十七、第二十一条から第二十四條まで及び第二十九條の二」を「第四十八條、第五十二條から第五十六條まで及び第六十三條」に改め、同条を第六十六條とし、第二十九條の二の三を第六十五條とする。

第二十九條の二の二第一項中「第四條第二号ただし書」を「第六條第二号ただし書」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に、「書う虞」を「損なうおそれ」に、「第四條の二第一項」を「第七條第一項」に、「第五條第一項」を「第九條第一項」に、「第六條」を「第十條」に、「第七條第一項」を「第十一条第一項」に、「第十條第一項」を「第十八條第一項」に、「第十一条第一項」

を「第十九條第一項」に、「第十三條の二第一項」を「第二十二條第一項」に、「第十三條の三第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十九條の十八第一項」を「第五十條第一項」に改め、同条第二項中「第十三條の四第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条を第六十四條とし、第二十九條の二を第六十三條とする。

第二十九條第一項中「第四條、第四條の三、第六條、第七條、第九條から第十二條まで、第十四條から第二十四條まで及び第二十七條から第二十八條の二」を「第六條、第八條、第十條、第十一條、第十六條から第二十條まで、第二十五條から第五十六條まで及び第五十八條から第六十條」に、「第六條中」を「第十條中」に改め、同条第二項中「第四條及び第七條」を「第六條及び第十一條」に改め、同条第三項中「第八條から第十九條まで、第二十四條第一項、第二十七條から第二十四條」を「第十五條から第十八條まで、第二十五條第一項、第二十八條から第三十條まで、第二十五条及び第五十四條から第五十六條」に改め、同条を第六十二条とし、第二十八條の三を第六十一条とし、第二十八條の二を第六十條とし、第二十八條を第五十九條とし、第二十七條を第五十八條とする。

第二十六條中「政令の」を「政令で」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「第十七條第一項(第二十九條第一項)を「第二十八條第一項(第六十二条第一項)に改め、同条第二号中「第十九條第一項(第二十九條第一項)を「第三十條第一項(第六十二条第一項)に改め、同条第三号中「第二十一条第一項(第二十九條第一項)を「第五十二条第一項(第六十二条第一項)に改め、同条第四号中「第二十二條(第二十九條第一項)を「第五十四條(第六十二条第一項)に改め、同条第五号中「第二十八條第一項」を「第五十九條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第五十七條とする。

のにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十九条の六第一項中「指定検査機関を「登録検査機関」に改め、「定め」の下に、「製品検査の業務の開始前に」を加え、同条第二項を次のように改める。

業務規程には、製品検査の実施方法、製品検査に関する手数料その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

第十九条の六を第三十七条とする。

第十九条の五中「第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けた者以下「指定検査機関」という。」を「登録検査機関」に、「検査施設を「事業所」に、「二週間を「一月」に改め、同条に次の一項を加える。

登録検査機関は、第三十三条第二項第二号及び第四号（事業所の名称に係る部分に限る。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の一月前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十九条の五を第三十六条とし、同条の前に次の三条を加える。

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、製品検査は同表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。
二 次に掲げる製品検査の信頼性の確保のための措置が執られていること。

イ 検査を行う部門に製品検査の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ 製品検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い製品検査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定により製品検査を受けなければならないこととされる食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、若しくは陳列し、又は営業上使用する営業者（以下この号及び第三十九条第二項において「受検営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検営業者がその親会社（商法明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三 登録検査機関が行う製品検査の種類
四 登録検査機関が製品検査を行う事業所の

名称及び所在地

第三十四条 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三十一条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

第三十五条 登録検査機関は、製品検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製品検査を行わなければならない。

登録検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める技術上の基準に適合する方法により製品検査を行わなければならない。

第十九条の四を削る。

第十九条の三中「者は、第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を、法人は、登録検査機関の登録」に改め、同条第一号中「この法律又は」を「その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は」に改め、「違反し、」の下に「罰金以上の」を加え、「者」を「もの」に改め、同条第二号中「第十九条の十三」を「第四十三条」に、「指定を」を「登録」に、「者」を「法人」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第四十三条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人

第十九条の三を第三十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十一条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

第十九条の二を削る。
第五章の二の章名中「指定検査機関を」を「登録検査機関」に改め、同章を第八章とする。

第十九条第一項中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「政令で」を「都道府県等食品衛生監視指導計画の」に改め、「各営業の施設等について、」を削り、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

第五章中第十九条を第三十条とする。

第十八条第一項中「第十四条第一項又は第十五条第一項」を「第二十五条第一項又は第二十六条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十七条に次の一項を加える。

厚生労働大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。

第十七条を第二十八条とする。

第十六条中「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」、「つど」を「都度」に改め、同条を第二十七条とする。

第十五条第一項中「厚生労働大臣が指定した者」を「登録検査機関」に改め、同項第一号中「第四号第二号」を「第六号第二号」に改め、同項第二号及び第三号中「第七号第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第四号中「第九号」を「第十六条」に改め、同項第五号中「第十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「指定した者」を「登録検査機関」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣が指定した者」を「登録検査機関」に改め、「政令で定める額を超えない範囲内において」を削り、「検査を行う者」を「登録検査機関」に改め、同条を第二十六条とする。
第十四条第一項中「第七条第一項」を「第十一

条第一項に、「第十条第一項」を「第十八条第一項」に、「厚生労働大臣が指定した者」を「登録検査機関に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が指定した者」を「登録検査機関」に、「政令で」を「厚生労働大臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、登録検査機関の行う検査にあつては当該登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受けて」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣が指定した者」を「登録検査機関」に改め、同条を第二十五条とする。

第五章を第七章とする。

第四章の三中第十三条の四を第二十四条とし、第十三条の三を第二十三条とし、第十三条の二を第二十二條とする。

第四章の三を第六章とする。

第十三条中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十九条第一項」に改め、第四章の二中同条を第二十一条とする。

第四章の二を第五章とする。

第十二条中「虞」を「おそれ」に、「はこれを行つて」を「をして」に改め、第四章中同条を第二十条とし、第十一条を第十九条とする。

第三章中第十条を第十八条とする。

第九条の二第一項中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第四条の三第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十七条とする。

第九条中「附着して」を「付着して」に、「書う虞」を「損なうおそれ」に改め、同条を第十六条とし、第八条を第十五条とする。

第七条の三第一項及び第六項中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とし、第二章中同条の次に次の一条を加える。

第十四条 前条第一項の承認は、三年を下らない政令で定める期間（以下この条において「有

効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の承認は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、承認の更新がされたときは、その承認の有効期間は、従前の承認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第一項の承認の更新を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第七条の二を第二十一条とし、第七条を第十一条とし、第六条を第十条とする。

第五条第一項中「厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊並びに）を「第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜及び）に、「厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した家きん（鶏、あひる及び七面鳥並びに）を「第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び）に改め、「臓器は」の下に、「厚生労働省令で定める場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

一 と畜場法第十四条第六各号に掲げる疾病又は異常

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四各号に掲げる疾病又は異常

三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

第五条第二項中「前項の厚生労働省令で定める」を「前項各号に掲げる」に改め、「あり」の下に、「同項各号に掲げる異常があり」を加え、同条を第九条とする。

第四条の三第一項中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項第一号中「第四条各号」を「第六各号」に改め、同項第二号中「第六各号」を「第十各号」に改め、同項第三号及び第四号中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第八条とする。

別表第三十三条関係

理化学的検査

理化学的検査	細菌学的検査
一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー 五 ガスクロマトグラフ 六 ガスクロマトグラフ質量分析計（食品に残留する農薬取締法第一条の二第一項に規定する農薬の検査を行う者に限る。） 七 原子吸光光度計 八 高速液体クロマトグラフ	一 遠心分離機 二 遠心分離機 三 遠心分離機 四 遠心分離機 五 遠心分離機 六 遠心分離機 七 遠心分離機 八 遠心分離機

第四条の二を第七条とする。

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号ただし書中「但し」を「ただし」に、「書う虞」を「損なうおそれ」に改め、同条第二号中「附着し」を「付着し」に改め、同条第三号中「但し」を「ただし」に、「書う虞」を「損なうおそれ」に改め、同条第四号中「書う虞」を「損なうおそれ」に改め、同条を第六条とする。

第三条を第五条とする。

第二章中「第二条を第四条とし、第一条の三を」

附則の次に次の別表を加える。

次の各号のいずれかに該当すること。	四名
一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。	四名
二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。	四名
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	四名

二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー 五 乾熱滅菌器 六 光学顕微鏡 七 高圧滅菌器 八 ふ卵器	一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
動物を用いる検査 一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー	次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	三名

第三条 食品衛生法の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

五 第十一条第三項に規定する食品

第十一条に次の一項を加える。

農業農薬取締法(昭和二十三年法律第八十一号)第一条の二第一項に規定する農薬をい

う。次条において同じ。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第二項に規定する飼料をいう)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く)が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

第十二条中「農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する」及び「(昭和二十八年法律第三十五号)を削り、」定めることを「定めるときその他に改める。」

第二十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条第三項に規定する食品

第五十四条及び第五十五条中「第十一条第二項の下に」若しくは「第三項」を加える。

第六十二条第二項中「第十一条を」第十一條第一項及び第二項に、「及び」を並びにに改め、同条第二項中「及び」を並びにに改め、同条第一項及び第二項に改める。

第六十四条第一項中「若しくは第十八条第一項」を「の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである

物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第一項に改める。

第七十二条第一項中「及び第二項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十八条各号中第二項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第三項を加える。」

(と畜場法の一部改正)

第四条 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「と殺を」とさつに改め、同条第一項中「と畜場を」と畜場」に、「と殺してを」とさつしてに改め、同条第二項中「と畜場を」と畜場」に、「と殺を」とさつに改め、同条第三項中「と畜場を」と畜場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ)の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。

二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

第十条第四項中「同条第二項但書を」同条第二項ただし書に、「と畜場を」と畜場」に、「と殺を」とさつに改め、同条第五項中「前四項」を「前各項に改め、同条第六項中行なう」を「行う」に改める。

第十五条の見出しを(と畜検査員)に改め、同条第一項中(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ)を削り、「と畜検査員」を

「と畜検査員」に改め、同条第二項及び第三項中「と畜検査員を」と「と畜検査員」に改める。
附則第四項見出しを含む。）中「と畜検査員」を「と畜検査員」に改める。

第五条 と畜場法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

と畜場法

第一条中「と畜場を」と畜場に、「を」を「を」を「を」の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ」に、「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」を「国民の健康の保護を図る」に改める。

第十九条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十四条 一億円以下の罰金刑

二 第二十五条又は前条 各本条の罰金刑

第十九条を第二十七条とする。

第十八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「三万円を」を「五十万円」に改め、同条第四号中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第九条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「と畜場使用料」を「と畜場使用料」に、「と殺解体料」を「とさつ解体料」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第七条」を「第十一条」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第七條第六項（第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第十八条を第二十六条とする。

第十七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「三万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十六条」に改め、同条

第三号中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「五万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号中「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条の下に「及び同条第五項の規定の適用がある場合」を加え、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十五条の二中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。
第十五条第一項中「第十条」を「第十四条」に、「第十二条、第十三条第一項」を「第十六条、第十七条第一項」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

（厚生労働大臣の調査の要請等）
第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条の二の規定に基づき報告を求めた場合その他食品衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があるとき、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十四条第一項から第四項までの規定により行う検査及び第十七条第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

（国民の意見の聴取）
第二十一条 厚生労働大臣は、第十三条第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第六項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないとき

は、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合において、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

（連絡及び協力）

第二十二條 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、食用に供するために畜畜の処理の適正の確保に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第十四条の見出し中「と畜場を」と畜場に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次に」、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「と畜場を」と畜場に改め、同条第一号中「と畜場を」と畜場に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「と畜場を」と畜場に、「と殺を」とさつに改め、同条第三号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「簡易と畜場」を「簡易と畜場」に、「こえる」を「超える」に、「と殺を」とさつに改め、同条第四号中「と畜場を」と畜場に、「第五条を」を「第六条」に改め、同条に次の二号を加える。

五 当該と畜場の管理者が、第七條第一項又は第六項の規定に違反したとき。
六 当該と畜場の管理者が、第八條の規定による命令に違反したとき。
第十四条第二項中「と畜業者その他獣畜の」と殺又は解体を行う者が、当該職員からの警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六條の規定に違反したときは、その者を「次に掲げる場合には、と畜業者等」に、「と殺若しくは」を「とさつ若しくは」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該と畜業者等が、当該職員の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第九條の規定に違反したとき。
二 当該と畜業者等が、第十條第一項又は第十二項において準用する第七條第八項の規定に違反したとき。

に違反したとき。

三 当該と畜業者等が、第十條第二項において準用する第八條の規定による命令に違反したとき。

第十四条を第十八条とする。

第十三条第一項中「公衆衛生の見地から必要」と認めるときは、「と畜場を」を「この法律の施行に必要な限度において、と畜場に、若しくはと畜業者を」と畜業者その他の関係者に、「職員をして、と畜場を」を「職員に、と畜場若しくはと畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者の事務所、倉庫その他の施設」に、「第五条若しくは第六條の規定による措置若しくは前条第二号若しくは第三号の規定により命ぜられた措置の実施状況」を「設備、帳簿、書類その他の物件」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の見出し中「と殺を」とさつに改め、同条中「第十条」を「第十四条」に、「と殺若しくは」を「とさつ若しくは」に、「左の各号」を「次に改め、同条第一号中「と殺を」とさつに改め、同条第二号中「と畜場を」と畜場に、「と畜業者を」と畜業者に改め、同条を第十六条とする。

第十一条の見出し中「譲受を」を「譲受け」に改め、同条中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に、「と畜場を」と畜場に改め、「準用する場合」の下に「及び同条第五項の規定の適用がある場合」を加え、同条を第十五条とする。

第十条第四項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、「都道府県知事の下に」及び「厚生労働大臣」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県知事の下に」及び「厚生労働大臣」を加え、同項を同条第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無に

改め、同項中「と畜場のうちを」とを「と畜場のうち」に、「第四条第一項を」を「第五条第一項」に、「一般と畜場を」を「一般と畜場」に、「こえるを」を「超えるに」、「と殺しを」を「とさつし」に、「簡易と畜場を」を「簡易と畜場」に改める。

第六条 と畜場法の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「と畜場の衛生管理」に改め、同条中「努め」の下に、「厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理し」を加える。

第七條第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六号」を削る。

第九條中「清潔な器具を用い、水洗を十分に行い」を「厚生労働省令で定める基準に従い、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理し」に改める。

第十四條第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前各項を」を「前項に定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病
二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの
三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

第十六條中「かかり」の下に、「若しくは異常があり」を加える。
第十八條第一項第四号中「都道府県知事の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六條を」を「第六條又は第七條第一項若しくは第六項に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項第一号中「当該職員」の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第九條を」を「第九條又は第十條第一項若しくは第二項

において準用する第七條第六項」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十九條第一項中、「第十七條第一項及び前條第二項を」及び「第十七條第一項」に改め、「職務」の下に「並びに食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保に関する指導の職務を加え、(都道府県にと畜検査員を置く)を」を「都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四條第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、と畜検査員に前項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

第二十条中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十八條の二」を「食品衛生法第六十條」に改める。

第二十一条第一項中「第十三條第一項第三号」を「第六條、第九條、第十三條第一項第三号若しくは第十四條第六項第二号若しくは第三号」に、「第十四條第六項」を「同條第七項」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第七條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第一條・第二條)を」を「(第一條・第二條)」に、「第五十一條を」を「第五十條」に改める。

第一條中「衛生上の見地」を「公衆衛生の見地」に、「を行う」を「その他の措置を講ずる」に、「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」を「国民の健康の保護を図る」に改める。

第一條の次に次の一條を加える。
(国及び都道府県等の責務)
第一條の二 国、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五條第一項の規定

に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、家きんの生産の実態及び食鳥の疾病の発生の状況を踏まえ、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第三條中「地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))を「保健所を設置する市」に改める。

第十二條第二項中「監督し」を「監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をし」に改め、同條中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理につき、食鳥処理業者に対し必要な意見を述べなければならない。

4 食鳥処理業者は、前項の規定による食鳥処理衛生管理者の意見を尊重しなければならない。

第十五條第六項中「第十二條第四項」を「第十四條第六項」に改める。

第四十條 厚生労働大臣は、食品衛生法第二十八條の二の規定に基づき報告を求めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第十五條第一項から第三項までの規定により行う検査並びに第三十七條第一項及び第三十八條第一項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

第四十條の次に次の二條を加える。
(国民の意見の聴取)
第四十條の二 厚生労働大臣は、第十一條、第十五條第五項又は第十九條の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。
(連絡及び協力)
第四十條の三 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第四十五條中「百万円」を「三百万円」に改める。
第四十六條及び第四十七條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の許可を受けずに食鳥処理場の構造又は設備を変更した者
二 第十二條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第三十八條第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九條を削る。
第五十條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同條を第四十九條とする。

第五十一条中「第四十五条、第四十六条、第四十八条又は第四十九条を」次の各号に掲げる規定に、「又は人に対してを」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十五条 一億円以下の罰金刑
二 第四十六条又は第四十八条 各本条の罰金刑

第五十一条を第五十条とする。

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項第三号及び第四号中「指定したを登録を受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第五項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の登録に関して必要な事項は政令で、受講科目その他同項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の課程に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第十三条第三号中「第十五条第六項を」第十五条第七項に改める。

第十五条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病
二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの
三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

第十七条第一項第四号中「第二十一条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。
第二十条中「あるため」の下に、「若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とた

い若しくは食鳥肉等に異常があるため」を加える。

第三十九条中「並びに第二十条を」、第二十条に改め、「職務」の下に「並びに食鳥処理に関する指導の職務」を加え、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、食品衛生法第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、前項の都道府県知事が指定する者に同項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。
第四十条中「第二十八条の二を」第六十条に改める。
第四十条の二第二項中「第十五条第五項を」第十五条第四項第二号若しくは第三号、同条第六項に改める。

（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正）
第九条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。
第二条の二 厚生労働大臣は、既存添加物名簿

にその名称が記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該添加物の名称を既存添加物名簿から削除することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物の名称を当該既存添加物名簿から削除しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるとまがないときは、この限りでない。

3 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民

の意見を求めるものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による削除を行った既存添加物名簿を遅滞なく公示しなければならない。

第二条の三 厚生労働大臣は、既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（以下「削除予定添加物名簿」という。）を作成することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により削除予定添加物名簿を作成したときは、これを公示しなければならない。

3 何人も、前項の規定により公示された削除予定添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を削除予定添加物名簿に追加し、又は削除予定添加物名簿から削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第二項の公示の日から一年以内に、同項の規定により公示した削除予定添加物名簿（前項の規定による追加又は削除を行った場合にあつては、その追加又は削除を行った削除予定添加物名簿）に記載されている添加物の名称を既存添加物名簿から削除するとともに、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

附則第三条中「前条第四項の規定により厚生大臣が公示した」を削る。

第十条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第六条を」第十条に改める。
附則第五条中「第二十三条を」第五十五条に、「第二十一条第二項第一号を」第五十二条第二項第一号に、「第二十一条第三項を」第五十二条第三項に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条並びに附則第九条、第十条、食品安全基本法（平成十五年法律第 号）第二十条に規定する食品安全委員会（以下この条及び附則第十条において「食品安全委員会」という。）に係る部分を除く。、第十二条、第十三条及び第二十九条の規定 公布の日

二 附則第十条（食品安全委員会に係る部分に限る。）の規定 食品安全基本法の施行の日

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八条（次号に掲げる改正規定を除く。）、及び第十條並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六條から第十八條まで、第二十一条から第二十八條まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条中食品衛生法第十九條の改正規定（第十七條第一項を「第二十八條第一項」に改める部分を除く。）、第六條中と畜場法第十九條の改正規定及び第八條中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三十九條の改正規定 平成十六年四月一日

五 第三条及び附則第三十四條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（登録検査機関に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に

第二条の規定による改正前の食品衛生法（次条から附則第五条までにおいて「旧食品衛生法」という。）第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの規定により厚生労働大臣の指定を受けている者は、第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下この条、次条、附則第五条、第十条第三項第一号及び第十一号において「新食品衛生法」という。）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関とみなす。

2 前項の規定により登録検査機関とみなされた者は、前条第三号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、新食品衛生法第三十七条第一項の認可の申請をしなければならない。

3 前項の者は、前条第三号に掲げる改正規定の施行の日から同項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件で新食品衛生法第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査を行うことができる。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に旧食品衛生法第十九条の十の規定による命令により指定検査機関の役員又は旧食品衛生法第十九条の四第二号に規定する者を解任され、解任の日から二年を経過しない者がその業務を行う役員となっている法人は、新食品衛生法第三十二条の規定にかかわらず、同条及び新食品衛生法第四十三条の規定の適用については、新食品衛生法第三十二条第一号に該当する法人とみなす。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にされた旧食品衛生法第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの検査の申請であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、合格又は不合格の処分がされていないものについての合格又は不合格の処分については、なお従前の例による。

（食品衛生管理者の養成施設等の登録に関する経過措置）
第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

際現に旧食品衛生法第十九条の十七第六項第三号又は第四号の規定により厚生労働大臣の指定を受けている養成施設又は講習会は、新食品衛生法第四十八条第六項第三号又は第四号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた養成施設又は講習会とみなす。

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者に関する経過措置）
第六条 この法律の施行の際現にと畜場の衛生管理の業務に従事している者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、平成九年四月一日以降において三年以上と畜場の衛生管理の業務に従事した経験を有するものは、この法律の施行の日から三年間は、第五条の規定による改正後のと畜場法（次条において「新と畜場法」という。）第七条第五項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する衛生管理責任者となることができる。

第七条 この法律の施行の際現に獣畜のとさつ又は解体の業務に従事している者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、平成九年四月一日以降において三年以上と畜場のとさつ又は解体の業務に従事した経験を有するものは、この法律の施行の日から三年間は、新と畜場法第十条第二項において準用する新と畜場法第七条第五項の規定にかかわらず、新と畜場法第十条第一項に規定する作業衛生責任者となることができる。

（食鳥処理衛生管理者の養成施設等の登録に関する経過措置）
第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第八条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号又は第四号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた養成施設又は講習会とみなす。

（処分、手続等に関する経過措置）
第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。附則第十二条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（国民の意見の聴取等）
第十条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の食品衛生法第十三条の二第一項に規定する指針を定めようとするとき、及び同法第十三条の三第一項に規定する輸入食品監視計画を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行の日前においても、第九条の規定による改正後の食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律附則第二条の二第一項の規定により添加物の名称を既存添加物名簿から削除しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会若しくは薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会の意見を聴くことができる。

一 新食品衛生法第九条第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。
二 第六条の規定による改正後のと畜場法第六条、第九条並びに第十四条第六項第二号及び第三号の厚生労働省令並びに同条第七項の政

令を定めようとするとき。

三 第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項第二号及び第三号並びに同条第六項の厚生労働省令を定めようとするとき。

4 厚生労働大臣は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、第三条の規定による改正後の食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質及び人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会若しくは薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

（施行前の準備）
第十一条 新食品衛生法第三十三条第一項の規定による登録、新食品衛生法第二十五条第二項及び第二十六条第六項の規定による手数料の額の認可並びに新食品衛生法第三十七条第一項の規定による業務規程の認可並びに新食品衛生法第四十八条第六項第三号及び第四号の規定による登録並びに第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号及び第四号の規定による登録の手続は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の項第一号中「監視又は指導」を「監視指導」に改め、「第二十七条(第二十九条第一項において準用する場合を含む)の下に。以下同じを加え、同表食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の項第二号中「第二十七条第

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)

一 第二十五条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第三十条第二項(第五十一条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る)の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第五十四条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第五十八条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第六十二条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定により都道府県が処理することとされている事務

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第十七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正)

第十八条 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「但し、左の各号の一」を「ただし、次の各号のいずれかに改め、同項第五

一 項及び第二項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。並びに)を「第二十七条及び」に改め、同表と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)の項中「と畜場法」を「と畜場法に」に改め、「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の項を次のように改める。

号中「第二十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第七号中「但し、左の各号の一」を「ただし、次の各号のいずれかに改め、同条第四号中「第二十八条第二項」を「第五十九条第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第五号中「と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第二

項」を「と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第三項」に改める。

附則第十五条第四十三項中「と畜場法第二条第三項に規定する一般と畜場」を「と畜場法第三条第三項に規定する一般と畜場」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

(酒税法の一部改正)

第二十一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六号の四第一号中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第二十一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号を次」に改め、同項第一号中「第二十号」を「第五十一条」に改める。

(製菓衛生師法の一部改正)

第二十三条 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十号」を「第五十一条」に改める。

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第二十四条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「第二条第一項」を「第四条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第六十二条第二項」に改める。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正)

第二十五条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)の

一部を次のように改正する。

別表第一号中「第二条第一項」を「第四条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二十六条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「第二条第一項」を「第四条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第二項」を「と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第三項第二項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十八条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第二項」を「と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第三項第二項」に改める。

(牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正)

第二十九条 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項に次のただし書を加える。

ただし、と畜場法(昭和二十八年法律第二百三十三号)第十條第三項ただし書に該当するときは、この限りでない。

第三十条 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第七号第一項ただし書中「と畜場法(昭和二十

八年法律第百十四号)第十条第三項ただし書を「と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第四條第三項ただし書」に改める。

(健康増進法の一部改正)

第三十一条 健康増進法(平成十四年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「第十九條第一項」を「第三十條第一項」に改める。

(食品安全基本法の一部改正)

第三十二条 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第一号中「第四條の二」を「第四條の二第一項から第三項まで」に、「禁止をしようとするとき」を「禁止をしようとし、若しくは同條第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき」に改め、同項第六号中「と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第九條第一項第三号」を「と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十三條第一項第三号」に、「第十條第五項」を「第十四條第六項」に改め、同項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)附則第二條の二第一項の規定により添加物の名称を消除しようとするとき。

第三十三條 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第二條第二項」を「第四條第二項」に改める。

第二十四條第一項第一号中「第四條第二号ただし書」を「第六條第二号ただし書」に、「第二十九條第二項」を「第六十二條第二項」に、「書う虞を損なうおそれ」に、「第四條の二第一項」を「第七條第一項」に、「第五條第一項」を「第九條第一項」に、「第六條」を「第十條」に、「第七條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十條第三項」を「第十八條第一項」に、「第二十九條第三

項」を「第六十二條第三項」に、「第十九條の十八第一項」を「第五十條第一項」に改め、同項第六号中「第十三條第一項第三号」を「第六條、第九條、第十三條第一項第三号若しくは第十四條第六項第二号若しくは第十三号」に、「第十四條第六項」を「第十四條第七項」に改め、同項第十号中「第十五條第五項」を「第十五條第四項第二号若しくは第三号、同條第六項」に改める。

第三十四條 食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第一号中若しくは同法第十八條第一項を「の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十一條第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第十八條第一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三十五條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十九号中「第二條第一項」を「第四條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第六十二條第一項」に改める。

健康増進法の一部を改正する法律案
健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び栄養表示基準」を、「栄養表示基準等」に、「第三十九條」を「第四十條」に改める。
第六章の章名中「及び栄養表示基準」を、「栄養表示基準等」に改める。

第二十六條第三項中「研究所」の下に「又は厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。))」を加え、同條第四項中「(前項の試験を「許可試験」に、前項の試験を「研究所の行う許可試験」にあっては許可試験」に改め、「研究所」の下に、「登録試験機関の行う許可試験」に

ては当該登録試験機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に」を加える。

第二十六條の次に次の十七條を加える。

(登録試験機関の登録)

第二十六條の二 登録試験機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

(欠格条項)

第二十六條の三 次の各号のいずれかに該当する法人は、第二十六條第三項の登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第二十六條の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 第二十六條の十三の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてゐる法人

(登録の基準)

第二十六條の四 厚生労働大臣は、第二十六條の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、厚生労働省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上で

あること。

二 次に掲げる許可試験の信頼性の確保のための措置がとられてゐること。

イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ 許可試験の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されてゐること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い許可試験の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第二十六條第一項若しくは第二十九條第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)第四條第八項に規定する営業者(以下この号及び第二十六條の十第二項において「特別用途食品営業者」という。)に支配されてゐるものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合であつては、特別用途食品営業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特別用途食品営業者の役員又は職員(過去一年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えてゐること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、特別用途食品営業者の役員又は職員(過去一年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

第二十六条の五 登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(試験の義務)

第二十六条の六 登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第二十六条の七 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第二十六条の八 登録試験機関は、許可試験の業務に関する規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、許可試験の業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十六条の九 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経

過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 特別用途食品営業業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(秘密保持義務等)

第二十六条の十一 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十六条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関が第二十六条の四第一項各号のいずれかに適

合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条の十三 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二十六条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第二十六条の八第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第二十六条の八第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第二十六条第三項の登録(第二十六条の五第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条の十四 登録試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十六条の十五 登録試験機関以外の者は、その行う業務が許可試験であると人を誤認させるような表示その他の行為をしてはならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う業務が許可試験であると人を誤認させないようするための措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第二十六条の十六 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十六条の十七 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十六条の十八 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第三項の登録をしたとき。

二 第二十六条の五第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失つたとき。

三 第二十六条の七の規定による届出があつたとき。

四 第二十六条の九の規定による許可をしたとき。

五 第二十六条の十三の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

第二十七条第三項中「昭和二十二年法律第二百三十三号」を削る。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(誇大表示の禁止)

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項(以下「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはな

らない。

(勧告等)

第三十二条の三 厚生労働大臣は、前条の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に對し、当該表示に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品、第二十九条第一項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたものを除く。)について準用する。

第三十三条中「第二十九条第二項」の下に、「第三十二条第三項」を加える。

第三十六条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二十六条の十一第一項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第二十六条の十三の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役

又は百万円以下の罰金に処する。
第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 第三十二条の三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七条に次の一号を加える。
三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者

第三十七条の次に次の一条を加える。
第三十七条の二 次に掲げる違反があつた場合において、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の九の規定による許可を受けな

いで、許可試験の業務を廃止したとき。
二 第二十六条の十四の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十六条の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十六条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十九条中「前二条」を「第三十七条又は前条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十条 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二十六条の四関係)

一 遠心分離機	次の各号のいずれかに該当すること。	中欄の第一号から第三号までのいずれかに該当する者三名及び同欄の第四号から第六号までのいずれかに該当する者三名
二 純水製造装置	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六	
三 超低温槽		
四 ホモジナイザー		
五 ガスクロマトグラフ		
六 原子吸光分光光度計		

七 高速液体クロマトグラ

フ

八 乾熱滅菌器

九 光学顕微鏡

十 高圧滅菌器

十一 ふ卵器

十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

五 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

六 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(第三十九条)を「第四十条」に改める部分を除く。、第六

章の章名の改正規定、第三十二条の次に二条を加える改正規定、第三十三条の改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十三条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六条の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成十五年五月二十二日印刷

平成十五年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

E